

第五十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十一号

昭和四十三年三月十九日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 渡辺美智雄君 理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君 理事 竹本 孫一君

理事 大久保武雄君 理事 大村 襄治君

理事 奥野 誠亮君 理事 河野 洋平君

理事 小山 省二君 理事 四宮 久吉君

理事 砂田 重民君 理事 地崎宇三郎君

理事 西岡 武夫君 理事 古屋 亨君

理事 坊 秀男君 理事 村上信二郎君

理事 村山 達雄君 理事 山下 元利君

理事 吉田 重延君 理事 阿部 助哉君

理事 井手 以誠君 理事 佐藤觀次郎君

理事 中嶋 英夫君 理事 平林 剛君

理事 広沢 賢一君 理事 岡澤 完治君

理事 河村 勝君 理事 広沢 直樹君

理事 松本 忠助君

出席政府委員

総理府統計局長 岡部 秀一君

経済企画庁国民生活局長 八塚 陽介君

大蔵政務次官 倉成 正君

日本専売公社監理官 前川 憲一君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省関税局長 武藤謙二郎君

国税庁長官 泉 美之松君

食糧庁長官 大口 駿一君

中小企業庁次長 沖田 守君

委員外の出席者

通商産業省通商局通商政策課長 佐々木 敏君

通商産業省貿易振興局輸出業務課長 間淵 直三君
専門員 坂井 光三君

三月十六日

委員大村襄治君及び河野洋平君辞任につき、その補欠として植木庚子郎君及び福田一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君及び福田一君辞任につき、その補欠として大村襄治君及び河野洋平君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君、石田幸四郎君及び田中昭二君辞任につき、その補欠として西村榮一君、広沢直樹君及び松本忠助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君及び松本忠助君辞任につき、その補欠として岡澤完治君及び田中昭二君が議長の指名で委員に選任された。

三月十六日

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

同日

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願外一件(木原実君紹介)(第二六五三三号)

同外一件(佐野進君紹介)(第二六五四四号)

同(田原春次君紹介)(第二六五五五号)

同(古川喜一君紹介)(第二六五六六号)

同外一件(大原亨君紹介)(第二六七二七号)

同(斎藤正男君紹介)(第二六七二七号)

同(野口忠夫君紹介)(第二六七三三三号)

同外四件(山崎始男君紹介)(第二六七四四号)

同外一件(阿部昭吾君紹介)(第二六九六六号)

同外一件(井上泉君紹介)(第二六九七七号)

同(井手以誠君紹介)(第二六九八八号)

同外七件(勝間田清一君紹介)(第二六九九九号)

同(木原実君紹介)(第二七〇〇〇号)

同(久保三郎君紹介)(第二七〇〇一號)

同(佐々木三三君紹介)(第二七〇二二號)

同(中澤茂一君紹介)(第二七〇三三號)

同外五件(野口忠夫君紹介)(第二七〇四四號)

同外四件(帆足計君紹介)(第二七〇五五號)

同外一件(山口鶴男君紹介)(第二七〇六六號)

同外九件(山本弥之助君紹介)(第二七〇七七號)

同外一件(依田圭五君紹介)(第二七〇八八號)

同外三件(角屋堅次郎君紹介)(第二七〇九五號)

同(河野正君紹介)(第二七〇六六號)

同(田邊誠君紹介)(第二七〇七七號)

同外一件(中井徳次郎君紹介)(第二七〇七八號)

同(中嶋英夫君紹介)(第二七〇八九號)

同外一件(平林剛君紹介)(第二七〇九〇號)

同外一件(美濃政市君紹介)(第二七〇九一號)

同外一件(村山喜一君紹介)(第二七〇九二號)

同(森本靖君紹介)(第二七〇九三號)

同(山花秀雄君紹介)(第二七〇九四號)

同(山本幸一君紹介)(第二七〇九五號)

同(井上泉君紹介)(第二七〇九六號)

同(加藤万吉君紹介)(第二七〇九七號)

同(北山愛郎君紹介)(第二七〇九八號)

同(工藤良平君紹介)(第二七〇九九號)

同(古川喜一君紹介)(第二七一〇〇〇號)

同(栗林三郎紹介)(第二七一〇〇一號)

同外二件(堂森芳夫君紹介)(第二七一〇〇二號)

同外一件(門司亮君紹介)(第二七一〇〇三號)

同外三件(山本弥之助君紹介)(第二七八一七号)

各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願(砂田重民君紹介)(第二七八八号)

国民金融公庫の傷病恩給等担保融資額は正に関する請願(原健三郎君紹介)(第二八〇〇〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

関税込率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○田村委員長 これより会議を開きます。

関税込率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。竹本係一君。

○竹本委員 私は簡単に三つだけ伺ってみたいと思います。

第一は、十六日、十七日に行なわれました金ブール七カ国会議のことで一言だけ伺いたいのでございますけれども、これはわが国のこれからの経済あるいは貿易に重大な影響がありますので、幸い政務次官がいらつしやいますので、政務次官に一つだけ伺いたしたい。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

要するに、この金ブール七カ国会議は、大蔵大臣並びに宇佐美日銀総裁は非常に高く評価しておられるようですが、私の伺いたい点は、どこ

第一類第五号

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

大蔵委員会議録第十一号

昭和四十三年三月十九日

をそんなに高く評価しておられるのかということであり、成功であった、あるいは最善を尽くした、あるいは適切であったというならば、どの点がどういう理由で適切でありまた成功であったと言われるのか、その点だけ伺いたいと思います。

○倉成政府委員 お答えいたします。

金プールの七カ国の中央銀行の総裁、理事の会議のコミュニケ、これは竹本先生御承知のとおりでございます。この中で、御案内のように各国総裁は、米政府が通貨当局との取引に一オンス三十五ドルの現行価格で金を引き続き売買していく方針であることを了承した。いわゆる政府間、中央銀行間の金の価格を一オンス三十五ドルで現行価格を維持しておるということは、やはり金不安の現況において一つの柱であろうかと思ひます。

同時に、このコミュニケにおいても明らかにされておりますように、国際間の協力、特にE.E.C諸国の国々において、ひとつこのアメリカ政府の態度に対して協力をしていくという態度を明らかにいたしておる点であります。これを具体的に申し上げますと、各総裁は、今後当局の保有する金は、各通貨当局間の交換を行なうためにのみ使用すべきであると信じている。いわゆる各国の政府通貨当局間の交換だけでありまして、ロンドン市場やほかのいかなる金市場にも金を供給しない、いわゆる民間市場には金を供給しないということをきめた点であります。したがって、さらに民間市場からの金の買入れを必要なしということをきめまして、一応二重価格制度をきめると同時に、各国が、いろいろ議論はありましても歩調をそろえたというところであらうかと思ひます。

それからもう一点は、やはりポンドの不安に対処しまして、ポンドに対してクレジットの総額四十億ドル、これはIMFのスタンダードバイを含んで四十億ドルにする追加便宜を与えたという点、さらに米中央銀行のスワップの拡大、日本の日本銀行との間のスワップも十億ドルに拡大された、こういう点もやはり国際協力のあらわれだと思ひます。

して、現段階においては、一応妥当な線であり、成功である、かように考えておるわけであり、成

○竹本委員 関連してもう一つだけ伺います。

大體御説明わかりましたが、そういう問題は、一応え方の相違もござりますが、そういう問題は、一応やめまして、いまお話し公的金融機関との取引では一オンス三十五ドルの現行価格で金売買をやる、また、公的な保有金は各国の通貨当局の間の移送だけが行なわれる、こういうことでございすので、その移送の範囲、公的金融機関の取引として認められる範囲というところの基準なり限界なりというものは、どんなものであるか。したがって、今度は金は一種の清算協定みたいなもので、最後の締めくくりのしりぬぐいのところだけを金を移送してやろうというのであるか、その点だけひとつ。

○倉成政府委員 御指摘の点が非常に重要な点だと思ひます。公的な機関におきましては、百数十億ドルのドルがあるわけでございますから、これを全部金にかえてくれというところになれば、なかなかアメリカの金準備も容易でないと思ひますが、その細目についてはコミュニケでも発表されておられますし、外部に出ておりませんけれども、やはり今日のゴールドラッシュに対処して、アメリカのみならず各国の政府がこの状態を鎮静させることが国際通貨不安を解消せしめる、そういう意味において、やはり少なくとも金プールに参加した諸国の間においては、アメリカの金準備が困るような形で引き出しはしない、こういうふうな形にわれわれは了解しているわけでありす。しかし、さらにこの金プール参加国以外の国の態度というものが、これからの問題であらうかと思ひ、今後開かれていくものと信じております。

○竹本委員 問題は、南アの生産する金のどの程度をそういういわゆるマル公で流すかといったような問題、これもいまの公的な関係の百四十億ドルの問題と並んでこの会議の成功のキーポイントになると思ひますので、その辺はどういう

見通しであるか。

それから、これはいろいろ議論がまた出てまいりましようけれども、中共、ソ連、フランス等が外側からドルあるいは投機筋と一緒になっている外におおつてくるということになりますと、自由市場で手持ちの金を高く売つてドルを苦しい立場に追いつ込むという可能性は全く消えていないのじゃないか。一般の問題に対しては鎮静策として、大きな効果があらうかと思ひますけれども、それらの国々に関してはなかなか効果が期待できない、協力が期待できないというところに致命的な悩みがあるのじゃないか。したがって、公的な通貨当局の金の移送という問題の範囲が問題。

それから、南アが将来生産のどのくらいを回せば国際流動性の問題に致命傷を与えないようになるのか、その辺の何か見通しでもあったのか。いま申しましたソ連、中国、フランスがどの程度協力するものであらうか。

○倉成政府委員 三点についてお感じのところをひとつお聞かせ願ひたい。

たゞいまの点は、正直に申し上げます、現在のところよくわからないという状況でございます。御指摘のように南アが自由世界の産金の四分の三、一九六六年で大体十億八千二百萬ドルの金を産してございます。それから共産圏の資料は確たるものはございせんが、一九六四年で大体、ビツクの年報によれば、公的保有百七億ドル前後というふうな資料があるわけでございます。これらとこの金の動向というものが金の将来について大きな影響を及ぼすことは御指摘のとおりであります。しかしながら、やはりこれから先の金をどう考えていくかというところは、アメリカも連邦法定準備率を撤廃いたしましたように、また、S.D.R.の問題がだんだん煮詰まってきたりしますように、今後そういう金だけにたよつて国際通貨を安定させるということではなくして、もう少し世界の政府中央銀行の間で新たな信用を創造して、それによってひとつ国際間の決済をやつていこうという情勢がだんだんでき上つております。

すので、そういった問題とあわせてこれらの要素をどうにかみ合はせていくかということが問題ではなからうかと思つておるわけでございます。御案内のように、新聞でもありますが、パリやチューリッヒその他思ったよりも金の自由市場の相場が現在のところ下がつております。しかし、今後の情勢をしばらく注意深く見守つていくことが大切ではないか、かように考えておる次第でございます。

○竹本委員 金の問題は、私緊急質問も出しておりますので、また別の機会に十分議論をさせていただくことにしまして、次は関税率法等の一部改正法律案に対して、いわゆる不当廉売関税、第九条の問題について一言伺ひたいと思ひます。

最初にお伺ひしたいことは、ガット六条に基づくダンピング防止税、これは少しばく然としておるからとかいうようないろいろな御意見があるようにございまして、どの辺がどういふふうな点にばく然としておつて、どういふふうな改正されようとするのであるか。またケネディラウンドで新しい協定が成立した、それに応じてということございまして、その辺はポイントはどういうふうな考えられておるのか、その点だけ伺ひたいと思ひます。

○武蔵政府委員 ダンピング防止の關係では、いまのガットにも規定があるわけでございますが、ばく然としておるところがあつていろいろと乱用される危険があります。そこで、ケネディラウンドのときに、関税面以外のところのいろいろな貿易の障害も取り除きたい、こういうことである。いろいろな交渉があつたわけですが、そこで関税の税率の引き下げと、同時にこの問題も取り上げて、これは日本が特にアメリカでアンタイダンピングの適用を受けて相当被害を受けておつたわけですから、これがコードができまして、それで各国が乱用ができないようにするといふねらいでございます。それでは、どういふことがコードで変わるかと

いうことでございますが、これはダンピングの嫌疑があると提訴があるわけですが、その要件として、今後は、価格差があるという証拠のほかに、向こうの産業に対して損害があるという証拠を出さなければいけない。これが第一点でございます。それから、最終的にダンピングがあったかどうかをきまる前に暫定措置というのがとられるわけですが、そのときも損害の十分な証拠があるということが必要である。それが第二点でございます。

それから、従来は期限の定めがない暫定措置ということがとられて、輸出業者としては非常に不安定な状態に置かれていた。そうなりますと、一体幾らダンピング防止税を課せられるのかわからないという不安で輸出がとまってしまおうという状況が続くわけでございます。今度のコードで原則として最高三カ月に限定されるということになります。

こういうことが今度の新しいコードによって規制されるおもだった点でございます。

○竹本委員 価格差とか損害とかいろいろ御説明がありました。そのとおりだと思います。ただそれが明確になったことはけっこうだと思えます。が、ここで国益に反しない範囲でいろいろ質問をしてみたいと思います。

アメリカが日本の品物に対してよくダンピング防止税とかいろいろのことを言ったり考えたりしておるようでございますけれども、その場合にアメリカが根拠としてあげている点はどんな点を言っておるか。日本が将来今度ダンピング課税をかけるというときの問題ではなくて、日本がかけられるときの問題でございすけれども、とかくアメリカはすぐ日本はダンピングをやっているのだと言いますので、それはどういう根拠でどういう点を言っておるのか、その辺をひとつお伺いします。

○武蔵政府委員 具体的な品目は別として、現在までのやり方ですと、価格差があるかどうかというのを財務省が調べる。そうしまして、価格

差があるということになりますと関税委員会へ提訴されるわけですが、その段階で評価差しとめというところで、関税がかかる、幾らかかるかわからぬという状況が起こる。そこで非常に国内産業に対する損害があるかどうかというところは調べずに、価格差があるというだけでそれが発動される、そういうことで日本の輸出が非常に悪影響を受けている、こういう状況が続いているわけでございます。

○竹本委員 いまの価格差の問題でございすけれども、アメリカの製品との価格差が、日本で国内市場に売っているものと価格差が、その辺はどうなんですか。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○武蔵政府委員 日本の国内市場に売っているよりもアメリカは安く売っているということになると価格差ということになるわけでありす。

○竹本委員 その辺でいろいろの品物について、こちらの説明ではないが、アメリカのほうがどういふ品物をあげてどういふふうな価格差があると主張しておるか、アメリカの言っているところを聞きたい。

○武蔵政府委員 アメリカの場合に、一九五八年の十月から六七年の十二月の間にダンピングの調査を受けたという品目は、セメント、タイル、酸化チタン、鉄鋼製品など三十九件になっております。そのほか調査をされているというものが鋼材ドリル、真空管、抵抗器、ナフトエ酸、この四品目の調査をされております。ただし、いままです実際に防止税を課税されたというものは発泡剤一つでございます。

○竹本委員 なかなかデリケートな問題で遠慮しながら聞いていますので、今後日本の金融引き締めが相当強くなります。また、国際デフレ化の情勢の中ですますぎしく引き締めが行なわれるだろうと思えますが、そうすると金融がつかなくなりすので、輸出産業分野におきましてある程度投げ売りが始まると思うのです。現に一部には出てきておる。そういう意味で、そのま

た投げ売りというものがダンピングだとみなされる危険がありはしないか、その点はどうか。

○武蔵政府委員 これは先生御承知のように、従来から日本の商品の輸出につきましては、先進国が非常に警戒いたしまして、たとえばガットの三十五条の援用というふうなことも、どうも日本の商品が出てくると、ガットの規定どおりやると、日本商品でもって国内産業が重大な脅威を受けやせぬか、そういう嫌疑に基づくものです。そういうことで先進国の日本商品に対する恐怖心というのは非常に根強いものがございす。そこで、輸出振興の際に日本が不当に安売りをしているという嫌疑をかけられるというふうなことになるやういふことが起こらないように十分注意させるといふことでございす。

○竹本委員 通産省のほうにお伺いをしたいのですけれども、いまお話しのように従来、どうも不当にと言いたくなるわけですが、日本、日本の製品についてはダンピングをしておるのじやないかという嫌疑をかけられておる、また、必要以上に日本の輸出に対する恐怖心を持っているというところでございす。が、われわれ国内の分野から、われわれのほうから反省しなければならぬ面も私はいろいろあると思うのですが、きょうはこまかいことはやめますけれども、いま局長のお話にもありましたように、国内の業者に対して、そういう点で誤解を招かないようにどういふ指導をしておられるのか、どういふ輸出の秩序づけを試みようとしておられるのか、その点をちょっと聞きたい。

○間淵説明員 お答えいたします。ダンピング輸出を防止しまして、相手国から輸入制限運動を起こさないために、まず輸出入取引法によりまして、輸出業者あるいはメーカーという人たちにまず輸出協定あるいは輸出組合規約というものをつくらせまして、不当に安い値段では輸出しないようにすることが許されております。業界自体の協定あるいは規約といったような

ものだけではその効果が期待できないといったような場合には、政府といたしましてこれにアウトサイダー規制命令を出しまして、これをバックアップするというを行なっております。また、それによっても十分な効果が期待できないという場合には、輸出貿易管理令の別表にこれをリストアップいたしまして、直接輸出承認制にかかまして、これを規制するというような方法によりまして不当なダンピング輸出というものがないようにやっております。

○竹本委員 そうすると、いま御説明をいただきましたような努力をしておられるということならば、あまり不当な誤解はないはずなんだけれども、御承知のように、酢酸ビニール繊維でも機械、電気器具、ゴムでも鉄鋼でも日本はポイントされる危険性があるでしょう、それはどういうことですか。

○間淵説明員 伝統的に日本の製品に対する危惧の念というものがまだ完全には消え去っておらないと思うわけでございます。こういうものに對しましては、私も政府並びに業界でやっております努力というものを十分PRさせて、そういう疑惑が消えるような方向にやっております。

○竹本委員 これはちょっとデリケートでございますからこれ以上追及はいたしませんけれども、やはり私はそういう向こうさんの誤解だけでなく、こちらの自主的な体制の中にいろいろ矛盾がある、通産省の指導も不十分な点があるのではないかと、いろいろまだ努力の残されている余地があるのではないかと、こういうことを感じますので、これはひとつ善処を要望しておきたいと思えます。

最後に、中共貿易のことを一つ聞きたいのであります。今回、中共関係につきましてもケネディラウンドの実施に伴いまして、特に大豆、鉄鉄については新しくふうが試みられたようでありまして、これはけっこうであります。そこでまず、私は、一般に中共貿易の重要性というところをよく言うのだけれども、また政府も最近において少し——少しでございますけれども、前向きに考

えておられるようだといいことでございますが、
一体中共貿易のウエートはどのくらいに考えてお
られるのか。現在がどのくらいかということは大
体わかりませうけれども、政府としては片道幾ら、
往復幾らというところまでを当面の努力目標に
しておられるのか。ただ、その目標を持たずに、何
となく開いたほうがいいということでは、何
れるのか、努力目標はどの辺に置いておられるか
ということをお聞きしたい。

○佐々木説明員 お答えいたします。

中共に対しまして通産省の輸出努力目標といま
すか、これにつきましては、貿易全体の問題でござ
いまして、中共だけに對します計数的な見通し
というものは現在のところ持っておりません。た
だ通産省としましては、貿易立国の立場に立ちま
して、いかなる国、いかなる市場に對しても
輸出を促進させるという方針でございますけれども、
特に中共につきましては、申し上げるまでも
なく、地理的にも歴史的にも近いという関係がござ
いますので、さらにその中共の潜在需要という
ものが非常に膨大であるということも考えられま
すので、中共に對する貿易は極力促進させたい、
かように考えておる次第でございます。

○竹本委員 ちょっと、ただいまの御答弁はあま
りにも期待に反するのです。歴史的にどうだと
か、多いほど便利がいいということとは間違いあり
ませぬけれども、いやしくも通商政策として考え
る場合に、ことにいま国際通貨危機の中で、いわ
ゆるドルのかさの中にあまりに入り過ぎた日本
は、困ったということになり、何とかそれに影響さ
れないように、アジアの地域に自主的な経済圏を
つくろうとかつくるべきであるとかいろいろいっ
ております。そういう時代に、三億ドルよりは四
億ドルのほうが多いのだとかいうようなことを私
は聞いていたのじゃないのだ。大体中共貿易につ
いてはどのくらい——たとえば、いまアメリカが
三分の一だ、将来の経済社会発展計画の中ではこ
のくらいまで、ほんとうは通産省としてはそれを
もつとブッシュして、この辺まで考えていきたい

——日本の貿易はいま百二十一億五千万ドルとか
なんとかいっておられるけれども、それが将来百五十
億あるいは二百億になる。その段階において、中
共に對してはどの何%ぐらいは振り向けていき
たいという輸出努力目標というものがなければなら
ぬではないか。それは全然ないのですか、あるの
ですか、それをお尋ねします。

○佐々木説明員 ただいま申し上げましたよう
に、将来の中共に對する輸出努力目標とい
ますか、計数的なものは格別つくってございま
せん。ただ現在、申し上げるまでもなく、輸出入合
計三%弱でございますが、これはいかにも低いとい
うことで、このパーセンテージも極力増大させ
る、かような方針で進めておるわけでございま
す。

○竹本委員 百億ドルで三億ドルだから三%、間
違ひありませんが、私が聞いていたのは、三%は
いまお話しのようにあまりにも低い。しかし、将来
日本の貿易がかりに百五十億ドルになる、その場
合にその三%でいくのか、あるいは倍の六%ぐら
いにはしようというのか、金額にして十億ドルか
五億ドルか知りませんが、とにかくその辺
の一つの目安というものがなければならぬと思
うのです。それからパーセンテージにして
も、アメリカは三分の一だというならば、中共は
何年計画で何%、あるいは一割なら一割に持つて
いくのだということぐらいの基本的なねらいがな
ければ、ただ多いほどいいんだということだけで
は、何だか私は、全く努力目標がないじゃないか
と、非常に奇異に感ずるのです。もう一度ひと
つ……

○佐々木説明員 先生おっしゃいますように、ま
さに、中共に對しましては一つの目標を掲げて、
それに対して努力するということがもつともござ
います。ただ中共は、過去十年間ほど、中共
自体の輸出入がほぼ三十億ドルから四十億ドルく
らいを前後しておるというふうな状況でございま
す。特にここ数年、非常にふえておるというよう
な情勢はございません。さらにまた中共は、特に

日本に對しまして、輸出入バランスということ
申しておるわけでありまして、輸出のみならず輸入
面におきましても同額のものを考えておるわけで
ありまして、単に輸出だけを伸ばすということでは
、なかなかまいらないわけでありまして、以上の
ような状況からいたしまして、何年先に中共に對
しては幾らの輸出を目標とするというふうな計算
は、ただいまのところいたしておりません。

○竹本委員 私が聞いておるのは、アメリカにだ
けたよっていいわけのいいのだというふうな考えは間
違ひだ、よく言う議論でございます。私はそれを
言おうとは思わない。ところが一方では、中共貿
易だけ広げて大いに増進すれば、ほかは全部なく
てもいいような景気のいい話が一部にはある。ど
ちらも行き過ぎておるのであつて、現実的ではな
い。そこで政策当局としては、少くとも現在は三億
ドルしかないけれども、これを十億ドルに何年計
画で持つていくというのか。あるいは日本の輸出
の何%ぐらいいままでの三%を上げていくとい
うのか。どちらかの一つのめどがないという
ことは、ぼくはどうしても納得できないですね。
そこでもう一つ聞きますが、ソ連と中共とは、
いろいろ政治的なあつた関係が最近できており
ますので、従来と変わりました。そこで、いまお
話もちよつと出ましたけれども、今度は中共自体
の輸入はどのぐらいいままでの三%を上げていく
ツとイギリスとフランスはどのぐらいいままでの
るかということをお聞きしよう。

○佐々木説明員 お答えいたします。
中共の日本以外の諸外国からの輸入であります
が、一九六六年におきまして、西独が一億三千万
ドル、フランスからの輸入であります九千万ドル、
イタリアからの輸入が六千万ドル、順序が
ちよつと逆になりましたけれども、イギリスから
の輸入が九千万ドル、スウェーデンからの輸入が
二千四百萬ドル、大体以上のような数字でござ
います。

○竹本委員 そこで、いまの数字は金額だけ見れ
ば問題にならぬと思いますが、去年あたりだつ

て、御承知のように日本は一割ぐらい減退したの
に、向こうの西ドイツはほとんど倍になったとい
うような事実もあるわけですし、前と変わりました
で、ソ連と中共のいまのような対立的な情勢が続
けば、やはり中共といえども自由貿易を再開さ
なければならぬ。そうならば、先ほどお話しした
ように、一番近い日本が、伸びる率において西ド
イツに負けないくらいな勢いで伸びていかなけれ
ばならぬというふうなことを、いろいろデータと
して計算すれば、とりあえずは五億ドル、十億ド
ルにはその次だといったような、何かの目安がな
ければならぬ。これは目安がなく、中共貿易は
ただ困難ばかり数え上げたり、期待だけいたずら
に多くする人がおるといふような両極端な情勢で
は、どうにもならないと思ひますので、これはき
うは時間もありませんからこの辺で打ち切つて
おきますけれども、もう少し政策目標、努力目標
というものを考えて、日本の輸出もいつまでたつ
ても百億というわけにはいかないのです、やがて二
百億ドルにもしなければならぬのですから、その
段階においてはこの辺まで持つていくのだという
努力目標がないというばかりなことはいふと思
う。

ザ・モア・ザ・ベターで、多いほどいいのだと
言っているだけでは話にならぬと思ひますので、
善処を要望いたしておきたいと思ひます。

次に、いわゆるケース・バイ・ケースというや
つなです。これも努力目標があればケース・バイ
・ケースが非常に前向きになると思ひます。
しかし努力目標は、たとえばことしは五億ドルま
で持つていかなければならぬということになれ
ば、いろいろ積極的な努力をしなければならぬわ
けですけれども、まあ言うてきたもので話があれ
ばそのとき考えましようといったような目標を持
たない姿勢でおれば、これはぼくは中共貿易は前
進しないと思ひます。事実前進してない。そこ
でその一つの例として、実はケース・バイ・ケー
スというものはこの国会において非常に盛んに言
われるようになりました。これは詳しく論ずる時
間ありませんけれども、従来といえども佐藤内

○竹本委員　したがって、従来はケース・バイ・ケースのケースがなかった、こういうことでしよう。

○倉成政府委員　あったことはあったのでございませけれども、非常に少なかった、こういうこと

際問題としてそこに二つの問題がある。次々に国内法改正をやると言われるけれども、そう簡単に行なわれるものじゃない。だから、実際残った二〇％については、半永久的とは申しませんけれども、大豆と鉄鉄はこれで一応解決するとして、あ

ます。それからその次が便益関税の国になります。これはガットに入っているでも三十五条を援用しているとか、あるいは何ら二国間に条約上最恵国の待遇をする義務がない、こういう国の中でも、事実上は日本に対して一番低い税率を適用しています。

許税率と同じようにすることを前向きで検討しよう、そういう考えであります。それから、生糸の問題に続きまして大きな絹織物の問題、これは密接に関連がございます。生糸のほう下がるといふことになりますと、絹織物につきましてもこれ

をどうするかという事態が起こっています。生糸のはうが片づきませんと絹織物のほうは片づきません。もしこの両方が片づきませんと、それで残りの半分ぐらいのものが片づいてしまふ。そのほか金額の大きいものは魚類が非常に多くて、これは御承知のような関係でそう簡単にとりあえずのこととはなかなかむずかしい、そういう状況でございますが、相手国の処遇の状況——中共に限りませず、国定税率を下げるにつきましたは、相手国の処遇の状況も考慮しなければなりません、さらに国内産業への影響というようなものも考えまして、なるべく関税は下げていく、そういう方向でこれからも進めたい、そう思っております。

○竹本委員 中共にはいまの問題に関連しまして関税が高いほうと低いほうと両方ある。そして高いほうをかけているといたうな説明を聞くのですけれども、二つほど伺いたい。

一つは、高いほうと低いほうとの関税が二種類あるというが、ほんとうにあるのか。そしてまた、日本に向かつて高いほうをはたして現実にかけておる証拠があるのかどうかという問題が一つです。かけておるかどうかという事実関係。それからもう一つ、私がこれは一般的に考えているわけですが、中国は御承知のように大体内閣経済だ。そうしますと、入り口で高い関税をかけて、だれが負担するかという、資本主義の経済ならばそれは関係者が負担するというもので、それで国は収入があっただけ得たということになりまして、国営経済の場合には、高い関税をかけてしまつてコストを上げてしまえば、結局は国の経済全体のコストアップでたいしたプラスにはならない。だから、中共が国営経済だということを前提にすれば、そのものの好きにわざわざ高い関税をかけてくるというものはナンセンスだというふうに思いますが、この点についてはどう考えますか。

○武蔵政府委員 まず最初に、中共は日本に対して高いほうの関税率をかけているという証拠があるかどうかという問題でございますが、これは国交

のある国ですと、お互いに関税率はこういうことである、輸入制度はこういうことであると貿易交渉のときに政府が文書で出しまして、それで非常に正確につかめるわけでございます。ところが、中共との関係はそういうことがございませんので、いろいろな資料から考えるわけでございますが、たとえば四十一年の九月に出しております貿易振興会の資料で中国对外贸易部編「中国对外贸易の基礎知識」こういうロシア語からの翻訳がございますが、それを見ますと、中共もやはり資本主義国と同じように、こちらは、これは日本に限りませんが、条約や協定で低い税率を適用するのとそうでないのと二本立てになっておりますが、先方も「輸入商品に対する関税率表には、二種の関税が規定される必要がある。中華人民共和国と通商条約または協定を結んでいない国に対しては、通常より高い関税額を課さねばならない。中華人民共和国と通商条約が結ばれている国に対しては、通常の関税率を適用する。」こういうことが書いてあります。そこで、これは関税の基本的な変更がない限り、向こうもやはり資本主義国と同じように二本立てにしておるといふことは大体間違いないだろうと思ひます。

そこで、二番目の先生の御質問でございますが、確かに中共はそんなことをする必要はないじゃないか、どうせ国家貿易なんだから、関税だけは低くしておつて中で幾らでも操作できる、だからそういうことはやる必要はないじゃないかと、いう問題であります。それは実はガツトでも非常に問題なものでございまして、国家貿易の国につきましても、たとえば関税だけでその待遇の交換をするというところをいふと危険がございまして、だんだん輸入が自由化されてきますと、輸入制限のない品目につきましては関税だけが障壁になる、こういうことになりまして、ところが、国家貿易ですと、関税を下けたところでその他でもって幾らでも操作できる、こういうことになりまして、したがって、表面で関税だけを見まして、それで向こうも差別してないからというの

で、こちらが非常に安い関税を適用したときに、それではたして、向こうも関税をかりに全廃したといたしても、それで先方に対する日本の輸出が伸びるかどうか、これは一般論でございますが、これはだいたい問題がございまして、そういう場合には、結局数量で輸入をふやす、輸出をふやすというのをさせるということではないと実質的に不均衡が生ずる、こういう問題があると思ひます。そういうむずかしい問題はございまして、先ほど来申しましたように、私ももしましては、さしあたりまず一番大きな品目である生糸について四十三年度じゅうに前向きで検討をして、それでその結果差しかえないということになりまして、国定税率を下げる。これがございまして、また絹織物についても同じような結論が出やうと思ひます。そうしますと、それだけで残りの半分のところが片づく、こういうことになるんじゃないか。そういう方針で検討していきたい、そう思っております。

○竹本委員 中共のやつは、これは共產主義国です。いろいろなむずかしい面があると思ひます。たまたまがかりにそうなつておつても、政治的のセステアの場合もある、いろいろの場合がある。しかし、ないといつても、今度は別なところで制限を加えてくる場合だってあるだろうということもございまして、これは何と申しまして、そういうたまたまなり規約がこうなつておるといふことだけでは一がいに律したいものがあるもので、この点は実情調査も大いに願ひたいと思ひます。しかし、それを今度は離れまして、最後にもう一点だけ伺つておきたいのは、いわゆる便益関税というところでございまして、あれは一体どういふ法的根拠で行なつておるものかを聞きたい。

○武蔵政府委員 関税定率法の五条に便益関税の規定がございまして。条文を読みますと「関税についての条約の特別の規定による便益を受ける国（その一部である地域を含む。以下この条から第八条まで及び第九条の二第二項において同じ。）その便益を受けない国」の生産物で輸入さ

れるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度をこえない範囲で、関税についての便益を与えることができる。結局議許している税率と同じ税率を政令で指定することが出来る。そこで便益関税に關する政令が出ております。三一五ページにございまして。まん中の辺「関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に關する政令」ここにずっと關係のことを規定しておるわけでございます。

○竹本委員 そこで問題は、結局この政令の問題でしよう。私は、この関予算の分科会でも外務大臣に言ったのですけれども、はっきりしなかつた。極端にいふと、結論から申しますと、いろいろいま御努力していただいておりますこと、前向きな努力のあることはよくわかりました。しかし、それにもかかわらず、先ほど私が申しました、基本的にいへば、結果として中共に差別待遇を与えておるような印象を与える危険なしとしないという、政治的な考慮の問題は依然として残されておる。それからパーセンテージは別として、とにかく一定のものが差別を受けて困るといった問題の経済的な困難も、若干でありますけれども残つておる。私は、特にこの際は政治姿勢の問題としてこの政治的考慮を重く見るので、この政令改正で中共を便益関税の対象とすることがなせられないのであるか、その辺をちょっと伺いたい。

○武蔵政府委員 一つは、これは中共に限りませんが、この便益関税を適用するといふのは、相手の国に対してはたいへんな利益があるわけでございます。そこで現在のプリンシプルは、相手の国が日本に対して一番いい待遇をして、条約はないけれども実際は一番いい待遇をして、そういう国に対してこれを適用する。したがって、向こうが新しく日本に対して一番有利な待遇をしてくれるということになれば追加しますし、それがやまつたということになれば今度は政令から落とす、そういうことになるわけでございます。そういうプリンシプルから申しますと、中共

のように、相手と交渉もしておりませんから、関税も差別をしているようだが、ほんとうに差別をしているのかどうか確たることはわかりません。それからまたもう一つ心配なことがありますのは、関税面ではゼロになったが、ふたをあけてみますと、関税を従来どおりかけられたと同じようなこととなります。そういうことでこの便益関税の範囲をどうするかというのは、ほかの国に対する経済外交の武器としてはこれは非常に重要なことでございますので、そのプリンシプルをくずすということが第一に問題なわけでありまして、それからもう一つ、便益関税のいまの制度は、便益関税率を非常にこまかく分けておりませんから、譲許税率は全部適用するということになりまして、これを政令で適用することになりますと、生糸から絹織物から魚から全部三百五十品目くらいのは全部ケネディラウンドと同じものが適用される、その他のものも全部同じになる、こういうことになるわけでございます。そこでそれは現在のところ品目別に検討しましてもとめて無理だ。そこで先ほどから申し上げておりますように、解決策としては、どの国でも自分の国が輸出する気が全然ないものをいの対遇をしてもらったところで全然評価しませんが、そこで中共が関心を持っているもの、その一地大きな生糸、続いて絹織物、そういうものについて前向きで検討したい、そういうふうに考えておるわけでございます。

○竹本委員 便益関税を中共に向かつて適用するといふことが困難な理由をお聞きしたい。そこで、いまお話しのように、日本に向こうがよい対遇をしてくれるかどうかというところが確かに問題になるでしょうし、これはプリンシプルの問題としておっしゃいましたけれども、いろいろむしろ中共には中共の言い方があるでしょうから、政治的に判断すれば、日本が、先ほど申しましたように、一定の努力目標をつけて中共に十億ドルの輸出をするんだというような姿勢が固まれば、一体こんなことは子供のけんかと同じで、お

まえの対遇が悪いんだというようなことを言っておればきりがないので、こちらもよくするからおまえもよくしろということはいえないわけではないのだから、これは高い政治判断で決定すればいいことだと思ふのです。要するに、よい対遇をしてくれるかどうかということが一つのポイントとして出てきた。第二のポイントとして指摘されたのは、譲許税率が全部適用される。簡単にいえば、国内産業に大打撃を与えては困るのでその辺は考慮しなければならぬ、こういうことでございます。それもよくわかります。しかし、それはいま与えている国がたぐさんありますね、便益関税。それらの国から入るものは国内産業には全然影響がないのかどうかといった問題も考えてみると、確かに生糸や魚の問題では大きな影響があるかどうかわかりませんが、これが決定的な理由になるかどうかということに私は疑問を持つ。そこで第三番目に、いま局長はおっしゃらなかったけれども、条約にも外務省あたりの考え方の中に、中共とは国交がまだ正常化していないので適用しかねるといふような論拠があるのではないかと思ひますが、その点はどうか。

○武蔵政府委員 これは、この前もお答えしたのでございますが、非常にむずかしい問題だと思ひます。国としてとにかく掲げるかどうかというところでございまして。しかし、この関税関係の法律の全般を考えますと、これには中共は含まれないといふことをはっきり言うことはできないだろうと思つております。

○竹本委員 ちょっと最後のところ聞きそなたのですけれども、要するに便益関税を与えてはならないといふこと、政策上の問題、プリンシプルの問題としての議論はかりにあるとして、それはしかし一応別ワグとすれば、法的にやはり中共にできないとおっしゃったのか、できるとおっしゃったのか、もう一ぺん……。

○武蔵政府委員 その問題をもう少し言い方をかえますと、こういうことかと思ひます。政令で指定するときに国となつてゐる。そこで、関税の關係の法律で国といふときに中共のような承認されていないところに入るから入らぬか、こういうことだと思ひます。これはなかなかデリケートな問題がございまして、しかし、国として入らないといふことを言い切れないと思ひます。

○竹本委員 私は、それが正論だと思ふのです。入るといふのも簡単に言えないかもしれないが、入らないといふのはなおさら言えないと思ふのです。

そこで、これは私は外務大臣に、もう少し大ざっぱな議論をしないで詰めてみたかどうかというところを別の委員会でお話しておきました。ひとつ大蔵省でも、先ほど来政治的考慮も含め、ぜひ前向きに検討してもらいたい。入ると簡単に言えないけれども、しかし、入らないとは簡単になおさら言えないという面もあります。それから事実関係にしても、郵便にしても、度量衡にしても、為替相場にしても、事実上国として物理的に存在してゐるのだから、否定することのほうはナンセンスなことですから、そこで政令に書いたのは一体何を意味するか、それが外交上の承認を意味するのでも何でもないので、なおさら国としてそこに政令で書いてみたって、書けばいいか悪いかという政策の問題は別にすれば、これは十分考え得る余地がむしろ多いといふことで、局長はおおむね私の考えに近い御答弁でございました。実は外務大臣にも言つておきましたので、大臣も検討したいといふことでしたから、初めはだめだといふことだったので、なぜだめだといつて私が問い詰めたところが、だんだんあやしくなつて、最後は前向きに検討しますといふことを言つておつた。きょうは大蔵省の考え方も聞いておきたいと思つて聞いたのですが、いづれにしても、法的に必ずしも絶対に不可能でないといふならば、他の政治的考慮もあわせて便益関税の問題も法的に不可能だといふ軽率な結論を出さないようにして、むしろ前向きに検討していただいたほうがいいのではないかと思ひます。その御努力を要望いたします。質問を終わります。

○田村委員長 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。
正午休憩

午後一時三十分開議

○毛利委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

佐藤観次郎君。

○佐藤（観）委員 物価上昇の問題について経済企画庁にお尋ねするのですが、大体四・八％と見ておるようですが、私たちの観測では、なかなかそう簡単にはそういう数字ではおさまらないように思ふのですが、その根拠をひとつ伺ひたいと思ひます。

○八塚政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたように、四・八％という経済見通しで私どもが考えております来年度の消費者物価指数の今年度に対する上昇率は、確かにはっておきますればそのとおりになるというにはなかなかむずかしい数字であらうと思ひます。御承知のように、四十二年度は上半期が前年対比三・一％といふことで、最近におきまして比較的落ちついた増加率でございました。下半期に至りましてどういふふうになるかといふことでございますが、かりにそれが前年対比五・九％でございまして、四十二年度の見通しにあります四・五％におさまるわけでございます。大体一月ないし二月の段階では四・五にはならないだろう。四・三ないし四・二といふことで、少なくとも四十二年度は当初見通しよりも低いところでおさまるだろうといふふうに考えておりますが、ただ、いま申し上げましたように、カーブが下半期で上がつておりますので、そういう意味におきまして、四十三年度はなかなかむずかしいわけでございます。ただ、私どもも一つ一

つこれは何%上がるであろう、これは来年度の需給から見てこうなるであろうということは、これは積み上げのやつておりませんけれども、従来のトレンドその他を見ますと、四・八になる見通しはもちろんあるわけでございます。ただ、見通しはございますが、同時に、努力していかなければならない数字であるというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 最近の三年間の大体的見通しと実際にあらわれた数字というものは大体大過なくいっておるのですか。大かたのことだけでけっこうです。

○八塚政府委員 ちょっと数字が手元にございませんでございすのに時間がかかりますが、ただ、一般的にはこの三年間比較的高い水準でございしました。ただいま申しましたように、四十二年度は当初の見通しよりある程度低い数字におさまりそうですということでございます。

○佐藤(観)委員 御承知のように、ことしはだいぶいろいろな情勢が変わってきて、これからの米価の値上げの問題もあるだろうし、それから公共料金値上げとか、いろいろな材料が上がる可能性があると思いますが、それでも大体四・八%という数字で押え切れるものであるかどうか、そのことについての判断をお聞かせ願いたい。

○八塚政府委員 実は四・八%の見通しを立てます際には、消費者米価につきましては計算に入れておりません。したがって、消費者米価は今後非常に問題になるわけでございますが、見通しの際の基礎としては考えていないということだけをまず申し上げておきます。それから、たとえばこでありますとかあるいは国鉄の定期運賃でありますとか等の、現在御審議をいただいておりますそういう問題に関連するいわゆる公共料金の値上げ等につきましては、一応四・八の中に入れて見通しを立てておるということでございます。

それから、通産省の方にお尋ねしますが、中小企業の倒産の率が非常に高いのですが、こういう記録はいままでないと思ひます。なお、われわれは、中小企業の倒産率はまだふえたと見ているのですが、その現状はどういうふうに把握しておりますか、お伺いしたいと思います。

○沖田政府委員 昨年来倒産が非常に高水準に推移いたしております。特に昨年の引き締め以後また相当高い水準にあります。その原因といたしましては、構造的要因と景氣的要因と二面があると思ひます。現在、国民公庫に融資の申し込みが参りますものうちで約三割は引き締め関係からの申し込みであると申しております。それ以前から、昨年の好況下においても倒産が相当高かったという意味におきまして、人手不足、賃金上昇、需給構造の変化あるいは発展途上の国の低賃金による押し上げ、こういう環境変化のための構造的要因というものもあるのではないかと。したがって、そういう面から倒産の現状を見ますと、土産業の倒産、それから繊維の製造及び販売業の倒産が傾向として非常に多いということが看取されまして、繊維につきましては織物の構造改善その他そういう形での対策をとっておるわけでございますが、そういう体質改善、構造改善という抜本策を必要とする要因からきておる倒産と、いま一つは、金詰まりというそういう面です。それまでの構造的要因が表に出てきた、こういう二面があるのではないかと。そういう現在の情勢というものは引き締め下におきましてますます解決するとは見えない、なおかなりの水準が推移するのではないかとという危機の念を持って注視いたしておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 私のところは繊維が非常に多いので、帰るたびごとに倒産の声を聞くのですが、この両三年の大体の状態はどういうようなカーブを描いているか、おわかりになりますか。この三年間でいいわけでは。

○沖田政府委員 繊維の製造業につきましては、これまでの推移をとって見ますと、負債総額一千万円以上の倒産件数におきましては、東京商工興信所の調査によりますと、四十年に四百二十七件、四十一年に三百六十二件、四十二年に五百五十八件、したがって、四十二年には対前年比五十四%の件数から見ました増加になっているわけでありまして。

○佐藤(観)委員 先ほど説明がありましたが、原因の一つは、繊維関係でも労働者の非常に不足の点があると思いますが、それ以上に金融引き締めといたことが相当響いているのではないかと申すのです。たとえば、国民金融公庫のことはわれわれは事情をよく知っておりますが、国民金融公庫の申し込みは相当ふえている。それは百万とか二百万とかの金でございしますが、そういう点についての倒産の原因のおもなるものは、どういうような観点からこういう倒産がふえているのか。そういうことと同時に、なお倒産の率は戦後最高といわれておりますが、これからまだ――きのう日銀の総裁を呼ばば、四月から六月ごろに最高になるのではないかと、そういうように、日本銀行総裁が中小企業の倒産について言っているではないか。そういう引き締め状態が強くなればもっとも中小企業者の倒産が多くなると思っておりますが、それはどういう見通しの上に立っておりますか。

○沖田政府委員 倒産の原因といたしましては、各種の調査がございしますが、先ほど申し上げました東京商工興信所の調査によりますと、放漫経営、販売不振、売り掛け金の回収難あるいはこれまでの設備投資の過大とか、こういうような要因が多く、最近中小企業庁で調査いたしましたときに、いろいろな要因が累積して出てきております。ただ、非常に多いと申すのは、直接的なきっかけといたしまして、最終的に倒産するまぎわのときには、融手あるいは高利という形でそれが命取りになっておって、それからいろいろな要因の累積というものが重なり合っております。

○佐藤(観)委員 われわれが聞いている中で一番大きな原因といわれるのは、手形がいわゆるお産手形で一年くらいの手形を下請業者が受け取るというようなことから、そういう金繰りの都合が悪いために倒れていく例が非常に多いのですが、そういう点についてはいま大蔵委員会でも問題になっておるのですが、もう少し短期の手形をやるというような方法を講ずることができないかどうか、その点をもう一つ伺っておきたいと思ひます。

○沖田政府委員 現在いろいろ金詰まりになります場合に、金融機関から融資を受けにくいという場合と、それから親企業その他大企業からの支払が思うように円滑にいかないという二つのケースがございしますが、現在までのところでは、手形現金比率の悪化と手形サイトの長期化ということはある程度あらわれておりますが、下請企業に対する手形のサイトが大幅に延びたということは、まだそれほど、今回の引き締め以降ひどい状態には一般的にはなっていないという見方をいたしております。ただ、当面こういう下請企業に対するしわ寄せが強まるおそれが非常に強いと考えられますので、下請代金支払遅延防止法の法律の運用によりまして、公正取引委員会と中小企業庁と協力いたしまして、親企業団体及び中小企業団体を通じて指導いたしております。現在の下請法によりまして、下請契約をやります場合に、親企業は現金と手形はどういう割合にする、こういう点についての契約をはっきりさせた文書を交付しなければならぬ。しかも代金を、納入した以後六十日以内に割り引きできる手形で支払わなければならない。割り引きできる手形というものは非常に長期の手形は割り引きできない、こういう解釈で現在指導いたしております。さらに、機械、鉄鋼、非鉄金属、こういう業界につきましては標準手形サイト百二十日以内、繊維業界につきましては標準手形サイト九十日以内、これは下請法の罰則はないわけでございますが、業界の標準はそれ以内ということで、行政指導をいたしております。

○佐藤(観)委員 中小企業庁長官呼んでいないから、あなたに質問するのは無理だと思ひますから、ほかのほうへ移ります。

吉國局長にお尋ねするのですが、今度減税が長らうたわれて、あなたは局長だから言いませんけれども、物価の上昇の率とそれから減税の比率と、どうもわれわれ適合してないと思うのですが、その点はあなた、どんなふうにお考えになっておられますか、これをまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 だいまお尋ねのございました減税と物価上昇の問題でございますが、御承知のとおり、物価が上昇いたしました場合に、租税負担がどうなるかという問題がございますのは、累進課税をとっております所得税が主として問題になると思ひます。さらに、もう一つ問題になるのは、従量税をとっております間接税、この二つが主として物価上昇に対して問題になる、かように考えております。たとえば所得税でございますと、物価上昇がございまして、名目所得と実質所得の上がり方にズレができる。所得税の税率は名目所得に対して適用されることになりま

すので、実質所得が名目所得より低い場合には、累進課税であるだけに、実効税率が若干上がるという問題があります。その部分については、減税も実質減税というよりも物価調整減税だというふうによくいわれておるわけでございます。来年度四・八%の上昇がございす場合に、それがどれくらい影響するかという計算は、毎々申し上げておりますように、大体所得税で三百四十億圓ぐらゐ、こゝ見られておるわけでございます。そこで、こゝの減税でございす千五百億、初年度千五百億という減税から見ますと、かなり大幅にその点を上回っているのじゃないか。三十九年から現在までに、実は大体消費者物価は二・三%上がつておりますが、その間に課税最低限の引き上げが、大体約七割に達しております。そういう意味では、現在までに相当物価の影響というものは配慮されている、かように考えます。

それから、物価が上がるということに伴つて間接税の負担が變つてくるという問題、これは御承知と思ひますけれども、従量税でございますと、税金が定額になっておりますので、一般物価が上がり、また課税標準の価格が上がりまして、税額は上がらないというふうなことで、相対的に税が下がるという問題がございます。これはちょうど所得税と逆でございます。ほつておきますと、物価調整増税をやらないとバランスがとれないという問題になります。

今回の税制改正では、その両方をやつたわけでございます。所得税につきましては、物価上昇の程度をはかるにこゝの減税をいたしましたし、酒、たばこにつきましては、たばこについては十数年、酒については五年ずつとほつてありましたので、その一部を取り返す程度の増税をやつたわけでございます。また昔の負担率等には及ばない程度でとどめた、かように考えております。

○佐藤(観)委員 いま経済企画庁からの四・八%というのには、これはいろいろ議論があつてわれわれはそれは信頼できませんけれども、しかし、現実にはそれだけ減税をしても、その間に物価がどんどん上がるようになれば、減税をした意味がなくなると思ふのです。ところが、現実にはあなたのはあつて言ひますが、どのくらい世帯が潤うか。大体の見当の数字でいいですから、あなたの方のほうでも計算をして数字を考えておると思ふのですが、どのくらいの世帯が減税で潤うかということとをちよつと尋ねたい。

○吉國(二)政府委員 現在のところ、所得税の納税者のうち八〇%は大体百万圓以下の者であります。百万圓の所得のところをこらういただきますと、所得税の減税率表をお配りしてございすけれども、夫婦三人のところをございすとして、大体百万圓のところを初年度三・七%の税の引き下げになります。それ以下のところは徐々にふえて、最後一〇%になる。それからそれより上のほうを見ますと、二百万圓のところを大体九・七%

の減税、五百万圓になりますと二・九%、非常に少なくなる。したがひまして、今度の減税で非常に潤うのは、百万圓以下の八〇%あたりの納税者、ここに大体減税の大きな恩恵がいく、かように考えております。

○佐藤(観)委員 それはわかるのですがね。世帯として、大体これくらいの見当の世帯がこれだけ下がるという、それだけのあはれは出ておりませんか。前と比べて今度の減税の作業の中で、何軒ぐらゐの世帯が税金が軽くなるという、そういうもの調査はしてないですか。大体でいいんですけれども、それはきちつと出ませんか。

○吉國(二)政府委員 御質問、非常にむずかしいところなのでございすけれども、ただいま申しましたように、百万圓以下のところの世帯というのが大体八〇%占めておるのですから、所得税の納税義務者が約二千万世帯といたしますと、千六百万世帯ぐらゐが所得税の減税で非常に潤うという結果になると思ひます。

○佐藤(観)委員 潤うのは千六百万世帯と言ひすけれども、今度そのかわりにあなたのはうで酒を増税されるでしょう。それからたばこは——私はたばこをのみませんけれども、たばこをのむ人は膨大な数じゃないかと思ふのです。そこで、わずかに千六百万世帯のために——たばこをのむ人が六千万人おるか七千万人おるか知りませんが、そういう人が結局大衆課税で苦しいということになれば、ばくは、減税じゃなくてやはり増税ということになると思ふね。そういう点のことを、これはお考えになるのかどうか。そういう点の考え方は、どうも私は大蔵省は無慈悲だと思ふのです。吉國さんからいろいろ説明を聞きましていただいても、その説明の中に、なるほどともしらしい説明をするわけだ。酒はしばらく上げてないから、一級酒や特級酒を上げれば大衆には関係ないじゃないか。だれも二級酒は飲みたくないですよ。一級酒、特級酒だけ飲みたいけれども、飲めぬからしかたがないから二級酒を飲むのです。それでそういうことを勘案されたかどうかということ

と、たばこのように大衆課税になるものを今度——私はたばこの性質をよく知らぬのですけれども、大衆が吸うたばこの中に、相当迷惑する人があると思ふのです。だから、酒やたばこはのまぬでもいいというなら、これはまた別な理屈があるんですが、私は主計中尉をやつておつて、中支の戦場で実は千八百人の部隊の主計をやつておつた。そこでいろいろ調べましたら、たばこをのむ人は十人のうち一人しかいない。酒はもう少し——私、自動車の部隊におつたのですが、酒を飲まんならぬという人は十人のうち三人。たばこは絶対です。九人くらいある。それで私は主計として、自分のはまぬが、たばこを切らしたらいへんだということ非常に苦心をしたんですが、そういう思いやりが、吉國さんは頭がいいからどうもないんじゃないか。たばこ値上げわずか五百億、そうしてわずか千六百万世帯のために大衆が非常に困る。もうたばこをのんだ人は、たばこは決してぜいたく品でも何でもなし。必需品になつちやつたのです。私はそういう統計を自分でとつてみて、たばこというものはたいへんなものだ。ばくらは渡辺さんがのんでも頭が痛くなる。私は非常にたばこはきらいですから、自分はそう思ふけれども、そういう点で非常に思いやりのある減税をやらぬと、実は非常に困ると思ふのです。その点はわれわれみんなを納得させるようにひとつ説明してもらいたい。

○吉國(二)政府委員 だいま佐藤先生御指摘のとおり、もちろんたばこも酒も、とにかく大多数の人がたしなむものでございす。そういうものであるだけに、それが上がるということももちろん相当な影響がある。これは私も当然考えております。その前提でいろいろ考えたわけでございます。まず第一に申し上げたいのは、わが国では間接税の負担というものは非常に低いということでございます。たとえば日本の国民所得に対する間接税の負担は五・四%でございます。日本よりも低い国というのはアメリカだけで、アメリカがわず

か二・四%でございますが、これは直接税が非常に多いためです。ところがイギリス、西独あたりは国民所得に対して大体一四%が間接税だ。それからフランスでは一七%が間接税、つまり、もし間接税を大衆課税をやつていない国である。同時に、そういうような一六%とか一四%とかいうような重い間接税負担のところでも、酒、たばこにつきましては——たとえば売り上げ税、付加価値税を持っておりますところでも、酒、たばこには特別税率を課しまして、両方一緒に課税しているというところがございます。その両方を合わせますと、大体日本より重いのが多い。なぜたばこ、酒だけを重くするのかわかるといふことが確かに大問題なんです。酒、たばこを特殊の嗜好品として高く課税するのが財政の常識だといつておきまして、問題はいろいろございますけれども、突き詰めて申しますと、一つは、酒、たばこというものがかなり衛生的にも管理を要するものである。ところが、酒もたばこも、その与える欲望充足に対して非常に値段が安いわけです。酒、たばこは非常に安いもので、その受ける享樂というものは非常に大きい。しかし、これを放置いたしますと、みなつくつて、非常な困ったことが起きます。したがって、これを国家管理にしようというところは、大体どの国でもやっています。したがって、専売あるいは高い酒税をかける、そういうことで、いわばコストと販売価格との差益というものを押えることによって、これを国家管理しているというのはいままでの現状でございます。そういう意味から申しますと、私ももととしていろいろ問題がございますけれども、今度はどうしても税収が足りなくて増税をするという場合に、新しい税を起すとか、あるいはいまある税を増税するということ——先ほど申し上げましたように、酒、たばこというものは、所得が上がり、物価が上がると相対的に税金が安くなる。たとえばたばこで申しますと、この十年來の個人の

家庭の消費支出金額の中に占めるたばこの消費支出金額の割合は大体七割に下がっておりまして、その下がった原因というのは、たばこの定価が据え置かれていてということ。コストのほうは五割上がつておりますから、もし従価率であるならば、たばこの益金も五割上がらなくちゃいけないことになるわけです。それがだんだん減つていく。たとえば国民総生産に対する弾性値を見ますと、たばこの販売額は年率で〇・六五なんです。それに對して益金の増加は〇・五六、毎年毎年減つていくという案になっております。酒も同じでございます。昭和三十一年に、戦争当時の重い税金の負担をこの際合理化しようというので、思い切つた減税をいたしました。ところが、そのときの減税よりも現在すでに消費者価格に対する負担率は八五%に下がっておりまして、ほかの消費税が当時バランスがとれておりました。ところが、従価率を課している間接税は、もし物価が一〇上がれば依然として税も一〇上がるわけでございます。酒、たばこは、物価が一〇上がらうが二〇上がらうが、税は上がらない。そうすると結果的にはバランスがとれなくなつて、酒、たばこだけが減税を受けているという案になるわけです。それを直さないではかの税を上げてしまったのでは、バランスがとれない。これはすでに安くなつており、家計消費の中でもウェイトが減つておるといふところもございまして、しかし、何と申しましても、二級酒とかしょうちゅうまで取るのはぐあいが悪い。一級酒、特級酒はその五割以上が料理屋で消費されているものもあるし、そういうところから、できるだけ影響は少ないように、しかし、負担を適正化する必要があるといふところからこれをやつたわけでございます。そういう意味では、全体のバランス、税の体系としても必要なことであつたと私も思つておるわけでありま。

○吉國(二)政府委員 酒類によつて違ひますが、これは日本の特色でございます。酒にも級別をつくつて、高級な酒には高く税金を取るといふやり方をやつていまして、特級酒は小売り価格に對しまして税負担が四三%程度でございます。それから一級酒になりますと、それが大体三四%程度。それから二級酒になりますと、二八%程度といふことになっております。たばこは大体六〇%くらいと心得ております。

○佐藤(觀)委員 それでも安いと言ふ。あなたは自分で取ることばかり考へているからそういうことを言ふけれども、公平に見て、御承知のように日本の経済の成長で国民総生産は世界で三番か四番になつたでしよう。しかし、日本人の生活程度は二十番ですよ。アフリカの土人よりも低いのです。ですから、都合のいいときだけアメリカと比較されましても、日本人の生活程度とアメリカの生活程度は違ひののです。そうでしょう。だから、私は酒やたばこをどんだんだにしろとは言ふわけけれども、多少比率があれになつても、そのゆとりくらいは持たせてもよさうなものだと思ふけれども、私は主税局のそういう無慈悲なやり方はあまりにもひどいと思ふ。そこであなた方はどういふことを言ふかといふと、減税減税減税してない、増税じゃないですか。酒やたばこであだを討つていられるでしよう。むしろそのほうがひどいと思ふ。そういう社会通念の上から考へないで、ただ無慈悲に取ることばかり考へている人にとつては、人間的なあれはないと思ふのですが、その点はどういふふうにお考へになつておられるのか。

○吉國(二)政府委員 増税か減税かという話でございますが、先生が先ほど指摘されましたように、所得税については三百四十億は減税ではないとおっしゃられるのと同じ意味において、たばこも酒も増税ではないという論理が出てくると思ふのです。それは、物価その他の変動によつて日本の税体系はしつちゅう動いていられるわけでございます。これが安定した経済でございますといふの、税体系は動きませんが、日本のように所得が非常に大きく動き、それにつれて物価も上昇するといふところでは、固定した税制は長持ちしないわけでございます。所得税で申しますと、さき申し上げたように、どんだん実質的に税負担が上がつてしまふ。また、従量税を課しているものは、去年も直していただきましたが、登録税、印紙税にいたしまして、二十年前に二千元の手数料でよかつたものが、いまは實際は十倍だといふようなことが起るわけでございます。そういう意味では、實際的に考へますと、やはりそこに税制を直していくということがどうしても必要だと思ふのでございます。増税という形はとつておりますけれども、たとえばそのために間接税の負担が非常にふえたかと申しますと、實際には、間接税の負担は国税の中で四〇・三%でございます。これはむしろ三十年当時でございます。間接税の負担は五〇%だつたわけでございます。むしろ減つていくわけでございます。やはりこの時の動きによつて税負担というものはずれてまいります。このズレを直すといふことは、税制の合理化という点ではやはり必要だと私は思つております。

○佐藤(觀)委員 あなたが単位として考へる年度は何年ですか。その高いとか、ほかのものに比較して酒やたばこは上がり方が少な過ぎると思はれるのは、どこのポイントからそういうことを言われるのですか。

○吉國(二)政府委員 私が申し上げたい点は、前回と申しますか、前に体系を直したときに、そのときに予定した税負担というものが現在までにどう変わったかといふことが問題なんです。ですから酒で申しますと、三十七年税制で予定した税負担といふものと、いまとはどれくらい変わつていられるか。たばこで申しますと、昭和二十五年に値上げをしたときどういふ負担であつたか、それとどう変わつていられるか、これが問題だと思ふのです。毎年毎年そういうものを直すわけにまいりませんので、ある程度年がたつたときに、あまりにズレ

をやっておきながら、ああいう日通のような大さ

○泉政府委員 この点につきましては、從來そういう点が明確でなかったことはまことに申しわけないとおおびしななければならないと思いますが、本件につきましては、もう新聞の経過で御承知のとおり、昨年辰美産業というのを特別調査をいたしました。そこから、日通の子会社で富士見ランドに關係してゐるのがあるであつて、どうもそういうところでリベートが払われてゐる、脱税が行なわれてゐるやうだということから調査を始めまして、昨年に大和造林を査察立件いたしました。その後本年に入りまして、日通の元管財課長でありました田村氏を査察立件する、こういうやうなことで調査してまいつてゐるわけでございます。このリベートの行くえがどういふふうになりますか。まだ調査段階でありまして、はたして日通の幹部に波及するかどうか、現段階ではちよつと申し上げかねるのでございます。しかし、こういった点についての調査がいままで十分でなかつたといふことはおおびしななければならないと思ひます。昨年からせつかく調査をいたしてゐるやうな次第でございます。

○佐藤（観）委員 泉さんは主税局長を長くやつておられて、いま長官をやつておられるのですが、あなたのような頭のいい人がどうしてこういうことがわからぬかと思ふのです。小さいやつにはひどくして大法人は見るが、こういうそしりを免れないと思ふのですが、そういうことはほかにはありませんか。もう日通以外にはこういうことないでしようか。

○泉政府委員 御承知のとおり、納税者の数はきわめて多いのでございまして、法人数からいいたしましても八十万をこえております。個人の事業所得者も百五十万をこえるといつたやうな状況にございまして、私が国税庁にございまして一々それをわかるというわけになかなかまいりません。結局、国税庁、国税局、税務署の職員が一致協力いたしました。そうした大きな脱税は許さないという体制をとつていく以外にないものと思ひます。したがつて、私に日通以外にこういうやうなもの

はないかとおしやられましても、それがいいというところは申し上げかねます。まだ私どものほうで現在調査いたしておるものもいろいろございまして、規模はそれぞれ違ひますけれども、脱税額は相当多額のばつておるやうなふうに見込まれるものもかなりございまして、したがつて、私どももいたしましては、できるだけやういふ大口の脱税に調査を志向していく。いわば小規模事業者につきましてはできるだけ指導によつて処理をしていきたい、こういう気持ちを強く持つてゐるのでございます。

○佐藤（観）委員 ほかのことでございますけれども、匿名の定期預金を大口に持つてゐる人があるのです。それは銀行の態度で、脱税をするために他人名義で相当預金をしてゐるということも聞いているのですが、こういう問題はいろいろうに解決をしたらいいか。これは主税局長か、泉さんのほうでもいいのですけれども、銀行が預金をとるために非常にうまいこと言つて、黙つていまして、とにかく預金をしなさいとよく言つておきながら、最後になると、やはり脱税の補助になつてはぐあい悪いから、結局出すというところで、非常に問題を起してゐるのがあるのです。が、この匿名の預金とか定期預金とかいうことについて、税を取る場合にどういふやうにお考えになつておるのか。これは非常に重要な問題だと思ふのですが、その点はいまどういふやうな解決になつておりますか、伺いたいと思ひます。

○泉政府委員 お話しのやうに、現在脱税を行なつております場合、それを預金しておるときには、匿名の預金といふのはきわめて少ないのであります。匿名または仮名の預金になつておる場合が非常に多いわけでございます。したがつて、私ども脱税を調査するにあたりまして、金融機関の協力が得られないとなかなか真相の把握ができていく、こういったことで非常に難儀をいたしております。そういう意味では、できますれば匿名、仮名の預金でないようにしてもらいたいというのを銀行局を通じて金融機関に申し入

れをしてゐるわけでございます。銀行局のほうへの報告によりますと、各金融機関は本年一月から預金者につきましてはその実名を確認して預金を受け入れる、こういうやうな措置をとられることになつたと聞いております。しかし、はたしてそれが申し合はせどおりやうに実行されていくかどうか、私どものほうもやういふ状況をよく注視しながらまいつていきたいと思つてゐるのでございます。が、いづれにいたしましても、金融機関におきましてその預金者がだれであるかということをお明らかにしていただかないと、税務の調査に非常に支障を来します。そういうふうな御協力をいただきたいと思います。

○佐藤（観）委員 現在の事情で申しますと、預金を獲得するための競争が非常に強いものです。各銀行は、匿名にしますから絶対言ひませんということを言つて預金させる。しかし、いろいろわかつてくればいかにぬといふことで出す、そういういろいろな税務署で例がたぐさんあることがわかつたのですが、これを何とか防止するといふやうなことは、やはり大銀行で相当強くやればそういうものは避けられると私は思ふのですが、その点は何らかの方法で――私はさういふきつ方法をやれといふのじゃないです。査察をどんどんやれといふのじゃないです。何とかもう少しさういふ指導を国税庁やるべきじゃないか。特に現在のやうな預金が非常に多い銀行にしてみれば、そういうことをどんどんやつておる。これは例はたくさんある。そういうことで私ら税務署に行くといふやうなこともあるのですが、今日の時代になつてさういふやうな手落ちがあつたのでは、私は納税者といふものはあまり信頼をおかぬと思ふのですが、その点は一休どういふやうな方法で考へておられるのか、国税庁はさういふ問題をどのやうに地方の国税局に指導されてゐるのか、実情をひとつ伺いたいと思ひます。

○泉政府委員 一般的には先ほど申し上げたのと同じでございますが、ただ金融機関が納税者のほうから預金を受けるといふことについて、競争のあま

り、うちに預けてくだされば、税務署のほうにも秘密にして、特利もつけますといふやうなことでもしやつておられるとすれば、それはたいへん間違つた方向であります。これは結局金融機関の過当競争に因をなしてゐると思ふのであります。したがつて、そういう点からいいたしますと、過当競争をできるだけやめていくといふやうな方向でやつていただかなければならないと思ふのでございます。私どもとしましては国税局には、金融機関の預金の調査は、預金者がそれによつていろいろ不安を感じますから、普遍的な預金の調査は一切しない、さうして脱税の疑いがある場合に、その者の氏名を明示して、さうして税務署長の許可書あるいは国税局長の許可書をもつていつて一件別の調査をする、こういうふうにして預金者の不安が起らないやうにということをお願いいたしておるのであります。同時に、先ほど申し上げましたやうに、金融機関のほうでも自衛、自衛して、他行との不当な競争といふことを避けていただきたいものだと思つております。

○佐藤（観）委員 泉さんにもう一つ伺ひするのですが、特調班が入るときにはどういふ材料でおよりになるかといふことが一つと、もう一つは、特調が入る場合に、どういふ基準で特調を入れる、それから査察を入れるといふやうな、何か基準でもありませんか。これは秘密事項にでもなつてゐるんですか。

○泉政府委員 これは、どれを査察対象にしどれを特調対象にするかといふことは、非常にデリケートなところでございます。結局、査察といふのは刑事訴追といふことを目的としたしておりますので、査察をしてその結果刑事訴追を求めなければならぬほど悪質の脱税であるといふことが前提になつてゐるわけでありまして、これに對しまして特調といふのは、国税局で行なう場合と税務署で行なう場合と、両方ございまして、その両方とも、税務署で普通の調査をやるに比べては相手方がいろいろ二重帳簿などを作成したりして、脱税の意図がある。しかし、査察に回すほどの悪質では

ないし、税額もそれほど大きくはない、しかしものによつては悪質ではないけれども税額はかなり漏れているというのをごさいます。したがって、特調に着手した後、これはどうも事案の内容から見て査察に回したほうがよいというふうなものもございまして、それは査察のほうに回す。また、査察立件して調査したけれども、その内容をいろいろ調べていくと、これは査察で発表するほどの内容でないから普通の調査に切りかえる、こういったものもいろいろございまして。したがって、当初は大体いま申し上げました基準で、また査察立件する場合には、悪質でやはりその税額が相当多額であるという一つの基準がございまして。この基準は、ちょっと申し上げられないのでございまして、かなり多額の脱税がある見込みの場合に査察立件に回す、そうでない場合は特調なりあるいは普通の調査で行なう、こういうことになっております。

○佐藤(観)委員 私はいくつかのケースがあると思うのですが、結局まぐれ当たりで、こいつは怪しいということで特調を入れる、それから泉さんも御存じだろと思うのですが、こういう膨大な、いろいろな複雑な社会生活の中で、法人なりあるいは個人の大きなのが相当脱税をしておるというのを、全部が全部調べ切ることがむずかしいと思うのです。けれども、どうもいまやっておりますの中には、そういうものはないと思うのですけれども、どうも弱い者を早く見つけて手つとり早くやつつけようというふうな、そういう気持ちはないかと、そういうケースがたくさん出てくるように思うのですが、そういう点、国税局は日本にたくさんありますし、それは一々泉さんの責任ではないけれども、そういう片手落ちのようないことがありはしないか。それから案外、ほっと笑って、そして税務署に舌出しているようなところもあるんじゃないかと思われのですが、実際は、われわれの知ったケースでは、どうもわかりかたまりめな人がひつかかって、案外するのひつかからないような、そういうケースを想像するの

ですが、そういう点については抜かりがないものですか、どうですか。調査査察会なんかに出ると思うのですが、そういう点はどうか。

○泉政府委員 お話のように、私も税務の仕事をやつてまいつておりますときに、一番気を付けなければならぬことは、いわゆる弱い者いじめにならないということでありまして。ところが、佐藤先生も御承知のとおり、現在の世の中は非常に複雑でございまして。頭のいい人も多いわけにございまして、なかなかその脱税の手段も巧妙をきわめておりまして、それを一々摘発するということもなかなか容易でございせん。したがって、私もそれはそう考へていないのでございまして、けれども、結果的には、そういうふうなうまく立ち回つてやつてゐる者が見つからなくて済んでおつて、そしてへたなことをやつてゐる者が見つかつて摘発を受けるということがかなりあり得ると思つて、その点につきましては、税務職員全体で、そういう非常にうまい立ち回つてゐるものがれていくということに許さないと、そういうものにこそ大口の脱税があるのだということ、特に注意して調査をするように指示いたしておりますし、またそういうふうな努力いたしております。しかし遺憾ながら、まだ現在の段階では十分それを摘発するまでに至つておりません。今後一そう努力しなければならぬと思つております。

○佐藤(観)委員 非常に例外的なことをいろいろお尋ねしたのですが、もう一つ吉國さんにお尋ねしたいのです。いま一番正直に税金を納めてゐるのは俸給生活者だと思つてゐる。これはもうきちつと数字が出ますから、こういう一番正直に納めておる——公務員の皆さん方もそうすけれども、そういう人に対してもう少しあたたかい手を伸ばして、完納すれば少しはまけてやるといふような便法というふうなものがあるれば、私は社会がもう少し明るくなると思つてゐるのですが、そういう方法を規則どおり——大抵のこと、いま泉さんが言われるように複雑ですから、私たちが考へるようにはいか

ぬでしようけれども、しかし、そういうモデルケースもひとつつくつてもいいんじゃないか。そうすれば、みんながなるほど正直に納める人に対してはやはりそういうお返しがあるという、喜びもあり励みもあると思う。脱税する人と比べれば、俸給生活者というものは第一に徴税の費用が要らないという点などを考えれば、もう少しあたたかい手を差し伸べる必要があるんじゃないか、こう思つてゐるのですが、その点はどのようにお考へになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 ただいま仰せになりましたとおり、給与所得者の場合は、源泉徴収できちつと全体が把握されて、一番正確に税が取れるという点から申しますと、確かにこれは、ほかの所得者が抜けてゐるという意味ではございせんが、非常に正確な税を払つてゐると思つてゐます。そういう意味では、そういうものに対してそのまゝ税金を取つてしまふのはきつ過ぎるではないかという御意見ももつともだと思つてゐますけれども、一方においていまの税法から申しますと、一般の所得者は適正な申告をする義務を課せられておるわけですが、したがつて、正確に税金が取れるところ、特別の配慮をするということになりますと、申告納税というものが成り立たなくなつて、申告納税も百出したら二十減らせとかいうような問題も起こりかねないわけで、それが一種の理屈になつて、なかなか給与所得者の負担が軽減できないというの、私も非常に遺憾に思つてゐるわけでありまして。同時に、私は給与所得者につきましても、いわゆる経費の控除というものが実際上なかなかむずかしい、千差万別でありますし、いわゆる所得を得るための必要経費というものはなかなか算出してみることができないものでありますから、一括して給与所得控除というものをやつておりますが、これも先ほど私が申し上げましたように、所得水準が上がり、物価水準が上がつてくると、かなりやはり給与所得控除自身も上がつていふ感じがするわけでありまして。今度の改正でも、そういう意味で定額控除を引き上

げますと同時に、定率控除も六十万円を八十万円に上げ、八十万円を百万円に上げるという措置をとりましたが、やはりそういうことも実際に即して考へていく必要があるんじゃないか。それからまた、実際に給与所得者の勤務状態その他から見れば、だんだんそういうことを考へていふんじゃないか。たとえば通勤費控除につきましても、従来は現物給与で課税をしておりまして、国税庁の通達で緩和をしておりましたが、昨年の改正以来正式に通勤費を控除するようになつてしまつた。そういうことも考へますと、そういうこととこまかにまた実態に即した配慮をしていくべきだと私は思つておるものであります。

○佐藤(観)委員 それから、非常に問題になつて、国民が非常に疑惑を持つてゐるのは、六千億円からの交際費、こういう実績があらわれたという話を聞いてゐるのですが、実際にそういうことがあつたのか。また、こういう交際費というものにも少し課税すれば、ぼくは六千億円もあればたばこも酒も上げないで済んでしまふと思つてゐる。そういうような方法はどうかというふうに考へてゐるのか、この点を伺つておきたい。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり、交際費と申しますもの、従来の法人税法でございまして、総損金に入つておりました、経費で控除されておつたわけですが、いさゝか減額されたもの、指摘されて、販売活動のための経費といふながら、それに便乗したものが相当あるんじゃないかというところから、昭和二十九年に、これは逆の特別措置として経費を否認することにいたしました。その当時は一定の業種については業種別のパーセンテージをきめて、それと、前年実績の交際費に対する一定のパーセンテージをかけたもの、そのいずれか低いほうを是認してそれ以上のものは切ること、で、費用控除のものを押さへようとしたわけでありまして。その後いろいろ改正を重ねられまして、現在では一定の控除をいたしました後の交際費の五〇％を損金を否認するという形で課税することにいたしました。

わけでございます。さらに昨年の改正では、前年よりも五割以上ふえた部分は全額否認するといふような制度に変えてまいりました。つまり交際費というのは、本質的には会社の経費でございますけれども、それに相当便乗した社用的な支出があるということから経費否認をしてきたのが現在の姿だと思ひます。したがって、もちろんこれがなお相当な額にのぼるということでございまして、これを強化するということも考えられますけれども、本来が経費のものでございまして、一〇〇%否認ということまでまいりますと相当な問題にもなるということで、去年程度に、一定額以上とふやしていくところは、ふえた部分は全額否認ということも一つの考え方ではないかと思ひますが、この交際費の特別措置が来年度で切れるわけでありまして、切れますので、切れますと全部損金になってしましますから、やはりこれは継続してさらに制度を合理化する必要がある、かように考えております。

○佐藤(観)委員 その交際費のあれ、去年、おととしくらいは大体わかりませんか。

○吉國(二)政府委員 昨年の交際費の支出額が六千五百六十億といわれております。そのうち否認をされて課税になっている、つまり損金不算入となつたものが千六百六十五億程度でございます。大体否認割合が二割程度は損金不算入。ついでに申し上げておきますけれども、大体交際費のこの額のうち使用している七割五分くらいは一億円以下の法人でございまして、それ以上の法人のは二割五分でございまして、否認割合から申しますと、大きいほうの法人は大体四割五分程度が否認されております。

○佐藤(観)委員 交際費が五千億もあれば、酒やたばこを上げなくても、そこから取るというわけにはいかないですかね。今度の増税は、物品税も入れて一千五百億円でしよう。五千億あれば、その中から出せば、何も評判を悪くしなくてもよさそうなものだけれども、そういうことは何で考えられないのですか。

○吉國(二)政府委員 ただいま申し上げましたように、これは本来会社が収益を獲得するための販売活動の一つであるという性質のものであります。したがって、いまそれを否認しているのは、そこに行き過ぎがあり、社用消費があるからというところを否認しているわけで、現在では半額を損金否認しているわけでございまして、いわば販売経費の半分を課税所得に入れているわけでありまして。そういう意味で去年さらに、前年よりも五割以上ふえた部分は全額損金不算入にするというところにしたわけでありまして、むやみに使つたところは使つただけ全部税金がかかつてしまふ。その使つたのも、実はそれを通じて販売が多くなつて所得がふえるというために使つていられるわけでございますから、そこではふえただけ法人税がふえるわけで、交際費に対する課税を通じて法人税も相当上がつております。法人税の否認だけで入つております税額が四十二年度の推計で約四百四十億でございます。これは見込みとして大体五百億というふうに見ております。

○佐藤(観)委員 いろいろ複雑な社会ですから、そういうふうに考えられることはむづかしいですけれども、しかし一方においては、非常に零細な業者から相当な税金を取る。われわれがいま郷里に帰つて一番大きい問題は、何と云つても税金の問題だと思ふ。十のうち九つくらいまでは、駅でつかまつて何とかしてもらいたい。おそらく大蔵委員であるという理由もあるかもしれないけれども、ほかの方もそうだろうと思ふのです。そういう零細な、わずかな人が差し押えを食つたり、こんなものでやらねどもいいと思ふような人が、しやくし定木でやらねどもいいと思ふような人がありますけれども、一方においては、五千億、六千億円の交際費は幾らあれすといつても、必ずしも的確に、それがほんとうに営業用にくまなくやられていくかというところ、何といつても疑問があると思ふのです。特に東京に生活している人なんかはそういう点が非常に多いだと思ふとわれわれは思ふのですが、そういう点について

はこれから同僚委員からもいろいろ質問があると思ひますから、私は時間の関係でやめますけれども、そういうようなことをひとつもう少し大らかに主税局長も局長官も、喜んで税金を納めるようになるために、もう少し考えてほしい。少なくとも喜んで税金を出す人はありませんけれども、これは公平だからやむを得ない、おれはしかたがないというふうな、そういう正しい納税者の気持ちから、私たちはそういうことを望んでおるわけでございます。そういう点で、私はまだいろいろ問題があり、私の質問を終わります。

○毛利委員長代理 中嶋委員。

○中嶋委員 産業公害の關係で、古い話ですけれども、産業革命時代にイギリスで非常にばい煙が多いので、市民から非常に不満が出た。そうした市の当局者は、このばい煙は市民のスープだ、産業の発達で町が潤うんだから、ばい煙はむしろ好ましい現象だということをいわれたのが残つています。そういう考え方は日本にもあつたわけですが、戦後大気汚染の問題が非常にさうなつてきております。最近では大気汚染は常識化し、さうした誤つた考えといふものは一切なくなつた。しかし、それに即応するだけの行政といふものはあまり進んでいない。しかも一方、技術的な面ではあまり利益にならない産業ですけれども、集じん機とか除じん機とか、そういうことを技術的に取り組んでおる人々もあつて相当進んできております。したがって、技術的なきめ手はもう出てきておる。だが、その設備をするについて、事業所、会社等がその負担を敬遠して、なかなか設備が持つていられない。特殊な大企業あるいは行政機関が持つていられない。焼却炉その他については相当な設備が持つていられない。地方自治団体もそれぞれなかなか設備が持つていない。地方自治団体もそれぞれ条約などで罰則をつくり、あるいは市町村段階で補助金を施設に出して対策を進めておる、こういう面もある。しかし国のほうとしては、いま公害防止事業団等を設立したとはいひながらも、これ

はいまのところは河川の清浄化程度が精一ぱいで、大気汚染のほうには及んでいない。したがって、技術的には進んだ、同時に大気汚染を防止しようとする国民の意欲といふものも非常に高まつておる、おくれでおるのほうは行政だ、こうなるだらうと思ふ。こういう問題について、主税局長の立場から、現在までの程度の配慮並びにどの程度の実効があつておるか、その点をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 公害防止対策は非常な大問題であることは私もよく承知いたしております。また、その方面のいろいろな法規等がまだ十分に整備されていないという点もあると思ひます。税の上では、ただいま御指摘がございまして、企業にとりましては、先ほどの考え方から申しますと、自分のつくものによつてみんががプラスしていくのじゃないかと、考え方と、公害は生産性がないといふふうなことで、なかなか自分で進んでいけません。そういう点を考えますと、一つのインセンティブとして特別措置を使つて公害防止の施設の据えつけを促進するということも考えられるのじゃないか。また、考へようによつては、いま申し上げましたように、公害防止という設備は一般の生産設備と違つてや生産性に欠けておりますので、企業としては早く償却をしたいといふ問題もあると思ひます。そういうことから、実は税といたしましては従来から徐々にそういう点の配慮はいたしてきております。二つの角度でいまして、一つは租税特別措置法の十一條、四十三條の個人、法人につきましても「合理化機械等の特別償却」の中に、第六号に公害防止の諸施設を初年度三分の一償却として、制度を設けております。これは現在まで大蔵省の告示で、船舶の排出する廃油の処理施設の設備、重油脱硫装置、LPG販売業の障壁といったようなものを指定しております。これによつて公害の防止をはかつております。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つは、一般的なものとして、汚水処理用の資産、ばい煙処理用の資産につきましては、特別償却ではないのでございますけれども、耐用年数を大体三割ないし五割相当程度短縮をいたしまして、その設置を促進するような措置をとっております。

○中嶋委員 いまのお答えでわかったように、非常に跛行的なんですね。大気汚染の実態その他公害はたくさんありますけれども、そういうものであれが、一番重要なものか、順序などはそういうものに比較してみても非常にびっこなんです。たとえば特別償却の問題については大気汚染を防止するための電気集じん機とかその他の除じん機等で、こういったものは対象になっていない。それで船舶の廃油と脱硫装置とLPGの壁の問題、この三つであります。およそ公害問題の中のはんの少しのものが抽出されて、それだけが恩典を受けておる、これは明らかに跛行の状態だと思ふのです。何ゆえにこれは——たとえばいま公害問題中特に船舶の廃油が海上を汚染しておるということが一番大きい、被害を受けておる数も一番多い、被害の額も多いというのではないのです。もちろんこれは重要な問題ですけれども、いま一番重要なのは大気汚染の問題だと思ふのです。あるいは騒音の問題だと思ふのです。そういう問題については全然触れない。まるで何か形づくりのために、あまりうるさくない問題、事業家その他のほうから異論のない問題——重油脱硫装置の場合は相手は石油資本で大きいから、しかも設備投資の額が大きい。その中の占める割合からいってこのくらいならやってもらえるだろうというところをねらった。あるいはLPGの場合には、御存じのように税法上いろいろの問題があるから、まあこのぐらゐの壁をつくれというやうな問題についてはやるだろう、やるならばここだけはめんどろを見よう、やる気が出そうところから、そこだけはめんどろ見ようということにしかなくていいない。これは非常に重要だと思ふのです。

確かに耐用年数の短縮のほうで汚水処理あるいはばい煙処理の問題は出ていますけれども、これは私は、配慮をしたやうであつても、この配慮のしかたは不自然だと思ふ。やはり、機械がある、設備がある、おのずから耐用年数というのはあります。それを製造する者自身の責任を持って、これは二十年使えますよ、これは三十年使えます、まあそういうことで契約は結ばれて設備はされる。それを、だがおまえのところはそんなにたないことに比べてやろうという、こういう配慮のしかたというものは私は不自然だと思ふのです。確かに結論的に一つの配慮であるということは言えるけれども、それなら堂々と、そういうものについて、税法上ではなくて、これは政務次官いらつしやいます、奨励する予算を出してやる。現に地方自治団体で、市の段階で補助金をつけているところもあるのです。そういうほうに重点を移すべきものを、お茶濁しに特別措置などを使うということとは、かえつて問題の本質をばやかして、何かやっていると、国民は待って、何か、空気はよごれていく、騒音は一向解決しないという状態に放置されている。国民の立場から考えた場合、いまのようなやり方ではないかどうかが、相当反省されていると思ふ。そういう立場からの御見解があつたら伺いたいと思ふ。

○吉岡(二)政府委員 ただいまの私の御説明、はなはだ簡略でございます、申しわけないのでございますが、大気汚染につきましては、いまの空気の、ばい煙の処理施設であれば、機械はすべてこの耐用年数の短縮をいたしております。ですから、耐用年数の短縮の主眼点は、ばい煙と汚水というところになっていることは事実でございます。しかし、御指摘のように、何と申しましてでも税でやれるというところは、こういう耐用年数を短くして償却を早くする、それによって税金の繰り延べができるという魅力しかないわけでございます。やはり積極的に奨励するには補助金の支出ということのほうが効果的だと私も思います。しかし、

同時に、これが財政上なかなかむずかしいといいたしますと、実際上は税制にたよるといふ傾向が最近あります。私も、本来補助金でやるべき仕事は補助金でやるべきことだと思つております。いわば税は、一つの跡始末のために特別措置を使つてインセンティブを与えようということにはなつておりますが、ものによつては税制でやるほうがうまくいくものもございます。たとえば何かを設置すればこういう利益を与えるというところになりますと、税制でやるほうが非常にうまくいく、補助金を出してもそのとおり使われないということになるおそれがあります。しかし、一般的に申しますと、やはり補助金を出すというほうが手つとり早いということはあるかもしれせん。そういう意味では、御指摘のように特別措置によるインセンティブにはある程度限りがあると思ふのでございます。

○中嶋委員 政務次官、今の主税局長の見解は、お聞きになったと思ふのです。大臣のかわりとしてどうお考えになるか……。

○倉成政府委員 公害問題の本質に触れる問題だと思ひます。元来企業がどこまで責任を負うかという問題、この問題については、基本的に考え方を確立しなければならぬのではないかと思ひます。それと同時に、やはり企業だけの負担にしないうで、国がこれについて助成を与えるというときに、補助金なり税制の問題が出てくることかと思ひます。したがうして、現在すでに産業が発達すると同時に公害の問題というのが非常に大きなウェイトを占めてまいりましたので、やはりこの公害問題については、どうしても積極的に取り組んで、そしてどういふ形で企業の責任をどこまで求めるか、これについて国なり公共団体がどの程度の負担をするのかというたてまをやはりはっきりした上で、税法その他がある程度補完的な役割をするものじやなからうかと考えております。

○中嶋委員 ですから、税務当局のトップに立つておる政務次官ではなくて、日本の財政をつかさ

どつておる大蔵省のトップに立つておる政務次官として——税制の面で公害の問題と取り組むのは私はおのずから限界があると思ふのです。むしろそれは根本的解決の方向へいくことをカモフラージュされる危険性すらある。ですから、ほんとうのきめ手は何なのか、それは大蔵当局としてはどう考えられるか、財政面からどう考えられるか、手を差し伸べる必要がないのか、手を差し伸べる必要があるのか。確かに社会的費用として公害問題を企業に全部負わせるという考え方もあります。ただ、たとえば最近の銭湯、これは日本人がふる好きだということもあるし、これは非常にいいことだと思ふのです。清潔ですから。銭湯という仕組みが町々にあるわけですね。銭湯のたえばばい煙の防止装置などといっても、おふる屋さんがこういうことに気がつき、まわりから言われぬでもやろうというよりも、うるさい人には銭湯をただで入れるから文句を言わぬでくれというぐらゐのところで解決してしまいたいというやうな、こそくなどところにとどまつておるわけですね。こういうものの設備を改良することはそうむずかしい。それを研究している人が、エアコンディションの会社を持っておたのですが、あまり熱心なために会社が最近傾いてしまつた。ばい煙問題と取り組んで、良心的に研究して買手がいないものを一生懸命につくつておた。煙が出ない、煙が出ないと喜んで、だれも買つてくれな。本職のエアコンディションのほうがあるためにつぶれかけた、こういう気の毒な例があるわけですね。こういうところに、補助金というものは大企業にだけじゃなくて、ふる屋さんあたりのところまで——設備をするから補助金ということだけではなく、設備を低廉にしかも効果的なものを研究させる、発明させるというものに對する奨励をする、そういうお金を使い方というものはあると思ふ。そういうものを含めて税制の面でのトップに立つておられる倉成さんじゃなくて、大蔵省のトップに立つておる倉成さんとして御見解を伺いたい。

○倉成政府委員 いま設例がございましたけれども、たとえ自動車排気ガスというのが非常に大きな問題になっております。そういったことを排除するために設備をつけたらどうかという提案があるわけですが、かなりの経費がかかる。それじゃそういうのに国が助成したらどうかということになってまいりますと、私の個人的見解では、これは当然自動車の所有者なり、あるいは自動車を利用する人が負担すべきだ、国が助成すべきではないという考えを持っているわけでありまして、したがって、やはりそれぞれの公害の性質なりに応じまして、やはり企業なりあるいは個人が負担すべき部門と、企業なり個人が負担し切れない社会的な部分というのをやはりはっきりいたしまして、合理的な理由がある分については国の財政あるいは金融面で助成をしていく、あるいは補完的に税制で考えていくというのが本筋じゃないかと思っております。それから、せっかく公害問題については特別委員会等でもいろいろ御検討いただいておりますのでありますから、そういうところの御検討の結果を待って前向きで善処したいと思っております。

○中嶋委員 政務次官、私は銭湯の話を出したらあなたは自動車の話をするのだけれども、自動車のほうには、マフラーの改良というのは輸出するために必至の条件になってきた。だから、急に騒ぎだしたのです。それを解決するきめ手は十年前からできておるのです。自動車工業等に私は厳重にこれを言ったことがあるのですけれども、やらない。ちょうどそこそこはお互いに販売競争が激しいところですから、よそより幾らかでも値下げで売ろう、うちは五万円安くなる、うちは三万円安くなるというときだったから、とてもじゃないが、マフラーのことなんか金を使っておられないというときだったので、一顧も与えないという状態でした。ところが、アメリカのほうで、それをしないといわれないぞということになると、一ぺんにつき始める、こういう問題、自動車工業界が持っている力等からいけば、それは業界が負担す

べきでしょう。当然それは販売価格に入ってくるから、その車を利用する者が払っていくということ、これは自然そうなるので、これは私は、ある意味では解決済みか、むしろ技術的な面を積極的に、他社よりうちのほうは排気ガスを防除してある、マフラーは改良されておる、こういういい車だからどうか、特に海外に進出する場合にそれは特徴にして売り込んでいくということでも、もうその方向でいっているのです。この間も私はあるところで座談会をいたしましたら、川崎の市長さんは新しいそういうものをつけた自動車に乗っておる。国会議員のあなたがそれをつけてないのはどういうわけだと言った。それは、市長さんの乗っている車は市民の税金を払ったのでやっていると、おれもつけたと思うけれども、遺憾ながらまだそこまでいかぬという笑い話をしましたけれども、そういうことを言っている人が出ています。しかも、自動車工業界の力というのは、御存じのようにトヨタ、日産、それぞればく大な利益をあげておる企業で、これはいいと思ふ。私の伺っているのは中小の関係、小さな銭湯あるいは小さなカーボン工場、資本金が三百万円ぐらいの会社などというものを対して取り上げない、自動車のことはきめ手が出さうなものだから取り上げていくという、こういうことじゃなくて、私が質問した趣旨のところへ大蔵当局の予算を組むときなんかの考えというのは届かないのかどうか。何か税制の関係でちょっとやっておると言う。しかも特別償却の場合は船舶の油と脱硫装置とガスの隣壁の問題だけで、公害問題の主流となつておるものについては全然触れてないという、こういう状態ではないのかという問題、あわせてお答えいただきたいと思います。

○倉成政府委員 公害については私も専門ではございませんので、なかなか……。

○中嶋委員 主税局長が不自然だと言うのですよ。やはりむしろ変えさせたらどうなんだということを書いてある。それをあなたはどうなんだ、主税局長と違ふ意見かどうか。

○倉成政府委員 たとえば、いまおふろ屋の煙突や、そういったもののお話がございましたけれども、これはやはり公害に対する一定の基準なり考へ方なり、そういうのをきっちりと定めた上で考えるべきものだろうと思ひます。しかし、その問題を含めて、公害についてはやはり前向きで善処していくべきじゃなからうかと思つておる次第でございます。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○中嶋委員 大体わかりましたけれども、参考主税局長に伺つておきます。

これは、特別措置はまたあらためて議題となりますので、その際詰めていきたいと思ふのですが、特別償却の対象に何ゆゑに船舶の排出する廃油、それから重油の脱硫装置、LPガス販売業の隣壁、この三つだけが浮かび上がつておるのか。たとくさんの設備がありましてね、重要度からいって三つだけが出たのか、これがわからぬのです。

○吉國(二)政府委員 耐用年数の短縮というのは見たところはじめてでございますけれども、実は耐用年数を三割、十年を七年に縮めると、毎年の償却力が四割ずつとふえるわけでありまして、そういう意味では、この三分の一特別償却と、長い目で見ますと、ほぼ同じか、ちょっと得ぐらいの性質がございます。

そこで、いま先生御指摘のような、一般的に規定のできる設備、つまり汚水処理用資産とかあるいはばい煙処理用資産というようになことで、かなり一般的に規定できるものは耐用年数で一般的にやつてしまつて、かなり特殊な設備であつて、具体的に指定をする必要があるようなものを特別償却のほうへ持ってきたわけでございます。そういう意味では、この両者は耐用年数の短縮のほうがより一般的で、特別の手を使わずにそのまますぐ使えるという意味では非常に楽に使えますので、技術的な意味では両方はほぼ同じ利益でございまして、承願したいと思ふわけでありまして。

○中嶋委員 さらば、騒音、悪臭、ガス、これがなぞどちらのほうにも出ていないのですか。

○吉國(二)政府委員 騒音につきましては、やはり私のほうも指定をすべく検討いたしておりますが、騒音防止法自体、騒音の基準等がまだきまらないものでございまして、どういうふうな指定をしていいかまだ明確な内容が固まつておりません。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

いづれこれも指定をするつもりで準備をいたしております。

○中嶋委員 排気ガス、それから悪臭は……。

○吉國(二)政府委員 排気ガスの問題は、たまたま先生御指摘のとおりでございまして、自動車の付属設備として解決していく問題だと思ひますが、悪臭自体もこれは当然悪臭に対する何らかの具体的な設備ができてまいりますと、検討の余地があると思ひます。私どもはいろいろと、検討の余地があると思ひます。私どもはいろいろと、検討の余地があると思ひます。私どもはいろいろと、検討の余地があると思ひます。

○中嶋委員 ガスの場合、重油の脱硫装置だけでなしに、また自動車の排気ガスだけじゃないわけですよ。たとえば工場あたりの昭和電工なんか、具体的にいうと川崎あたりの昭和電工なんか、その隣に工場の大きな建てる屋がある。そのトタン板、昭和電工寄りのトタン板は、反対側と同じ建物なのに、これが二年違うのです。早くだめになるのです。そういうのは当然人畜には害をなしている。そういうものもあるわけで、どうもせっかくな……これほどでみんなに知られてしまつたのか、あつちもこつちもみんなどうを見ないで、私はほんとうは税制でこれを取り組むのは、特別措置でやるのは疑問があるのです。回り回つて税務当局のほうで多少めんどろを見るかっこうになつてしまつたんだが、そのせいか、大気汚染、公害全般に対する、失礼な言い方だけれども、認識があまり深くないそう

組んでいくのがほんとうだと思う。もう一べん政務次官の御決意のほどを伺います。

○倉成政府委員　公害問題が今日の重要な問題であるということは十分認識いたしております。したがって、これについて合理的な方向が示されれば、これに対して財政が協力していくのは当然の筋道だと考えております。

○中嶋委員　よくいろいろな犯罪がありますね。不用意に罪を犯す場合があるし、意識的に罪を犯す場合があるし、あるいはあれぐらいはと思つても、厳密にいえば軽犯罪という場合もある。そういうものにもしひつかつた場合、人はこれを恥とします。軽犯罪法であつてさえみずから恥とするとする。実はこの間こんなことをやってねと、言つて漏らす人はないと思うのです。ところが、脱税というのは、これはやはり犯罪ですね。これはふしぎに隠さないですね。今度やられてね、たいへんだつたとか、ちやうど空襲下に盛んにあつたことですが、焼かれた者と焼かれない者があつと

きに、やつと焼かれましたというようなもので、うち

も焼けましたと言って、焼かれない者は何か肩身が狭いみたいな、焼かれてやっと一人前になったみたいなのという調子で焼かれ方を一生懸命説明し

ておった。戦争中にあつた悲劇の狂つた一ページだ

と思うのですけれども、そういう現象があつた。と

ところが、税金でやられた人は、これは隠すかとい

うとふしきに隠さぬですねい、やもうやられたと

いうのを、これは中小企業同士でもやっている

よ、それは代議士さんなんかは選挙に景響する

から黙して取すかしかつて知らぬよりしてゐるか

もしおれにわたる 中小企業の中には何か利をこ

これは言つないけれど、ほかのものは違つて

あまり恥じない風潮がある上、私は思ふのです。そ

あ、ち風潮があることについて税務当局、国税庁

「お感じになっておるかどうか。」

○泉政府委員　それは御承印でございます、まづそれと

も、幾前は脱脱をした場合と刑事訴訟法で待つて

いくという事でなくて、税金を納めればい

いうようなことでまいってあったのであります。それが戦後になりまして、脱税犯ということで刑事訴追を行なっております。もちろん戦前におきましては、間接国税につきましては、これはいわば消費者に税金相当分を価格の中に込めて販売しておきながら、その税金分をまかしてあるわけですから、いわば一種の横領に近いということ、間接税については間接国税犯則者処分法というのをごいまして、これによって刑事訴追をいたしておいたこともございますが、この場合におきましては、いわゆる私和と申しますか、通告処分として処理しておるものが多かったのをごいまして、それが戦後、先ほど申し上げましたように、間接税については従来どおりでございますが、直接税について犯罪として刑事訴追をするということとで査察というものが生まれてまいりました。それが生まれてからすでに約二十年になるのをごいしますが、まだそれだけの歴史しかございせんので、国民の間に脱税が犯罪であるということの認識がそれほど徹底しておらないというふうに私もは思っております。そういうことからいまして、いまお話しのような風潮があることは私も認めております。

○中嶋委員 いま泉さんは税制の沿革のほうからそういう風潮があることをお認めになった。これはまだ別な要因があると思うのです。それは運が悪かったということばを使いますね。怨嗟の聲と同時に、大きな脱税などが氷山の一角のよりあらわれてくると、あれらに比べればと言う、これはいい考えじゃないです。私はそれをいいとは思わぬけれども、そういう風潮、そういう要因もある。税に関する何か違法なことをした場合、もちろん軽犯罪法と同じで前科者になるわけではなない。だがそういうことでない、何か他との比較においてあまり恥としないという風潮が生まれた、こういう一つの要因もあると思うのです。この点はいかがですか。

○泉政府委員 お話しのような面も確かにあると思います。これも沿革的なことを申し上げて恐縮

でございますけれども、御承知のとおり昭和二十二年に申告納税制度が取り入れられました。それまでは賦課課税でございまして、税務署が賦課決定をして、それに基づいて納税すればよかったわけでありました。申告納税になつてから、自分でみずからの所得を申告し、みずから税額を計算して納税する、こういうふうになつてまいりました。納税するところが、納税者もそうでございますが、従来賦課課税制度になつておりました申告納税制度になつておきませんでしたために、その納税者のほうは、ちょうど申告納税制度を採用した当時は戦後のインフレ時期でございまして関係もありまして、インフレの関係で過少申告をする、税務署のほうも申告納税制度になつておりませんから、過少申告に対して七割も八割も更正決定をやる、こういうふうなことになるまいりまして、そのために更正決定を受ける者が七割も八割もあつた。そういうふうなときには、ほんとうにおたくはまじめにやっておられるのですかというふうなことで軒並みに更正決定を受けるというふうな状況にあつたので、そういう風潮がだんだんあつたかと思ひます。しかし、最近におきましては、特に昭和二十五年の税制改正とそれに伴う税務行政のやり方を改正したわけでございます。それからだんだんこの更正決定割合というものが少なくなつております。たとえて申し上げますと、申告所得税では、昭和四十一年分の所得につきまして、更正決定割合は件数におきまして三・六％程度に減つてまいっております。そういう点からいいますと、実は軒並みというところではございせんので、もうその更正決定を受けたという人はごく限られた人になつてまいっておりますのであります。そういう点からいいますと、どうもそういう風潮はだんだんなくなつてきておるのではなからうかというふうにも考えられるわけでございます。しかし、他の犯罪に比べると、どうも税金というものについては税務署にやられたということについてあまり犯罪の意識がなくなつておられる方が多い

やに見受けております。

○中嶋委員 いまお答えになつた更正決定の割合の三・六％、これは全部ですか。法人だけでしょか。

○泉政府委員 これは先ほど申し上げましたように、申告所得税だけでございまして。法人税のほうは入っておりません。

○中嶋委員 法人税の徴収決定税額を四十年、四十年、事務年度でけつこうですが、それと、その場合における年度ごとの更正決定による増額されたもの、逆に減つたものもあるかもしれせん。その増減税額、これに対してなお重加算税のなかったもの、その合計をもしおわかりでしたらお知らせ願ひたい。

○泉政府委員 お尋ねの法人税の徴収決定額につきましては、私どものほうでは法人税の事務処理は毎年七月一日から翌年の六月三十日までを事務年度というので、そうしてそういう事務年度ごとに統計をとつておるのでございます。したがつて、四十事務年度と申しますのは、四十年の七月一日から四十一年の六月三十日までの間に処理したものでございまして。たとえば申告税額で申し上げますと、全体は八千六百一十一億三千九百九十九億六千二百万円にございまして、重加算税額は七十九億三千二百万円と相なつております。

これに對しまして、四十一年事務年度におきましては、申告税額が一兆五百二十七億五千五百万円、更正決定による増減税額が七百三十三億円、それから重加算税額が七十一億五千八百万円、こういうふうな相なつております。

○中嶋委員 税務署所管の分というのは中小企業と見ていいと思ひます。それから調査課所管分というのは大企業と見ていい。これを對比してみると、とりあえず四十一年の場合に申告税額は大企業に比べて中小のほうに約二分の一ですね。更正決定による増減税額になつてくると、逆に今度は中小企業の方が大企業に比べて三倍、重加算税に至つては大企業に比べて十二倍という数字が

出てくる。このことは何を意味しておるのか、私は私なりにこれを分析しておるのですけれども、当局のほうではどう分析されておるか、伺つておきたいと思ひます。

○泉政府委員 お話しのとおり、申告税額におきましては、調査課所管の法人、これは資本金五千万円以上の法人になつておるわけでございますが、その法人の申告税額に比べますと、税務署所管の法人は五対三ないしは半分といったような状態にあるのであります。更正決定による増減税額のほうからいいますと、税務署所管法人のほうが多い。この原因につきましては、私どもいろいろ分析をいたしておるのでございますが、いろいろ調べておりますと、結局税務署所管法人のほうには、いわゆる中小企業で社長さんの意思によつて経理がいろいろ動かされやすい法人が相当ある。したがつて、税務署が調査に参りましてその調査をいたしますと、いろいろ脱税をやつておる場合が多い。ところが、大法人になりますと、御承知のように会計組織がありまして相互牽制が行なわれるようになっております。もちろん大法人の中におきましても、そういう相互牽制組織があるにもかかわらず、ある一部の特定の者が脱税の措置を講ずるということによつて巧妙な脱税が行なわれておることはもちろんありますけれども、しかし概括的に申し上げますと、社長なり実力者の一存で経理が動かされるのと、そうでない、組織のきちんとできておる場合とでは、やはり経理の面にあられる脱税の額が違つてくるのではなからうかというのが一つでございます。

それからもう一つは、私もよく職員に申しておるのですが、世間でいわれるのは、どうも調査課所管のほうには紳士的な調査をしておりまして、なかなか核心をついた調査ができにくい。ことに膨大な法人になりますと、調査すべき内容が非常にたくさんございまして、そのために職員が調査に参りまして、調査日数の関係がありましてなかなか核心に触れた調査ができにくい。それで、若干の増減税額が出ると、調査の期限もあ

ることですから、そのままに終わってしまうというふうな意味で調査の徹底を欠くうらみがあるのではないかと。これは厳に戒めなければならぬこととでありまして、私はよくその点を注意を喚起しておるのであります。しかし、傾向としてはどうしても、大法人になればなるほど調査日数に制約を受けてなかなか調査が核心に触れていけない、こういう点もあると思います。

そのほか、そういった調査課法人に比べて中小法人でございまして、内容がきわめて簡単でございまして、調査に行きまして、あまり日数がかからなくてその調査ができ、そして、まあ概してあまり知能的にやっておりますので、さういふ意味の対照的な違いがあると思います。

そのほかにもいろいろ原因については分析をいたさなければならぬと思っておりますが、大きく気がつく点は以上申し上げたようなこととござい

○中嶋委員 泉さんの分析、大筋は私もさうだと思っております。ただ問題なのは調査の難易ですね。確かに中小企業の場合は社長一人で切り回しておるからさういふことをやりやすいし、またつかまつた場合にはしつぽを出しやすい。大きい企業の場合は巧妙である、同時に調査がむずかしいという面がある。特に私はこの際、あるいは数字がないのかもしれないが、さうならなかったと思うので御記憶があると思うのですが、資本金百億以上の企業で更正決定並びに重加算税までといったような事件が過去二年間幾つあったか、こういう点を伺っておきたい。

○泉政府委員 あいにく手元にその資本金別のあれを持っておりませんので、いづれ調査いたしまして御報告いたします。

○中嶋委員 それはあとでいただきますが、ただ、資本金百億以上という、資料がなくとも、そんなでかいのがあったかしらと思ひ出されてみて、大体なさうだという感じがするか、その辺いかがですか。

○泉政府委員 手元にある資料では、五十億以上の資料はございまして、五十億以上の資料で、四十一事務年度におきまして重加算税を課しましたものが十二件ございまして、したがって百億以上のものも、調べてみないと何とも申し上げられませんが、件数があることは確かでございます。

○中嶋委員 先ほど申し上げたように、恥としない風潮がこの辺にもあると私は思うのです。自分のところにはもう毎日やってきて——もとも受けるほうの人は少ない、来るほうの人数は多いという形ですね。ところが一方大企業の場合は、行ってみるとたくさんの方が働いておいて関係者が多い。そこへこちから行く者は、ずいぶん動員したなといったところどこにいますかからぬような状態で調べる。この辺に問題があると思うのです。そこで、たとえば大企業を調査する場合と中小を調べる場合におのずから日数の限界がありますか、これはたして同じ日数でいいのかどうか、こういう点に疑問を持ち、これについて何か国会のほうへこの際見解を発表しておきたいようなものはありませんか、それともいまのままでもいいというふうな考えですか。

○泉政府委員 これはもちろん大法人と中小法人とでは調査日数を違えております。現在は、御承知かと思いますが、大体資本金七十億以上は特別調査官の所管にいたしております。調査課のうち特別調査官が調査することにしたしております。その場合には大体二事業年度を一度に調査をするわけでございますが、このときには大体、これもまた資本金七十億といひましても、非常に大きなものとさうでないものとございまして、その中で多少違ひますけれども、日数にいたしまして約二百五十日ぐらひかけて調査をいたすことにしておりますが、もちろんある二事業年度ぐらひ調査いたしますとその次の事業年度におきましては百五十日ぐらひ、こういうように減らしますけれども、しかしそれにいたしてしましても、一般の調査日数に比べますと相当多くの調査日数をさいておるわけでございます。それから、だんだんと資

本金が小さくなるに従って調査日数も減るわけでございますが、たとえば調査課所管の法人で申し上げますと四十五日ぐらひが平均になっております。いまの特別調査官のあれを除いた分が四十五日でございます。それから、税務署所管の法人でございます。それから、税務署所管の法人でございます。

○中嶋委員 私が言いたいのは、たとえば五千万と五十億の場合は相当違ひますか。どのくらい違ひておりますか。

○泉政府委員 五千万以上一億未満のところでは実地調査の一件当たり調査日数の平均は二七・七日になっております。それから税務署所管の法人でも、平均はいま申し上げました四日ほどになっておりますけれども、調査課所管の法人に近いほうはやはり二十日とかいうような数字になっております。

○只松委員 また私のときにもお尋ねをいたしました。いま資本金別の調査日数や何かお話しになっておるわけですが、これは証券局のほうでも関連会社の決算表というものをいまつくるようになり、いろいろ準備し、努力してまいります。私は、税制面から見ても、あるいはさういふ税の徴収、課税面から見ても、さういふことをよほど重視する、いままではほとんどさういふ観念はなかった、さう思うのです。たとえば日通なら日通がいて、日通の富士見ランドとかなんかがあって摘発された場合に初めて関連調査をされる、さういふことがあ

るわけですが、税の調査としてはさういふことはほとんどなかったんじゃないかと思うのです。私のときにはさういふ形ですと質問をしたいと思いますけれども、一つだけとつてみて、その一つの会社の調査日数というのと、その子会社やその関連会社、さういふところは全然ばらばらになつておるわけですね。これでは私は完全な課税の捕捉もできないし、また、A B C Dという子会社や何かの關係にあるものを、ここは二十八日、ここは十日、さうするよりも、全体を含めて五十日なら五十日、さうすれば非常に効果もあるし、あるいは五

十日が四十何日である、さういふことになると思ふのです。だから、さういふ面の調査というふうなものはほとんどされておられませんけれども、さういふことをなされたことがあるかどうか、それから今後さういふことをする意思があるかどうか、調査日数と関連してお聞きしておきたい。

○泉政府委員 お話しのうちに、最近親会社の下にいろいろ関連企業が非常にふえてまいっております。したがって、税務の調査にあたりましても、親会社だけ調べたのではなかなかその真相が把握できない、子会社のほうまでも調べなければならぬというケースが非常にふえております。私どものほうもさういふ意味で、親会社を調査するときに子会社のほうも一緒に調査するよう

にさういふことを指示いたしております。ただ多くの場合、親会社は調査課所管である、子会社は税務署所管である、その税務署所管も各国税局に分かれておる、さういふことがありまして、一斉に親会社と子会社を調査するといふことが、事業年度が違つたり何かいたしてなかなかむずかしいのでございまして。しかし、お話しのように真相を把握いたしますためには、親会社を中心にさうい

つた子会社をずつと洗つていくのでないとなかなか真相が把握できません。最近、特に資料調査課に特別管理班を一昨年の夏につくりまして以来、さういふものにつまましては資料調査課で音頭をとって、国税局と連絡をとりながらどこはどの国税局、どこはどの税務署の職員、さういふこととで一斉に調査をする、さういふような態勢を整えてきております。その後、したがってさういふ意味で、親会社と関連子会社と一緒に調査することとをやっております。件数は、若干ではありますが出た点ではお話しのとおり不十分でございます。今後さういふ点につきまして、一そう徹底をはからなければならぬ、このように思っております。○只松委員 それは業種によつていろいろ異なり

ている、こういうところはむしろほとんどないといっている。やっているのは例外なくらいです。大伴閣連合会なり子会社なりあるいは下請会社、こういうものに全部やらせませう。そうするとAという大手の会社を幾ら調べてみたって、ほとんど下請会社や子会社にやらしているの、そのほんとうの実態が出てくる道理が私はないと思う。帳面つらしか……。それを調べるためには、やはりこういう大きなところは、ほんとうにAという会社を調べるためには、BなりCなり閣連合会なり子会社というものを全部一緒に調べていかないと、その収支というものは出ないはずですよ。それが出来るというのは調べてないから出るといふことが言えるので、ほんとうに調べれば、リベットの問題や何かもばくは聞きますけれども、リベットや何かというものは全部子会社に含ましてやっています。そういうところを親会社だけ調べても出るはずがありません。そのことは皆さん方が大会社を完全に調べておらないといふことに連なってくる。ところが、中小商店の一本だけあるいは一店だけのものはそこだけずつと調べる、あるいは仕入れだけずつと押えればすぐわかってくる。大会社というものはそういうものはわからないわけですから、だからいま中嶋君が尋ねておる問題については、もつと皆さん方は真剣に考える。いま幾らか例がありますといふことでなくて、いまから徴税の方針として、ちょうど証券局が閣連合会の決算表を出させる、こういうこととに指向しておるように、税の調査というものはそういう方向に向いていかなければ、大会社の調査というものは行なえないのではないかと、私はこういうふうにして思っております。ぜひひとつそういうふうにしていただきたいと思います。

○泉政府委員 お話しのとおりだと思います。先ほど申し上げましたように、私も方針としてはそれを打ち出しておるわけですが、先ほど申し上げましたように、親会社が調査課所管法人である、子会社が税務署所管、しかも税務署が各地に散らばっているというふうなことで、なかなか

か方針として打ち出しておいても実効があがっておらないように思います。資料調査課を中心としてたしめて、その実効をあげるように今後万全の努力をいたしたいと思っております。

○中嶋委員 最近日通の問題が非常に議論になっておりますが、これは新聞の報道によると、昨年十月に東京国税局が大和造林を捜査をしております、この記事に間違いはないかどうか。そして同時に、日通本社そのものに国税当局が手を入れ始めたのはいつからか、これも伺っておきたいと思っております。

○泉政府委員 お話しのとおり、大和造林につきましては昨年の十月に査察立件をいたしましたのであります。その査察立件をいたしました際、やはり日本通運との関係がございますので、日本通運のほうも捜査をいたしまして証拠書類を押収いたしました、それに基づいてその後も調査をいたしておりますのでございます。

○中嶋委員 それは同時ですか。

○泉政府委員 さようでございます。同時にいたしております。

○中嶋委員 そのときに日通本社、大和造林以外の系列会社で査察立件をいたしましたのがありますか。

○泉政府委員 先ほど申し上げました大和造林と日通本社前管財課長田村倫之輔だけでございます。それ以外の法人につきましては査察立件はいたしておりません。ただ辰美産業につきましては、先ほどの委員にお答えいたしましたように、昨年特別調査をいたしております。

○中嶋委員 まあ日通のそれは捜査途中ですけれども、非常に幅広く奥深いものでは、日通が、おそれく大和造林を査察立件するときには、日通がその系列会社をたくさん持ち、特に伊豆富士見ランドに

関するものとして、この富士見ランドの建設に係のある一斉の会社がすべて日通本社と同じくもで結ばれておるといふ、こういう関係にあったと思っております。その関係を全部一緒に立件したわけ

では、大和造林から田村倫之輔に対して三億近いリベットが支出されておる、そういうことのある程度の確証を得まして査察立件をいたしましたのであります。そこでその田村倫之輔が日通の管財課長でありますので、その関係の書類を押収する

という措置をとったわけでありまして、その当時におきまして、三億という巨額な金でございますので、個人がどういふふうな受け取り、どういふふうな処理したかというふうにしてはちょっと大きい金額ではないかという予測はいたしておりましたけれども、具体的にどういふふうな処理になっておるかということはまだわかっていなかったわけでありまして、その後の金の延べ棒であるとか、社債であるとか、こういうのが少しずつわかりかけてま

いておるのであります。

○中嶋委員 先ほど冒頭にいただいた資料によれば、四十一年の法人税の重加算税額が一年間全部合

わして五億五千六百万です。四十一年で七億一千六百万。日通の一件だけでも、リベットその他不明朗なものが三億といわれ、最近では五億といわれておる。こうなると、いままでは五千万以上の会社の関係で一年間であつた重加算税とい

うのは五億、七億。もちろん税額ではないけれども、一件でこれだけのものがすでに予測をされてい

るといふこういう件等を考えると、この五千万以上の会社、大法人に対する調査というものはむずかしいから云々だけではない、何か相当手ばかり、手抜きがあるんじゃないだろうか、こう思わざるを得ないわけですね。こういう状態をかりに、じゃ泉さんおっしゃるようになりますか。む

ずかしくないのか。ここにメスを入れない間は、私は中小の諸君がかりに自分が脱税しておつても、なおこれを恥じて反省するといふ方向ではない。何か運が悪いとか恨みがましいといふことで

終わって、納税意欲というものが一向高まらない、そういう風潮というものが長引いていくんじゃないか。

特に、私はある税務署長から書簡をもらつたんです。それは、国民が税務署あるいは税務署の署員に対して実に悪感情を持っているのは情けないという非常に切実な訴えの手紙なんです。これは私は恨んでいるほうも切実ならば、恨まれているほうも切実な切実だと思つておる。りっぱな公務員で、おとうさんは税務署かと言われた瞬間に、何か子供までが気がねをしなればならぬとい

うことがあるとするならば、これはたいへんだと思うのです。そういう状態におくことが徴税態度などにも大きく影響してくるのです。よくあることです。その相手方が税金を納めない、申告しない、けしからぬといふことで不愉快だと思つておる署員が当たるのは、私は人情としてあたりまえだと思ふのだが、どうも感情的になり過ぎておる場合に、感情的になつたりしないか、こう言つと、どんな場合でも一切感情的になつてませんと答える。これは国税局でもそうです。どうもこういう事件を聞いたんだけれども、ちょっと感情的になつたんじゃないかと、こう言つと、いつの場合でも絶対感情的じゃない。――絶対感情的じゃないといふ声がある。――さうだと思ふのです。感情的だつていいと思ふのです。だが、その感情的だと気がついたときは、これは冷静に返らなければならぬといふ反省をしてもとへ返ればいいのであつて、たまえどものはうはだれ一人感情的になりませんと言ふことは、私はうそだと思ふ。なぜさういふ精神的に見てもみずから束縛する壁があるかといふことは、私はいま申し上げたようなことが大きな原因だと思つておる。い

わゆる大企業に弱いといふこと。日本の昔から、強い意味じゃ浪花節的であるかしのけねけれども、強い者に弱く、弱い者に強いんじゃないかと、さういふのが、国民に何か批判をされる対象になる。されておるから、今度は本来さうじゃないのに、何かおかつびき根性みたいなものを持つてみたり、何か小さな世界には権力を大きく働かそうとする、何か優越感みたいなものを感ずるという邪道に走りやすいといふことが生まれると思ふので

す。私は、やはり一つは、何も大企業全部悪いことをしているとは言いませんよ。ちよつと大資本に対して、やっとなというホームランみたいなものを二、三本やはり打って、それから中小以下国民に対して協力を求めていくということが、今後五十年、百年先を見越した納税の、国民の義務である貴重な納税意識というものが正しい形で生まれてくる、こう思うのです。それがひいては税務当局の下級で非常に苦しんでおる、苦勞しておる職員諸君の姿勢にも影響してくる、こう考えるのですが、この点について……

○泉政府委員 お話まことにございませう。御注意いただきましてたいへんありがたいと思っております。私も、長官になりましてから、四十一年になりまして、従来どうも税務署所管の法人に比べて調査課所管の法人が、いわゆる期間損益を中心に調査をいたしておりまして、不正発見がどうも十分でない。したがって、期間損益というものはある期において否認をしましても翌期には経費として認容するということになり、ある期の収入でなくとも翌期の収入になるということになりまして、その数年を通じてみますと、課税所得に変わりはしない。ただ、ある期の所得になるか次の期の所得になるかだけの相違なのでありますから、そういうところに重点を置いて調査を行なうよりも、むしろ不正発見に重点を置いて調査をするという方針を打ち出しまして、その結果、まだ十分ではございませぬけれども、たとえば不正発見率なども、昭和四十事務年度におきましては、調査課所管におきまして九・八%でございましたが、その方針を打ち出しました四十一年事務年度では二〇・四%というふうに倍にあがりました。さらに四十一年事務年度の上半期におきましては、三〇%というふうに、だんだん不正発見割合があがってまいっているような状況でございます。御趣旨のようなところについてつとめておるつもりでございませぬけれども、まだまだその点が十分ではございませぬ。お話しのような方

向で今後一そう努力してまいりたい、このように思います。

○中嶋委員 考え方は伺いましたけれども、やはり考え方を聞いただけではなかなかホームランというの打てないと思ひますね。やはり調査能力、体制ですね。そういうものが通ってなければだめだと思ひますね。やってみなければ、とてもじゃない、相手がマンモスで、しがみついてみなければ、核心に触れ得なかつたというやうなことであつてはならないと思ひます。そういう体制を、相当の人が集まる場合があつても、捕捉すれば、中小をいじめて百万、二百万というのと違ひます、大きいのです。現に、先ほど御発表になつた数字からいっても、申告税額が倍である。大法人のほうが加重算税が逆に十二分の一といふことは、二十四の率で、もちろん脱税してないといふことは、それまでのことですが、何かこの数字では納税はできないのです。何かそういう形ではなからうというものが残つてしまふ、こういうことは消えないと思ひます。ですから、考え方のほかに、これに対応できる研修、そういうものが私は必要じゃないかと思ひます。特に自分でもわかる範囲内のもので、自分のホームグラウンドだといふことで一生懸命にしようと思ひます。が、わからぬところは手を出さないといふやうなことであつてはならないと思ひます。それにはやはり、そこへ飛び込んでいけるのだといふだけの自信が与えられなければならぬと思ひます。そういう点の職員の研修その他については万端漏れなき御指導をなすつていられるかどうか、その辺のところを伺ひたい。

○泉政府委員 お話しのとおり、ただ方針だけではだめでございまして、職員にそういうことの訓練をしなければなりません。そこで私どものほうといたしましては、税務大学におきまして理論的な勉強をさせると同時に、各国税局ごとになんとか調査担当者を集めまして、実務指導を行なう。それによつていかにマンモス法人であつても調査を十分にやるといふやうな努力をいたしております。

て、今後その成果がだんだん出てくるものだと思つております。

なお、先ほどお話がございました、税務職員が調査に行った場合、とかく感情的にならないようには十分注意いたしておりますが、御承知のとおり税務職員も人間でありますから、やはり人間は感情の動物で、全然感情をあらわにあらわさないといふことはあり得ないと思ひます。したがつて、感情的になり得ることがあるのでありますが、そのときに早く反省して、こういうことをしてはいけない、そういうことを言つてはいけない、こういう自制心を養ふやうなことが必要だ。そういう自制心を養ふに買ひこむといふことになりまして、納税者との関係がますますかたくなつて、感情的になることはなかなか避け得られませんが、感情的になることはなかなか避け得られませんが、早く自制心を發揮して戻る、こういうことを教育していきたい、こう思つております。

○中嶋委員 せつかくの御答弁ですから申し上げるまでもない、いまのことが私はほんとうだと思ひます。感情的にならぬといふのはうそなんです。なつた場合に、それを早く冷静に返すといふ、そういう教育をしていただきたいと思ひます。ところが、国税局のほうにむしる感情的になつていられるやうな言ひと、もう一ぺんだつてそうですかといふことを聞いたことがない。必ず、絶対そんなことはないはず、感情的になつていられるはずはありません、こう言ひたい。もちろん、それは本人じゃない人です。おそろく本人の知らない人だ、ずっと先のほうだから。そういうのが私はむしろ感情的だと思ひます。すなわち、そういうことでなく、その点は言ひたいやうに御指導願ひたいと思ひます。

先ほどの数字の中でもう一つ問題として触れたのは、更正決定が、四十一年の場合ですけれども、大法人と中小では中小のほうが三倍、加重算税を課せられたものが十二倍ということになつて

います。結局これは四倍ということになります。要するに加重算税になる率が中小のほうが大法人に比べて四倍ということになるでしょう。そうすると先ほど言つたやうに、まあ調査課のほうにはジェントルマンが多いから感情的にもならないと、相手を紳士として遇してゐるというやうなことから、中小の場合ならば加重算税までというものが、大法人に対してはいろいろな解釈その他で、これはまあ加重算税にはしないといふやうなことがあり得るといふことを何か推測されやすい数字だと思ひます。ですから、この申告税額との対比では一番初めの泉さんのお答えで私は納得します。しかし、更正決定された額と、その上に加重算税を加えられた比率の大法人と中小との大きなギャップといふものは、これはどう理解したらいいものか、これをちよつと伺ひたい。

○泉政府委員 この数字は一見してお話のやうに受け取れるやうな面もございませう。ただ一件別に当たつてみますと、たとえば更正決定による増差所得金額実調一件当たりで申しますと、調査課所管の法人は実調一件当たり千九百九十一万三千円、更正決定による増差所得が出ておるわけですが、これに對しまして税務署所管の法人は一件当たり八十四万四千円になつております。この点からいいますと、調査課所管法人の増差税額はトータルでは少ないやうでありますけれども、一件当たりには千九百九十一万と八十四万といふかなりの大きな差になつてゐるわけですが、結局税務署所管の法人が八十万をこえております。それに対して調査課所管の法人は約一万、そこに基礎的に法人数が非常に違ふといふ点が出てきておると思ひます。

それからついでに申し上げますと、加重算税の適用をいたしました一件当たり加重算税額も、調査課所管の法人の場合には八十五万六千円、それに対して税務署所管の法人は一件当たり十六万円の加重算税額となつております。この点からいいたしましても、調査課所管の法人について加重算税を適

用する場合に相当の加重算税を適用してゐる。ただ、加重算税を適用する事例が調査件数の中に占める割合が小さい。そこで、先ほど申し上げましたように、四十一年から不正発見重点主義というものを打ち出しまして、最近調査課所管の法人の場合にも不正発見割合が三〇%にも上つてきておる、こういうような状況でありまして、まだまだ税務署所管法人に比べますとわりあい低いのでありますが、しかし、そのギャップはだいぶ詰まつてきております。四十二年事務年度の統計が出てまいりますと、そういった点はかなり改善されるのではなからうか、こう思つております。しかし、まだまだそういった点は今後努力しなければならぬ点であらうと思つております。

○中嶋委員 最後に、いまお話しになった考え方、泉さんはこれから注意する、注意すると言うからあまりあと追及できないのだけれども、しかし、やはり強いものに弱いものに強いという考え方は、調査なり査察なりした最後の締めくくるところだと思ふのです。最後の締めくくるところが甘いのか辛いのかと思ふのです。それが大企業、大法人の場合は甘くて中小の場合辛いという見方、あるいはその締めくくりにしかたが非常に冷酷だというのが案外怨嗟の的になつてゐる。それは納税をする場合には、もし申告が足りなければ、不用意にしても証拠があれば自分で納得してやはり少なかつたと思ふだろうし、意識的にやつたのならばわかつたなこれはわかるわけです。これはもうここで反発しても普通の人間ならできぬわけですよ。最後の締めくくるところが私は問題だと思ふのです。あるいは応対中一種の精神的拷問みたいなこと、威嚇、どうかつというふうな、こういうふうなものだと思ふのです。そういう点、中小関係のほうでいたづらな恨みをかうようなことのないように十分の配慮をしてもらいたいと思ふのです。

時間になつたようでありまして、これで私の質問を終わります。

○田村委員長 阿部助裁君。

○阿部(助)委員 四十二年の予算を可決するときに附帯決議がございましたね。その第一項には「所得税の課税最低限の引上げについては標準五人世帯百万円を目標として、可及的速やかにその実現に努めること」というふうな決議がなされてゐるわけでありまして。ところが、この前佐藤総理がこの委員会においてになりまして、これはいつ実現をするのか、こういう質問に対して、総理はたしか四十五年度に実施をするのが公約ですと、こう答弁をされた。私記憶をしておるのですが、四十五年というところに引上げたときには、その百万円というのは名目所得で百万円をさしておられるのか、あるいは四十二年の百万円、その実質でお考えになつておられるのか、まずその点をお伺いしたいと思ふのです。

○倉成政府委員 お答えいたします。

四十五年度における百万円は、大蔵大臣が先般お答えいたしましたように、そのときの百万円というふうな心得ております。

○阿部(助)委員 いまのように物価が上がります場合には、やはり物価の調整減税というのとの実質的な減税とはやはり内容が違ふと思ふのです。どうですか。

○吉國(二)政府委員 先ほど佐藤先生の御質問にお答え申し上げましたが、減税にいたしても増税にいたしても、税制上は名目の所得で行なわれます。したがって、実質換算の所得で考えた場合には、その減税額はやや違つてくるというところは、これはあり得ることだと思ふのです。

○阿部(助)委員 この決議の背景には、四十二年の一月の総選挙における各党の公約というものがあったわけですよ。そして四十二年の時点において少なくとも国民は百万円までは減税してもらいたいという切実な希望があった、こう私は思ふのです。そしてまた、国民の立場から見れば、日本の経済の成長、あるいは大企業の資本蓄積であるとか、あるいはまた科学技術の進歩、こういうようなものからいろいろと日本の経済の現実を見

てまれば、課税最低限の百万円というのは当然の要求だと、こう言わなければならぬと思ふし、このときのその決議案はやはり四十五年というところではなしに、やはり時間、「速やかに」というところに私は大きな意義があると思ふのです。特にいまのように物価が次々と上がつていく時点で時間を延ばす、年限を延ばしていけば、結局何も減税してもらえないということになるのではないかと、こう私は思ふのですが、そういう点で、すみやかにということを考えていかないと、實際この四十二年の予算案可決のときにおける附帯決議というのとは空文になるのではないかと、決議を尊重しないということになるのではないかと、私はこう思ふのですが、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 おつしやる意味は、百万円というのはそのときで考えたのじゃないか、こういうお話だと思ふのですが、これは私の考えかも知れませんが、百万円という一つのマルクマールが出てくるというのは、やはりある程度の所得上昇とともに物価上昇もある。したがって、百万円程度の課税最低限までは調整的な意味もあつて早くいつてもいいという趣旨だと思ふのです。たとえは、この間も総理から申されたが、国際的に比較をいたしましたら、イギリスは七十七万といふことですから日本より低くなつておりますし、西ドイツも八十八万といふことで、今回のわが国の改正ではほぼ追いつきかけておりますし、そういう点から申しますと、百万円というのが一つの何となく国民の希望である、こういうことで、それをできるだけ早く実現したい、こういうふうな私ども受け取つておるわけで、それが四十五年になるかどうかというものは、これはその後のいろいろな事情で政府側として四十五年と言つておるものでありまして、この四十五年はできるだけ確実に実現したい、かように思つておる次第でございます。

○阿部(助)委員 いまの局長のお話でいきますと、何か国会の決議というものを無視しておるといふふうに私には考えられるのであります。百万円が目安だと言つても、これは物価がいまのようにだんだん上がつていくならば、百万円を百二十万にしてみたいという要求が出てくるでしょうし、それはまた当然のことだと私は思ふのです。

それならばひとつ聞きますが、四十二年にあの決議がなされた。四十二年には物価がいまのところ大体四・五%の中にとまらざる、こう言つておるが、かりに四・五%としても、四十三年度は四・八%の上昇を見込んでおられるようでありまして、これまたあとでこの問題は伺ひますが、四・八%ではおさまらないだろうと思ひますが、四・八%という数字をとつてみる。次に四十四年度もそれをとつていって、四十五年度の百万円というのには四十二年の百万円の時点からいって実質はどれくらいになるのですか。

○吉國(二)政府委員 四十三年から四十五年度まで大体四・八%ずつ上がると仮定をいたして計算いたしますと、八十六万九千円くらいということになると思ふのです。それからこれは少し上がり過ぎだといふので、社会経済発展計画でございまして、四十六年の物価上昇率は三%ということになつておりますが、毎年それに近づいていくといふことで、かりに四十三年度は四・八%、これはきまつておりますが、四十四年度を四・二%、四十五年度は三・六%というふうに考えますと、大体八十八万四千円くらいであります。

○阿部(助)委員 いまおつしやつたように、物価の問題はあとで伺ひますが、政府の見通しは往々にしてはずれぬわけでありまして、いまのところ四・八%それ自体も私は非常に多くの疑問を持ておる。それでいくと、四十五年度にかりに減税したとしても、それは実質八十六万九千円という数字になつてくるわけですよ。そうすると、何か国民は四十五年度には百万円に課税最低限が引き上げられる、こう見ておつても、物価で實際は引き下げられる。さらに諸物価が上がることで、実際の生活費はかさんでくる。先ほど佐藤さんの質問にありましたように、たばこも

上がってくる、酒も上がってくる、こういうことになってくると、これは減税なんというものはなしに、実際は国民にとってみればより苦しくなる、こういうことになりはせぬですか。その点は認めませんか。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○吉國(二)政府委員 これは、私は苦しくなるというのではないと思うのでございまして、たとえば物価が常に上がりますから、名目の課税最低限を上げていくことだと思っております。たとえば今後四十五年までにかりに百万円にするとして、来年、再来年、均等額でいくと十万円ずつ上げればいいということになります、この三年間ずつ十万円ずつ引き上げていくと、先ほども言いましたように、三十九年から四十三年までの物価上昇率が大体一二％、それに対して課税最低限の引き上げの率が独身者で一七・六％、夫婦三人では一七・二％くらいになっております。そういったしますと、この十万円ずつ引き上げるというのをやっていると、物価上昇をはるかに上回る課税最低限の引き上げが行なわれるわけでございますから、おっしゃるとおり実質百万円ではいけないけれども、国民としてはやはりそれだけの減税を受ける、また実質的にも減税があるという計算になると思っております。

○阿部(助)委員 世の中が進んでくれば、国民の生活が上向くのは当然なんです、それでいまの日本の経済から見て、いろいろな点から見て、四十二年度で百万円まで早く課税最低限をきめる、こういう趣旨であるのに、それを四十五年までにやるということは、すみやかということばからいくとこれは長過ぎるし、それではやはり国民が期待しておる百万円ということとはどうも合わないかと私は思うのです。案にならぬという抽象論でいけばいろいろな考え方があるでしょうけれども、実際の可処分所得というものは少なくないはせぬですか。

○吉國(二)政府委員 この問題は、物価が上がるというこの前提として所得が上がっているとい

う事実があると思えます。したがって、所得が上がり物価も上がる、また税金も上がる、その場合の税金の上がり方がやや、実質所得に対してみると実効税率が上がり過ぎる、それをもし直すとしたら、いわゆる物価調整減税の範囲は必ずやらなければいかぬということになるかと思えますが、いま申し上げたように十万円ずつこの二年間もしかりに上げたといいたしますと、その物価調整減税の分はすっかり手当てされるということになりますので、可処分所得は、所得が伸びているだけにおそらくふえるということになるかと思えます。

○阿部(助)委員 物価が上がってくる、これはまた何かの機会にありますが、皆さんがこれを決定したときに、私いま新聞のあれを持ってきておりませんが、新聞等でもいろいろと計算をしております。かりに四人世帯で百万円だったものが百万円になったときにはどうだんという計算をいろいろな新聞がやっております。それでたばこを一日一つだけ吸っていくと、これははるかに取られる分が多くなるといふ計算が成り立つようであります。皆さんもその点はお認めになりませんか。

○吉國(二)政府委員 これは階級のとおり方、それからたばこの吸い方によって非常に違いますので、十本吸う人もあり二十本吸う人もあるものでございまして、これは非常に個性がございまして一律には言えないと思えますけれども、平均的なたばこの吸い方と申しますか、いまの家計消費に出てくる程度のたばこの吸い方でございまして、所得税納税者の場合は、大体百万円程度の人であれば所得税減税額のほうが大きいということはあると思えます。

○阿部(助)委員 これはあとで統計局の方も来ておられるでしょうからお伺いしますが、大体家計調査の中に出ておるたばこの吸いは、皆さんのほうの説明から見ても大体二五％、四分の一だが、家計調査の中には載っていないでしょう。そんなもので適当に数字をごまかされてもちょっと困る

のです。ごまかすということばは悪いですがけれども、やはり国民は一年一年生活が向上していくというのは当然のことなんで、それがむしろ苦しくなるようなやり方で減税しましたと言われても、国民はどうしても納得しないと私は思えます。皆さんそれをがんばるので、私はこれは承知はしますが、次に移ります。

政府が今年約十万円最低限を引き上げた、これにはいろいろな理由があると思えますが、一番積極的な理由というのはどういふことですか。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり、日本の所得税はまだかなり負担が重たいといわれております。同時に、日本では所得が非常に早く伸びるというところがございますので、その結果、たとえば所得税のいわゆる弾性値、所得の伸びに対する所得税のふえ方というのは二・二というふうな状況にございまして、そういう意味では、やはり当分の間は所得の上昇に対応して負担の軽減をはかっている点かと非常に所得税が重くなり過ぎる、こういう点があったことは明らかでございます。そういう点で、今年は非常に財政が苦しい中でもこれだけはぜひやりたい。その場合のめどとして、御承知と思えますが、昭和四十一年暮れに、税制調査会で長期税制のあり方についての中間答申というのを提出してございまして、その中で当面の目標として課税最低限を八十三万円程度まで引き上げる、それから税率を課税所得三百万円あたりところまで緩和するといふような意思を表示しております。そこで、財政が限られたときであるけれども、少なくとも中小所得者には一番影響のある課税最低限だけはこの目標まで持っていくのがいいんじゃないか。かたがた先ほどもお話がございましたように、四十五年までには百万円の課税最低限を実現させたいといふことも考えますと、去年に引き続いて十万円くらいはどうしても上げなければならぬというところで、基礎控除のバランスを見ながらやった結果が、給与所得の夫婦三人の世帯では十万円というところに落ちついたというわけでございます。

○阿部(助)委員 いろいろおっしゃって、いろいろな理由があつてこうなった、こういうことでありましようが、その中で私が一番お伺いしたいのは、財政上の理由だとか自然増が多いからこれを上げるとか下げるとかいうことが重点なのか、それとも生計費の関係からこれを底上げすべきだということが重点なのかということをお伺いしたかったわけですが。

○吉國(二)政府委員 これは生計費が向上するというのは当然だと思えますけれども、生計費自身が伸びるのには、所得の伸びに対応した生活水準の向上ということも含まれているわけでございます。従来、御承知のとおり主税局では基準生計費というものをつくってやっております。これを一つ、例の大蔵省メニューなどといふからかわれたものがございまして、あれでエンゲル係数で逆算した生計費を出しております。そして公表したのが三十九年でございます。その三十九年から現在まで、先ほど申し上げましたが、実は消費支出は二・二％しか上がっておりませんが、課税最低限のほうは平均で各世帯七割以上上がっております。そういう意味から申しますと、生計費と対照して課税最低限を考える段階はもう過ぎたと思えます。むしろ所得上昇、物価水準の上昇というものを考えながら、できるだけ所得税の負担を適正化するという観点から考えたほうが筋ではないかという意味で、先ほど申し上げましたように、一つは税制調査会の考え方の最終期限が四十二年と考えておられますので、四十三年の八十三万円をとっていく。もう一つは、やはり政府としても公約がございまして、百万円の公約の実現を果たす基礎として、十万円程度ことは上げておく必要があるんじゃないかという考え、これが主たる判断であつたと思えます。

○阿部(助)委員 生計費の問題を取り上げる段階は過ぎたとおっしゃるけれども、私はこの生計費というものを、何か食べるだけで足りるというものが生計費だとは思わぬのです。やはり文化的な生活にだんだん向上していくという生計費が当

くいのじゃないかと思うのですがね。

○吉國(二)政府委員 どうも繰り返すようで恐縮でございますが、その理論生計費の考え方というものをよく検討してみないと——というのは、先ほど申し上げたように、すでに最低生計費という段階は過ぎておりますから、理論生計費というものを標準的なものとして考える場合の基準というものについて十分な検討をいたしたいと思っておりますので、そういう点で自信のあるものができればもち

ろんやりしたいと思ひます。いろいろ私も、決して検討してないわけではないので、いろいろ検討しながら合理的なものを発見したいと思つておりますので、自信のあるものができればぜひそれを見ていただきたいと思うのでありますが、努力はいたしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 それは、どうせ一べんに完ぺきなものができるわけではないでしょうし、それをまた年々生活程度の向上とともに変えていかなければならぬことでしょうか、私は完ぺきなものを要求しませんが、できるだけ出す方向で御努力をお願いすることに進めたいと思ひます。

そこで、この最低限の問題を考える場合に、最もやはり関係のありますのが物価の問題だと私は思ひますので、この物価問題について伺ひたいと思ひます。

先ほど、佐藤委員から四・八%の見込みについてちよつと質問があつたようですが、企画庁はこれは何か相当むずかしいけれども、努力をすれば可能であるようなお話があつたのです。もう一べん、これは希望的観測なのか、あるいは確信があるのか、しかし、これを達成するためには、困難であるが実現可能だというならばどういふ努力をされるのか、その辺少し具体的に御説明をお願いしたいと思ひます。

○八塚政府委員 先ほど申し上げましたし、それからただいま先生のお話しになりましたように、私どもとしてはこれは努力をすればそういう数字になるというふうに考へておるということでございます。先ほどさらに申し上げましたが、ただそのうちに、消費者米価につきましては従来と同じという前提で見通しを立てておるということでございますから、消費者米価等がどうなるかというところはやはり影響があるわけでございます。そういうことで私どもは考へておる数字でございます。

しからば、具体的にどういふ努力をするかというところでございますが、これは物価のことござ

いますから、あらゆる経済的な問題が敏感に反映もいたしておる。一つだけ何かやれいいというようなことではございせんが、たとえば政府の関与いたします各種の公共料金ないし公共料金的なものにおきましても、それをどう判断していくかという場合には、私どもとしてはできるだけ抑制制にそれに対処していかなければならぬと思ひます、それから現在の物価上昇の一つの大きな寄与のファクターとしては、たとえば生鮮食料品というふうなもの、価格の上昇が相当大きいわけでございます。これは御承知のように大部分は自由市場における価格ということでございますから、い

わば公共料金のように意図的に関与するわけにはまいりませんけれども、流通の問題あるいは生産の段階におけるいろいろな制度がございまして、いろいろな奨励あるいは指導の手がございまして、そういう点につきましてはできるだけやめていくというふうなことで、どれをというふうになりますと、いろいろございまして、物価の問題はあらゆる場合に物価という観点から対処していくというところでやつてまいらなければならぬと思ひます。

○阿部(助)委員 いろいろものがこれに關与してくることはわかりますが、私たち見ておりますと、物価を上げるほうのやり方は幾つかわかるのです。国鉄の定期を上げる、酒、たばこを上げようとしておる、あるいはまた電話の架設料は上げていくというふうな、上げるほうの具体策というものは相當にわれわれも承知をする。しかも何か政府が指導型でどうか、政府の関与しておるものが、こし四十三年度は先に上がっていくというふうな感じはするし、具体策は幾つかわかるわけですね。ところが、安定するといふふうになつてくると、抽象的な努力をするといふだけでさっぱりわけがわからない。何かもう少し——具体策がないで企画庁は傍観しておるわけではなからうと思ひます。あれだけ優秀な人たちが大ぜいおられるのだから、安定するためにはこういうこととこういうことを少なくともやるのですとい

うことがなければ、これは全くから念仏じゃないですか。佐藤総理も物価が最大の問題だなんと言つておるが、四十三年度は少なくとも消費者米価を上げるとすれば、これは五・何%になることだけはいまのお話でも間違いないと思ひます。どうなんですか、その辺具体的な対策といふものは、少なくともいま上げようだけれどもこれは押えますという政策といふものは考へておらないのですか。

○八塚政府委員 ただいま具体的な問題として例示されましたいわゆる公共料金ないし公共料金的な問題につきましても、これはもう先生も御承知のように、公共料金といひましてもやはり一般の経済の状況の中である程度定まつていくものでございまして、非常に人為的な形でこれを押えろというのにもおのずから限度がございまして、それから反面、公共の事業あるいは公共料金の提供いたします業務といふものにつきましても、やはり社会の発展あるいは所得の上昇に見合つてもつとサービス充実する、あるいはそういう積極的なものでなくても、現在のサービスでは国民の方に非常に不便をかけておつたから少しでも改善をしなければならぬという要請も一方にあるわけ

でございます。ただ、そういう業務の改善なりあるいは拡張なりといふものを十分にやりますための資金をどういふところから求めてくるかといふことになりまして、つい料金あるいは価格といふものを上げていふふうな考へ方が出がちでございますが、そこはひとつがまんをしていただくといふようなことで、確かにおっしゃいました中に上がつたものを例示されたわけでございますけれども、もっと上げてもっとサービスをしたいといふことに關しては、私どもも相當制限的にあるいは抑制的に対処してまいつたつもりでございます。

なにかといふような御議論もあるいはあらうかと思ひます。私どもはそういうことも一つの方法であらうかと思ひますが、決して長続きする姿勢ではございせん。一般的な健全な財政金融の運営の中でやつていくということになりますと、そういうやり方にはおのずから限度があるうかと考へます。たいへん迂遠なようでございますが、それにいたしましてやはり少しづつ効果は發揮いたしておるというふうな、たとえば農業あるいは中小企業に対する合理化あるいは生産増強というふうなことをやつて、あるいは労働力が現在逼迫いたしておるお申しますか、きわめてタイトになつておりますが、実質的にはもっと流動化すれば十分に活用ができるのではないかといいうようなこともあらうかと存じます。さらに、これは現在問題になつておりますが、いわゆる競争条件の整備と申しますか、再販価格の指定品目の洗い直しというふうなことをやつていくことも一つかと存じます。

○阿部(助)委員 そうすると、四・八%というのは全く自信のない、根拠のない数字だということですか。

○八塚政府委員 私が長々と申し上げましたのは、そういうことを一般的に申し上げたわけでございますけれども、四・八という数字自体に自信がないといふことでは決してございせん。そんなに手放しでおのずからなるであらうという数字ではございせんけれども、四・八という数字は私どもとしては可能性のある数字であるといふふうな考へておるのでございまして。たとえば、やや水かけ論になりますけれども、四十二年におきまして見通しは四・五というところで立ててまいつたのでございまして、現在の情勢でございまして、四・二ないし四・三にとどまる可能性もございまして。あるいは四十一年度におきましても、当初四・七でございまして、立てましたが、それ以下にとどまつたのでございまして。ただ四十二年、四十一年度は見通しよりも低くなつたからといってそれは必ずしも樂觀できないのでございまして、

その以前の三十八年、三十九年、四十年、これは実は見通しよりもかなりな程度に上がっておりまして、必ずしもごく最近の過去の実績がこうだったからという事でいいようぶですと申し上げているつもりはございませんけれども、そういうことも勘案していただければ私どもの気持ちもわかっていただけるのではないかと思います。

○阿部(助)委員 そうすれば具体的に聞きますが、私は生産者の米価は、いまの物価の中で農民は物価を追っかけておられるのですから、当然生産費所得補償方式でいけば上げざるを得ないと思うのです。これはいまのまま押えていくというわけには当然まいらないと思う。これは当然上がります。あなたが幾ら希望して上げまいと思ったり、官澤構想を発表してみたら上げざるを得ない。そうすると、ことしの大蔵大臣なんかのここの所信表明によると、今度はおそくこれを補正しないで済むような方式の確立をしてこれをスライドするということなんでしょう。消費者米価もそれについて上げるという方針でなければ、いままで審議してきた予算自体が狂ってくるわけでしょう。そうすれば、消費者米価もこれまた上げるといふことをいまから皆さんのほうでは予測しながら、この四・八の中に入れないで、この数字を発表することは間違いではないのですか。この皆さんの見通しがいろいろな形でいろいろなものに、いろいろ計画に用いられるわけでしょう。そういうものを、希望的な観測のようなものをここに発表されるという事は、私は政府の態度としてはとるべきやり方ではないと思うのですが、どうですか。

○八塚政府委員 先ほどから申し上げておりますように、消費者米価につきましては一応上がらないという計算になっております。ですから、消費者米価がもしかりに上がりますならば、その他のいろいろな相殺するファクターを別と考へまして、やはり四・八を上回ることになると思ひます。ただ、それでは消費者米価が四十三年度どうなるかということにつきましては、確かにお話し

のような生産者米価がどうなるかというように質問もございしますが、この点につきましては、これははなはだ公式的な御返事になるかと思ひます。いま農林省等におきましては、米価審議会の御意見を聞いていろいろお考えになるということでございまして、その点については、その結論を待って、どういうふうな形で反映してくるかという点になるかと思ひます。

○阿部(助)委員 皆さんとしてもやりにくい点はわかります。ここへパーセンテージを米価の分として入れれば、それによって大体消費者米価の値上がり幅というものが逆算できないこともない。何ほかに見当つく。そうすれば、それから逆算して生産者米価の問題に波及するということもある。

(毛利委員代理退席、委員長着席)

だけれども、いまの予算、あれだけ長いことかけた予算は、これを新しい方式を確立するという点になつておる。生産者米価は当然ある程度上げざるを得ないことはわかつておる。そうすれば、四・八プラスアルファというところで発表しなきゃ四・八という形で発表すれば、それによっていろいろなこれらの計算がされるわけでしょう。たとえば公務員の賃金の立て方にしても、あるいは労働者の賃金の一般の立て方にしても、やはりこれが何がしかの基礎にならざるを得ないでしょう。そういうものに、皆さんの四・八という見通しの発表が全然役に立たないものならば、これまた何も発表する必要もない。何も苦勞して、皆さんが人間をかかえてこんな作業をする必要もない。これを発表するには、やはり何か活用し、いろいろな目算にされるわけでしょう。それを、狂つたものを初めから承知の上で発表するというのはおかしいんじゃないですか。

○八塚政府委員 先ほど来申し上げておりますように、四・八あるいは四・八に消費者米価はどういう関係にあるかという事は、いままで申し上げたとおりでございします。したがって、それをいけば消費者米価がどうなるかということが確定しない段階においては、それは狂つたものである、な

いしは役に立たないというふうに考えていくか、あるいはそういう問題が横についておるといふことでそれを使つていくかということになるかと思ひます。私どももいたしましては、やはり四・八というものが、たとえば今後の物価政策に与へますか、先ほど来申し上げておりますような物価の諸問題に対処するときの基準あるいは目標、あるいはその他の諸政策の計算の基礎ということになつてまいりませんか。消費者米価というものはそれほど大きな問題であらうと思ひます。昨年四十二年度におきまして、先ほど来申し上げましたように、上半期三・一であつた後半が五・何がしになりそうであるというところかなり大きな原因が十月の消費者米価の値上げであつたわけでありまして、消費者米価の四十三年度の増進というものは非常に大きな問題であるということも事実でございします。

○阿部(助)委員 だから、私は繰り返す言うように、皆さんが四・八とだけ発表すれば、やはりそれがいろいろな形で活用されるわけでしょう。全然活用されないものならば、こんなことを何も発表することはないでしょう。それならば初めからプラスアルファというものがあつたという形で発表されないと、これは正直な発表じゃない。ただ、四・八というものが皆さんの何か希望的な目標であるというだけならば、そういう発表のしかたもありましょう。けれども、これを四・八といういまのような発表のしかたは私は間違ひではないだろうかと、こう言つてゐる。あなたの理論と私のお伺ひしているのとちつとも食い違つていないのですよ。私は利用しないものならば発表する必要はない、こんなものを計算する努力をする必要は何もないのじゃないかと申しますのは、もう少し正直のところをやらなければならぬ。しかし、それにはいろいろなむずかしい問題もあるし、やつてあとで支障を来たすものがあると思へば、やはり米価なら米価というものを、あるいはプラスアルファというものををつけざるを得ないでしょう。たとえば昨年は十月から一四・四%の消

費者米価を上げた。それでこつちへはね返つてくる分が、皆さんの計算によると〇・八そのうちの半分がね返つてくる。そうすると、ことしまたそれを同じようにやつたとすれば、少なくとも〇・四%から〇・五%は〇・八にプラスしなければいかぬ、こういうことになるんじゃないですか。

○八塚政府委員 結局、私の申し上げておりますことは、四・八という数字はどういう発表のしかたをすべきかということと関係があると申しますが、それに対してお答えをしたつもりでございしますが、なかなか適切に申し上げにくいので不十分でございしましたが、私どもは四・八という米年度の消費者物価の見通しを、当然見通しの一環として発表いたしましたわけでございます。そうしてそれを基礎にして経済運営の基本的態度というものを発表いたしましたわけでございます。あるいはそういう態度で政府としてはいくというところになつたわけでございますが、その際に四・八というのは、消費者米価については、やはり値上がりをしたとせば昨年のように何%値上げをするというようにことについては繰り込んでおきませんというところと四・八%を出しておるわけでございますが、それからその消費者米価が今年どういふふうになるかという点については、それはそういう問題があるという読み方をしていたとく、決して政府のほうもそういうものを隠してやつておるのではない、それは問題としてあります。ただ、それをどういふふうにお読みいただくかということ、あるいは読むべきであるか、あるいはわれわれとしてはどういふふうに使つていくかというものは、それは当然計算に入れたの読み方をしていただけはいいのではないかとこのように考えます。

○阿部(助)委員 では、この問題はこれであれしませんが、そうすると、四・八に消費者米価の値上がり分がプラスされるというふうに理解してと言ひますが、どうもいままでのお話をお伺ひしておりまして、企画庁のほうでは物価を——いま政

府のほうでは上げるものは私はよくわかるんだが、何か物価の安定策というものが一つも出てこない。一つもわからない。いろいろのことをやっても、それもわからない。いろいろのことをやっておるが、私は大体あれだけ年々大きな財政投融資というものをやっていけば、ただ産業が大きくなってもらうだけでいい。これは済まされないうんじやないか。大資本にあれだけ恩恵を与えた大きな投資をしていくならば、それがむしろ大企業の生産品をある程度下げていく、あるいは安定していくということでは国民生活に恩恵を与えなければならぬ。国民の貯蓄だとかあるいは血税をつぎ込んであれだけ大きな財政投融資をやらなければならぬ。企画庁としてはもう少し物価の安定ということ、しかも佐藤総理もこれが最大の政治課題と言っておるならば、私はこれに對してもっと具体的な物価安定策というものを考へておつたらうと思つて実はお伺いをしたわけでありました。しかし、出てくるのは抽象的な、いろいろと努力をしますということだけであつては、私たちはとても納得もできないし、物価が安定するといふ期待も何も国民は持てないのじやないかという感じが私はします。でも、企画庁のいまのお答えには満足はいきませんけれども、これはなかなか水かけ論になるようでありますから、次に移ります。

企画庁では、三十六年にはいよいよ物価白書といわれるようなものを出しになっておつたのだが、いま国民がこれだけ関心を持つておるこの時点で、なぜそういうものを出しにしないのか、ですか。

○八塚政府委員 私どもの一番大きな仕事は、やはり国民生活に関する諸般の情勢の分析、あるいはそれに対応してどういふ予算が、あるいは政府の施策がなされておるかということでございますが、それにつきましても、お話しのように三十六年に確かに物価に関する特別の情勢分析を出したわけでありまして、しかしながら、その後も毎年出しております。いわゆる経済白書、それから

私どものほうの局が担当いたしております国民生活白書というふうなもので物価の問題を扱つておるわけでありまして。たとえばごく最近の場合には、四十三年の国民生活白書はかなりの部分を物価に関する動向の分析ないしはその要因の分析に充てておるわけでありまして。昨年の国民生活白書では、物価の問題についてはあまりページ数が多くございまして、四十三年の国民生活白書についてはやはり物価問題について相当立ち入つた分析をしたといふふうに考へております。

○阿部(助)委員 三十六年の白書では、物価値上がりは心配ないのだ、心配なのはむしろ心配ムードが心配なんだという、ある意味でいうと非常にふざけた書き方をしておられて、評判もあまりよくなかつた。そうすると、国民が一番関心を持つてくることになる、やはり都合が悪くなるから出さないといふことにしか私は考へられないう。少し意地の悪い見方になるようでは恐縮なう。ありますけれども、どうもそういうふうにとれないわけでありまして。経済白書で書いてある、国民生活白書で何ほかに織り込んである——いま皆さん方のところの作業で、物価の問題に全然触れないで白書というものが企画庁で出せるわけはないじやないですか。そんなことは当然なことなんだ。それならば、むしろ国民に実態をわかつてもらつたという点でやはり私は出すべきだ、こう思ふのですがね。こういう形で経済白書だとかではなしに、いまこれだけ大きな問題になっておる物価の問題を、やはりこういうことを出すならば、私は国民に知らしめる努力をすべきだと思ふのです。どうも心配ムードが心配なんだというああいふふざけた言い方は反省の上に立つてこれを出していかなければ、そういう姿勢がなければ、ほんとうに物価問題に取り組んでいく企画庁の姿勢だといふことにはならぬと私は思ふのですが、どうなんですかね。

○八塚政府委員 確かに三十六年の当時の物価について、あるいは物価の今後の見通し等について

は、先生のお話しになりましたようないわば空氣の中にありまして、そういう分析と申しますか、姿勢が見えたのでございまして、これはもう三十二年と現在の段階とはすっかり違うもの、見方あるいは情勢についての考え方というものは異なつておりました。私も確かに若干試行錯誤と申しますか、いろいろな点において見通しが甘かつたところはある、誤りがあったりしたかと思ふのでございまして、その後の問題の重要性あるいはそれに対する取り組み方ということ、三十二年以降政府としましては何回かそういう分析あるいは施策の総合的な決定ということをやつてまいつたのでございまして。私も決してそういうものをあらためてすることにいつてどうこうでございませぬけれども、いまの段階で物価がどういふ事情になつておるかということにつきましては、もう非常にはつきりいたしておるわけでございます。これは決して国民の方に隠しておける問題でも当然ございませぬし、しかもこれをサボつておるといふ筋合いのものでもございませぬ。たとえばここの経済運営の基本的な態度は、物価の安定と国際収支の改善であるといふうちに、もう総理も言つておられます。そういう意味におきまして、現在の段階はもうとにかく私もやるべきことは非常にはつきりしておるわけでありまして。先ほど物価対策というのは非常にふつとしておつて、やるべきことが抽象的じやないかといふ御質問があつたのでございまして、それにつきましては、実は非常に各方面の予算なり対策がございまして、それについて申し上げるのもどうかといふことで、やや一般的なお話を申し上げたわけでございますが、政府といたしましては、当然物価安定対策というものは非常に重要なことであつて、やるべきことであるといふふうに考へております。決して重要性に気がつかないで、ないしは重要性を国民の目から隠そうといふような気持ちで対処できるべき筋合いのものではないといふふうには考へております。

○阿部(助)委員 そういふ態度でやりになつておるならば、やはり三十六年当時とはだいぶ違い、総理のお話のように、非常に重大な政治問題であるといふ観点からこれはおつくりになることだと私理解しますが、よろしうございませうか。

○八塚政府委員 私も正直に申しまして、いまだに考えられるいろいろな物価の総合的な作文をする気はございませぬ。もうその段階ではない。あらゆる具体的な事態に対応してどんな実行をしていかなければいかぬといふふうな時期である。逆にいいますならば、物価問題にどう対応すべきかといふことについての認識と申しますか、これをいまさら再確認をしないで、もうわれわれはあらゆる日常の行政においてそういうことをやつていくべきときである、そういうふうな大體みな考へておるといふふうに申し上げておきます。

○阿部(助)委員 次に移りたいのでありますが、だから私は初めにどういふ対策を立てるか、それは抽象的であつても幾つかの項目に分けて対策をお述べになるだらう、こゝ期待したのであります。が、まあいろいろとやつておりますといふだけの話で、私たちのほうでは先ほど、物価を値上げする、特に公共料金関係の値上げといふことはわかるけれども、安定させる方向への政府の努力といふものが少しもわからないのでそれを示してもらいたい、こゝ言つたのだけれども、あなたからは何も出てこない、そういう段階じやない。一生懸命やつておられるのだからうけれども、やはり私は国民への協力を求めるという点で実態を明らかにするといふことはやはり政府の責任だ、こゝ思つておつたわけでございますが、はつきりしませんので私は次に移りたいのであります。

いま総理府で毎年消費者物価指数をおつくりになつておりますが、これの目的はどういうこととございませうか、総理府の方でなにか……。

○阿部政府委員 消費者物価指数をつくつております目的につきましては、ある年度を基準にいたしまして、その基準から物価はどのくらい上がった

ておるだらうかということを見る。それによりまして物価の上昇あるいは下落等を施策の基礎に置きましていろいろの諸施策をやつていくという点にあると思ひます。

○阿部(助)委員 いや、それはわかるのですが、それなら私の聞き方が悪かつたのか、どういふ分野にこれが活用されておるのか、主要な点をひとつあげてもらひたいのですが……。

○岡部政府委員 消費者物価指数を各官庁で利用しておりますけれども、たとえば経済企画庁などでは国民生活の分析に使つておりますし、国民所得の推定あるいはまた経済計画の作成、そういうふうなものに使つておりますし、大蔵省では各種税率の算定、そういうふうなものに使つております。また、農林省関係では農家、非農家の生活水準の比較というふうなもの、あるいは厚生省では生活保護基準の算定、労働省では勤労者家計の分析というふうな、各般にわたつてこの統計を使つておりますような状況でございます。

○阿部(助)委員 皆さんのところは三百六十四品目でありますか、非常に多くの品目をとつて、しかもいろいろと非常に科学的にやつておられる、こういうお話でありますし、私もその努力は認めるわけでありまして、それでも皆さんが幾ら一生懸命やつておつても、まだ学者であるとかいろいろな方面からは、これに対して何がしかの疑問を持つておる向きもあるようでございます。ひとつその点で二、三伺ひしたいのですが、どうもとり方で住宅のウェイトが非常に低過ぎるのではないかとこの見方があるのですが、これはどうですか。

○岡部政府委員 住居関係のウェイトのとり方の問題と思ひますが、四十年を基準といたしました物価指数におきまして、住居のウェイトを一〇・七三にとつておるようなわけでございます。その内訳で、家賃、民営が一八・八、公営が二・六、間代、民営が四・三、こういうとり方をいたしておりますが、このとり方につきましては家計調査をいたすわけでありまして、大体そのやり方につきましては、特

に家計調査を行ないますときに……(阿部(助)委員)それはわかつておる(と呼ぶ)全般の住居費というものを代表できるようなやり方でサンプルをとりまして、それによりまして住居費のウェイトをつけていくわけでございます。

そこで、このウェイトが少な過ぎないかということ、結局その家計調査のやり方の問題になつてくると思ひますが、その点につきましては、先ほど一言で申し上げましたように、全般を代表できるようなやり方で抽出をいたしまして、それを平均していくというやり方でありまして、それをいま先生よくわかつておるといふことでございまして、詳しく申し上げませんが、そういうやり方でやつておりますので、私どものほうではこれを恣意的に高くつてゐる、あるいは恣意的に低くつてゐるというやり方は決していたしておりませんで、実際において家計調査を行つたその結果の各種のウェイトというものを、それを全部一丸といたしました中での住居費、それがどういふふうになつておるかというとり方をやつておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 これはいろいろな点で少しお伺ひをしたいと思います、時間のほうもだいぶ迫つておるようでありまして、もう一つだけそれではお伺ひしたいと思ひますが、この調査は皆さんが幾ら一生懸命やつてみても、これは全部の総合した平均でありますから、これには特定の階層というものは当てはめるわけにはなかなかまいらないと私は思ひます。特に低所得の場合には、どうしても食料費や何かのウェイトが皆さんのおとりになつておるウェイトよりもよいかかるとかという形で、特定の階層に対してはなかなか当てはまらない面が出てくる、こう思ひます。それが、それはどうですか。

○岡部政府委員 特定の階層に当てはめるようにこの統計はつくつておらぬのでございまして、日本の低所得者、あるいは高所得者、あるいは中所得者全部を抽出いたしまして、それを全部縮図にするようにとつてあつて、それを平均してあるとい

うことでございまして、特定のタイプのところにそれが適用されるというふうにはつくつてございませぬ。平均という出し方をいたしてござい

○阿部(助)委員 そこでこの場合、皆さんのこのパンフレットにもありますように、実感と統計とが違ふといふことの二、三の説明というか言いわけといふか解説をしてあるわけでありまして、これは一般の労働者といふか低所得の人たちにとつては、実感と統計とが違ふのではなしに、実際の生活と統計とが合わない。先ほどもおつたように、平均の階層から下の人たちにとつてみれば、この統計よりも物価の値上げがはるかに骨身にこたえるといふことにならうかと思ひますが、どうでしょう。

○岡部政府委員 端的にいへばそういうことだと思ひます。平均してとつておりますから、ちょうど平均のところに割り当たつておるところの階層の人たちはびつたりだ、こうくるわけでありまして。ところが、そうでない上のはうの階層あるいは下のほうの階層の者にとりましては、その点はそれぞれの考え方が、そういう意味でございまして、それを極端に申しますと、各人、各家庭の物価指数というふうなもの、あるいは家計といふようなもの、そういうものと平均のものとを比べていきまると、当然そこには実感とは違ふといふことがあつてと思ひます。各人に当てはめる、各人をどうするといふ考え方はなくて、ある集団といふものを取り上げて、その集団というものが全国を代表するようないふ形の集団を取り上げて、その集団でもつて平均的に見たときはどうなる、こういうのが消費者物価指数でありますし、家計でござい

○阿部(助)委員 お伺ひしたいのは一ぱいあるのではありませんが、時間でありましてから総理府のほうのあれはやめます。いま主税局のほうでお聞きになつておるよう

に、物価指数も高い。高所得者にとつてはそれは

ど苦痛ではないだらうけれども、低所得者の人たちにとつてはやはり物価の値上がりというものはその面からも非常に骨身にこたえてくるというか、きびしく生活を圧迫しておるといふことは間違いないと思ひます。そういう点で、やはりそういう点も考えた課税最低限といふもののきめ方を考慮をなさらないといふかぬといふことが一つ、もう一つはそれだけにいまの物価の上昇のときにおいて、四十五年といふのは少しおそ過ぎる。四十二年において済みやかにこれを実現しろといふ国会の決議は、やはり済みやかといふ問題をもつともつと重要視されないと、低所得の人たちは困るのではないかとこの点で私は指摘をいたしたいのであります。

最後に、ことしの税率を九%から九・五%に引き上げられた。それによる増収分といふのは一体どれぐらいあるのですか。

○吉田(二)政府委員 初年度七十二億、平年度百四億程度でございます。

○阿部(助)委員 いろいろとお伺ひしたいのは一ぱいあるのではありませんが、これからわが党の各委員の方々が質問をまだ続行されるようでありますから、私はこれできようは終ります。

○田村委員 廣沢賢一君。

○廣沢(賢)委員 私はこれから、先日私が質問し総理が答弁した問題について、まず資料要求いたします。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

資料要求する理由は何かという、簡単に御説明しますが、つまり大企業と中小企業にとつて租税特別措置はどういうふうな有利なのかということ、ただ単に財界の自民党、大衆の社会党という立場に立つての問題じゃないのです。そういう問題じゃないのです。大法人に対する租税特別措置の大幅の減免税と大企業のたいへんな設備拡張競争、この相関関係、いまのゆれ動くポンド、ドルの支配体制の危機、日本の国際収支の赤字の問題等に非常に密接な関係がある。だから、日本経済全体の問題であるという立場から御質問、資料

要求したいのです。たとえば昨日の金融小委員会
で十分触れることができなかったのですが、今日
の金融市場は引き締まっています。ところが、大企
業の企業金融は引き締まっていないということが
相当新聞に出ています。特に鉄鋼、石油化学、石油
精製など、独占的な大企業はばく大な内部留保を
持つて、自己資金を持っています。さらに外資を
利用して設備拡張競争は目に余るものがあるの
ですが、政府はこれに対して強力な対策を、要請だ
けでとり得ない。その結果として国際収支改善に
悪影響を及ぼして、さらに資金量の面からい
ますと、中小企業、農業の近代化というものが物
価対策の上で非常に重要な段階で、そのほうに回
金が少なくなるといような問題を含めまして、
金融引き締めが十分きかなくなりました。そういう重
大な問題の根本原因に、減価償却を含めた大資本
に対する大きな減免税、そういう問題が内蔵して
いるじゃないかということです。

具体的な例を申し上げますと、まず第一にお伺
いしたいのですが、特別償却を公定歩合が上がっ
た場合に停止するという法案が去年通りました。
これは大蔵大臣、非常に胸を張って自慢をして、
われわれもこれは一つの対策になるかと思つた
ら、これをやめてしまった。このやめてしまった
理由が新聞には書かれておりますが、財界からの
圧力というものはありませんか、政務次官にお伺
いをいたします。

○倉成政府委員 さようなことはございません。
○広沢(賢)委員 それでは資料要求します。
毎年一月か二月に発行している四十二年度版の
税務行政主要統計という資料がございしますが、そ
れをわれわれ国会議員に配付したり、もしくは公
表することはできませんか。

○泉政府委員 お話しの冊子は、国税庁で作成
いたしておりますので、私からお答えいたしたいと
思います。
これは税務行政をやっていく上におきまして、
国税庁及び国税局の幹部が手元に置いて参考にし
べき資料でありまして、この中には各国税局ごと

のこまかい統計資料が載っておりますので、一般に
公開する性質のものではございませんので、たい
へん恐縮でございますけれども、それをお配りす
ることはお許しいただきたいのでございます。

○広沢(賢)委員 その御答弁は納得できない。な
ぜかという点、私が佐藤総理とお話をし、それか
らいろいろあとで調べてみたのです。そうする
と、この税務行政主要統計に入っている。われわ
れが一般に見ていないいろいろの資料をもとにし
なければ、租税特別措置が法人に有利なのか、
中小法人に有利なのか、水かけ論に終わる。そう
いう重大な資料をどうして見せないのか。いまの
御答弁、税金の問題について一番重要な問題に
ついての資料を国会議員に見せられないというこ
とでは——これは防衛庁の秘の資料じゃないです
よ。これは全然納得できないと思うのです。だ
から、もう少し、それについてこれこれという答
弁がなければだめだと思ひます。国税庁長官。

○泉政府委員 お話しのうちに、租税特別措置が
法人にどういう効果を及ぼし、あるいは中小企
業にどういう結果になっておるかという点につき
ましては、実はこの税務行政主要統計集にはあま
り出ておらないのであります。むしろそういった
点については、御要望があればその資料をお出し
するということでもよろしいかと思ひます。この中
にはそんなものは出ておりません。

○広沢(賢)委員 そんなのはうそなんですよ。私
実際見て計算したのだから、そんなばかなことを
言うものじゃないですね。たとえば、国税庁調べの
青色申告法人の特典利用状況の表、それには資本
金別に全部出ていますね。それから準備金、引き
当て金の表、特例による減価償却の表、もっとも
減価償却の表は、何かだんだん資本金別というの
が減つてしまつて落としてあります。だけれどもあ
げると書いてあります。だから、たとえば税務
行政主要統計というものが出せなければ、それ
じゃその中でこれが必要だというものを全部
出してください。国税庁長官わりあいにいふもの
とこの評判がいいのに、そういう答弁をするとは何

事ですか。

○泉政府委員 したがって、御要求の数字はお出
していいと思ひます。ただこの中にはいまお話
しになりました青色申告法人の資料だけであ
り、それ以外のこまかい国税局別のいろいろな
資料がございまして、これは必ずしも公表するこ
とが適当でない数字もございしますので、お話し
のような点につきましては、これは資料として別に
作成して差し上げたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 委員長に判断していただいて資
料要求します。ここでもってひつかかつてしまつ
たらあれです。先へ進めませんが、私はその全部
を出してもらいたいという要求は変えませんが、だ
れども、審議促進に協力する意味で非常に協力
をいたします。

それで、ここに全部ありますから、あと続けて
言うのと、租税特別措置法に基づく償却の特例、特
に資本金別、これが最近故意になくなつておると
ころがあります。それも含めてある年ではないです
から。それから減価償却と特別措置による償却の
各国の比較表ですね。それから償却の項目、特
例による償却、それから交際費の部分はいろいろ
の本に出ておりますが、これだけです。交際費部
分の資本金別税額の部分もですね。それから税制
調査会に提出した資料、これもだめだと言ふと思
ひますが、資料全部を出すということについては
これはどうですか。主税局長さんに。

○吉國(二)政府委員 税制調査会に出した資料は
膨大なものでございまして、余部もございませ
んし、御必要なものを言つただけでそれを焼い
て差し上げたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 いまの御答弁も含みましてずつ
と見ていくと、非常に重要な問題が出てくるので
す。統計というものはそういうものです。それを
感づいたところだけ出してくれ、そうしたら言
つてくれ、それは出すというのでしたら、やはり本
格的に、議員が税金全部を知ることになら
ぬと思うのですよ、国税庁長官。それで私は、これ
も国会審議のあり方として重要な問題として、や

はり問題を後に残しておきます。特にその中で、
昭和三十九年税調に出した法人税が物価に転嫁す
る資料があると思うのです。なければならぬで
すが、あるはずですよ。国税庁長官のような答弁
をしないでくださいよ。

それからもう一つ国税庁長官に、総務課で出
している法人企業の実態という資料は出せますか。
○泉政府委員 それはいまお手元にお持ちのもの
でございます。

○広沢(賢)委員 これは名答弁です。ところが、
私が資料要求した場合には、このプリントです
ね、ほんとうにわずかなプリントの刷つたやつを
くれたのです。それで見ていきます。そうすると
ここであつと思つて重要なものは、二カ所だけこ
ういう表が出てくるのですが、なに全然数字が入
っていない。これは準備金、引き当て金の利用割合
が大資本にとつていかに有利であるかという統計
グラフしか出ていないです。ところが、お手元
にあるこのほうによりましてと綿密に出てくる。そ
れからもうとひどいのを言ひますと、ずつと見て
いくと、いろいろ比べてみて、前のときの資料、こ
の三十九年度分とあとのときの資料を比べます
と——これは国税庁長官、実際の問題だから。一
番最後に減価償却というのがある。その資本金別
減価償却の表というのはいくつあるのです。
ね。三十九年にはあるのですよ。あとはなくな
つていくのです。そういう問題について国税庁長
官よく御存じですか。

○泉政府委員 昭和四十一年分の法人統計速報
は、それは速報でございしますので、抜粋したもの
しかお渡ししてないと思ひます。そのダイダイ色
の表紙の本でございまして、三十九年度の
末になりますと、それがいまのダイダイ色のよ
うな印刷のものにでき上がつてまいります。そう
したらそれをお渡しすると、それには詳しく出るこ
とになるわけでありまして、したがって、いま印刷
中でありまして、印刷でき上がり次第お渡しし
たいと思ひます。

四十一年分もあるはずで、私はそれを言っているのです。それはこれとこれと比べたらこっちのほうが全然役に立たないから、やはりこういうものを出さなければならぬ。大蔵委員会に配ったつてわずかな金額でしょう。ですから、そういうような勘ぐりたくなるようなやり方をしないで、堂堂と、統計は共通の土俵でやっているのですから、その共通の土俵を隠したり何かして、それでしてやつたりという答弁をするのでは、これはとても、とてもじゃないけれども国会審議のあり方としてやっていけはしないですよ。だから、そういう態度を私は根本的に改める必要があると思うのです。たとえば四十二年分の税務行政主要統計にしても、そんなに分厚なものではないはずで、ですから、そういう問題については資料要求しましたから、ここにありますが、そういうものは表にして出してもらいたい。

あと出してもらいたいものがあるのです。それは、総理が本会議で答弁した租税特別措置法の資本金別減税額の根拠です。総理は本会議でもって答弁しました。ところが、われわれの手元にその数字がないのです。それで出てきたのは簡単に二枚つづりの、これがとうだ、これがどうだというやつだけです。総理が答弁するのだったらこつちもちゃんと持っていなければならぬ。そうすると、総理の答弁は一億円でもって区別していますが、大体資本金別が一番いいのですが、中小企業基本法という製造工業五千万円、商業サービス一千万円、これの仕分けしたものが私はほしいわけです。それをつくっていただきたい。

もう一つは、貸倒準備金など、本法に組み込まれた特別減免税措置があるはずです。この金額が大体七百亿円くらいあると思うのですが、それについて、これもいま出したと同様に区別していただきたい。それから、それ以外のものとして利子配当の源

○吉國（二）政府委員　ただいまお話しになりました数字、できるだけ出したいと思いますが、五千万円で切れというのはちょっと困るのでございます。なぜかと申しますと、税法では一億円を境にいたしました制度を変えております。たとえば一億円以下の法人には軽減税率の適用があるということにいたしましたしておりますし、一億円以下の法人には特別に貸倒準備金の割り増しを認めている。そのかわり一億円超の法人には、資本構成の是正関係の特別措置は認めているというような割り方をいたしておりますので、特別措置が入り組みになりますから、一億円の資料でやっていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、利子配当は階級別というのは、これはできないのでございます。なぜかと申しますと、利子配当については支払い調書の提出がないのです。だれが幾ら払っているかわからないのです。これはむしろ貯蓄について預金者の収入階級別調査等があるので、あれで見るとよりしやうがないのであります。

次に、本法に入っている特別措置というのはないのです。本法に入っているものは特別措置ではない。そこで振り分けをしたわけでございまして、貸倒準備金は会計学上も本来負債性引き当て金でありまして、また退職給与引当金にいたしましても負債性引き当て金で、本来企業会計上の引き当て金として整理すべきものでありますから、特別措置としては扱っていないわけであります。○大沢(賢)委員 前に特別措置だったものが本法に組み入れられたからそれについての額はわかりになるでしょう、こういう御質問ですよ。わかりますね。

○吉國(二)政府委員 昔は貸倒準備金は、本来本法に入っていたわけですが、昔から準備金等につきましてはやや整理が不十分であったの

○広沢(賢)委員　それでいいんです。

それからさっき言った利子配当についても、これは貯蓄額はわかるわけですね。どうですか。

○吉國(二)政府委員 貯蓄額と申しますか、その減収額から逆算すればできる。この収入階級別となりますと、推計をして貯蓄動向調査として日銀がやったのがございますけれども、これはあくまでも推計でございます。

○広沢(賢委員) 推計でけっこうです。推計でけっこうですから出していたきたい。そうすると、これは以上お渡ししておきます。これに基づいて租税特別措置を本格的にやりたいと思います。なぜこれが重要かということは先ほど申し上げましたが、もう一つその重要な問題について、法人税の問題についてお聞きます。

いままでの審議で、わが国の租税負担の水準がよその国よりも、先進諸国に比べて低いということを書いておられました。それはもちろんそうですね。ところが大衆への所得税、低額所得者に対する課税はどうですか、重いと思いますか。これは主税局長でいいです。

○吉國(二)政府委員 重いか軽いかというのは非常に主観的な判断になりますので、数字で申し上げたいと思いますが、外国と比較いたしました場合に、わが国では所得税の個人総所得に対する負担割合というのは大体国税では四〇％程度だと思います。

ます。それがアメリカになりますと約一一％、イギリスにおきましては一三％前後、フランスが大體五・六％前後かと思ひます。さらにこれに對しまして、法人の所得に對する法人税の負擔率といふものをとつてみますと、国税だけでわが國では

大体三三％程度、アメリカが大体三一％程度、お
おむね各国三〇％前後になっております。そうい
う点から申しますと、マクロ的に見ればわが国の

○大沢賢委員　私もそのとおりだと思うのです。税負担は平均すれば軽いのに、大衆は重く感じておる。その重く感じておる根拠は何かといえ
ば、課税最低限が各国に比較すると日本は低所得者については重い。各国は軽い、上がつておる。統計上それは認めますね。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

○吉國(二)政府委員　確かに課税最低限は日本は低かったのでございますが、だいたいこのごろふえてまいりました。ことしの八十三万というのから見ますと、イギリスは七十七万で、すでに日本より低くなりました。もちろんこれはポンドの切り下げの結果でもあります。それからドイツが約八十八万でありまして、アメリカはやはり何といても高くて百三十万程度でございます。フランスが百十六万、そういう点から考えてみますと、かなり追いついてきた感じではあると思います。

○広沢(賢)委員　かなり追いついてきました。ところがまだ及んでいない。

それからもう一つは、戦前は七十万人くらいに所得税がかかっておった。ところが、いまは二千百万人と非常に多く、たいがいの人が所得税を取られるような状況になってきた。これはお認めになりますね。

○吉國(二)政府委員 数字的にはまさにそのとおりだと思いますが、先ほど実は阿部委員に申し上げたのでございますけれども、当時の税法系といふのは税法系は非常に違っておりまして、先ほど申し上げましたが、間接税が六〇ないし六五％を占め、その他が所得税、法人税であつたわけでありまして。現在では所得税、法人税で六〇％、間接税四〇％、しかも総体の税負担が現在こととして国民

所得に對しまして一九・五%でございますが、當時は約一三%、そういうことでもかなり租税体系も違ふし、またもう一つは、当時の所得構成といまの所得構成が非常に違つております。そういう意味から申しますと、わが国の場合、有業人口に對する納税人員が約四五%でございますが、英米各國は大体七〇%ないし八〇%まで課税人員になっております。そういう意味で、いまの所得税中心の考え方になってまいりますと、どうしても納税人員はふえるのではないかと傾向はやむを得ないと思ひます。

○広沢(賢)委員 それにしてもたいへんな人数です。二千万人ですか直接税がかけられる。もう一つ間接税でおっしゃいましたが、間接税はよその国と比べて軽いといひますが、各國も戦前と比較すると非常に軽くなつてきておるわけですね。これは統計上明らかですが、どうでしょう。統計上ここに出てゐる。

○吉國(二)政府委員 わが国も戦前に比べて相対的に軽くなつたことは私申し上げたとおりであります。諸外國の例で申しますと……

○廣沢(賢)委員 全部軽くなつておりますよ。アメリカは戦前の五五から一三と……

○吉國(二)政府委員 ちょっと手元に持つてきておりませんが……

○廣沢(賢)委員 審議に協力して先を急ぎますから。ここに大蔵省で出しているのが手元にあるのです。それで各國比較すると、全部各國ともが間接税の割合は軽くなつてゐる。そこで重要なことは、吉國さんも、この前新聞記事でもつて非常にりっぱな就任の弁で感嘆したのですが、間接税の増徴には反對するとはっきり言われておりますね。その理由は、私はやはり各國とも割合が少なくなつてゐる間接税は逆進性のものであるという意味が含まれてゐると思ひますが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 就任の弁といふのは、たしか新聞に私がしゃべつたものだと思ひますが、これはそのときの質問は、附加価値税、売り上げ税的なものに賛成かどうかという趣旨であつたので

ございます。私の個人的見解として、いまの段階では売り上げ税、附加価値税というのは日本には向かぬと思うといふことを申したわけでありまして。間接税の負担を売り上げ税、附加価値税によつて大幅に引き上げるといふことは賛成できないといふことを申し上げたわけでございます。不十分には伝えられたかと思ひます。

○廣沢(賢)委員 そうすると売り上げ税は反對なんですね。これを一回ひとつ……

その次に、あそこには間接税反對と書いてありますが、やはり全体として見ますと、いまの御答弁で大体私の感じと合つてゐることは、わが国の税負担はよその先進國に比べて若干低い。ところが、大衆は非常に税金が重いと感じてゐる。ことに中小企業の方々は非常に重いと感じてゐるということですね。

それからもう一つは、間接税はだんだん各國とも割合が下がる方向である。その中で、私がさつき申しました大法人の税金の國際的な比較を見ると、実効税率はどういうふうになりますか。よその國よりか軽いのですか重いですか。

○吉國(二)政府委員 実効税率を各國と比較いたしますと、実効税率の比較はなかなかめんどうなのは、わが國におきましては配当課税措置といふのがありまして、配当いたしました税金が軽くなるわけですね。したがひまして、法人の配当性向によつて税率が違ふといふこともやつかいなことになつております。それと同じようなことはドイツにもございまして、ドイツも標準税率が五一でございまして、配当をいたしましたことに對する税額は一五%になるというふうなことがござい

ます。そこを調整してお話を申し上げます。実効税率といつたしましては、わが國の一番高い税率は年三百萬圓超で、実効税率といつたしまして事業税、住民税を加へまして四三・七九でございます。この場合には三割配当したという前提でございます。アメリカは州附加税等を加へまして五〇・七でございます。イギリスは御承知の新しい法人税で四〇%、それから西ドイツがこれもやはり三

〇配当をいたしたものと仮定して計算をいたしまして四九・三三、フランスが五〇ということになつております。

○廣沢(賢)委員 その問題も今度また租税特別措置でつて検討しようと思ひます。それはいろいろこの基準のとり方で違ふと思うのです。たとえば國際比較を、やはりさっきの秘密資料によると、いろいろ出ておるの、いろいろ計算し直すと違ふ点があるのです。それですから、あとでもう一回検討しますが、私が見たところでは、國際的に見て特に大法人は低い。よその法人税よりか低いという計算が出るのです。これは一般の本にも、日本の法人税の実効税率が四六・六%で、外國はなべて五〇%くらいになっておるといふことがあ

います。これはあとでお互いに検討したいと思ひます。

そこから私が結論しますのは、日本ではやはり法人税が、大きな法人が非常に優遇されてゐる。それが過去と比べると、法人税全体ですが、法人税の割合が年々低くなつておりますね。それはどうですか。

○吉國(二)政府委員 一時法人税の税率が低下したことはございませうけれども、むしろ昭和二十五年以来法人税はずつと相対的にふえてきております。昭和二十五年當時は國税の所得税が五〇%程度であり、法人税が一五・六%であつたと思ひますが、その後昭和三十三年に所得税が五〇%と減税をいたしました際に、初めて法人税が所得税を上回つたわけでありまして、その後ほとんど同じ率を維持してあります。ただ四十年、四十一年にだ

いふ減りまして、また所得税に追い越されましたが、四十三年度の見込みではまた法人税が主位に立つております。

○廣沢(賢)委員 それもまたあとでよく割合を——どうも数字といふのは一方的に信用することができなくなつてしまつたきやうこのごろなので、だからこれはお互いに検討したいと思ひます。そこから、私は重要な問題がある。たとえば八

幡製鉄の場合をあげます。これは名前を個人別にあげるとなかなかお答えが十分でないと思うのですが、三十七年度の決算の法人税が六億三千万圓、実効税率が八・五%、これは変だと思つたのですが、ところが有価証券の証券がありまして、そののいろいろのことから計算すると八・五%というのです。これは私にもなかなか信じがたいのですが、学者がそう書いてゐるのです。これも一回御検討になつたらいいと思ひます。そうすると、政治献金を含む寄付金が六億六千万圓だから、大

体法人税と寄付金が同じくらい、それ以上になる。それから四十年度の交際費が十四億七千万圓、これは有名な交際費で、そういうような状態を考えると、先ほど私は四〇%と言つたけれども、これはこれはよく考えますとやはりいぶん違ふのじゃないか。もう一つの資料によりまして引当金、準備金、あるいは特別償却等を引いて法人税三五%をかけると、実効税率は大企業が二〇%、中小企業の税率の年三百萬圓以下の二八%より低いという数字が出るのです。これはどうして

こういうふうになつたかといふと、私は一つは租税特別措置に基因してゐるのではなからうかといふふうには考えますが、どうでしょう。

○吉國(二)政府委員 ただいまの数字でござい

ますが、引き当て金、準備金を加算して所得をやり直して計算すると二〇%という意味だと思ひますが、その場合大法人全体でございまして、特定の法人でございまして、どうでしょう。

○廣沢(賢)委員 大企業です。

○吉國(二)政府委員 大企業全般をいたしまして、特別措置の額自体がそれほど大きくございせんので、二〇%といふことはあり得ないと思ひます。

○廣沢(賢)委員 それではこれもまたゆつくりと検討いたすことにいたします。

○吉國(二)政府委員 できればその原由を教へて

次に検討する内容にも入ってしまいましたけれども、全体として大法人に対する課税の軽減が相当なされている。その軽減が結局ひいては内部保留の充実——いいことはいいですよ。だけれども、内部保留の充実になって、それが金融引き締めや何かのときにきかなくなる一つの原因だと思いがすが、どうでしょう。

○吉國(二)政府委員 特別措置のうちには累積的なものがございますが、これは取りくずし原因が生じない場合には留保になってまいります。そういう形の特別措置は現在輸出海外市場開拓準備金というものがございまして、これはそれほど大きいものではないでございます。その他本法によるいわゆる退職給付引当金とか貸倒準備金は相当の額のりましますけれども、これは特別措置とはいえずから、それほど特別措置によって大きな留保ができたということはないのではないかと思います。

○広沢(賢)委員 まだ一ぱい質問があるのです、私の持ち時間はまだ十分あるわけですから。これを次に回すすれば次に回していただきたいのですが、次の日に一番目にやらせていただきたいと思うのです。なるべく委員長に審議協力いたします。

あと、今度資料提出してもらいたい問題点いろいろあげますが、これはここにも書いてあるのです。四十年の法人規模別利用状況を見ると、租税特別措置による準備金、特別償却等の利用状況は、資本金一億円以上が七、一億円以下一五、一千万以下一四、比較的中小企業の利用率が高いと見られる価格変動準備金にしても、一億円超が六七、一千万以下が一〇にすぎない。このことが一つ。それからもう一つは、利子配当の軽減措置でもって、それはさっき申しましたが、架空名義の預金や無記名預金の利用の状況、これもわからぬと思いますが、次のときに答弁を用意しておいていただきたい。何か数字を推計できるものがほしいのです。そうじゃないと……やはり重要ですからね、笑いごとじゃないのですよ。

ないのですよ。

それからもう一つ、株式分布状況を見ると、これは租税特別措置じゃありませんが、法人株主が五三、その受け取り配当は益金不算入になりますね。巨額な一種の非課税の措置になると思うのです。そういうことになるでしょう。非課税といったら、これはことばのやりとりだからあれだけれども、何か得をするわけですね。得をしないのですか。受け取ったその配当は益金不算入になるでしょう。

○吉國(二)政府委員 ただいまの点でございますが、お説のとおり法人税の場合、配当は本来ならば利子と同じで株主に払う報酬でございますが、これは利益の中から払うという意味で損金不算入、ですからそのかわり受け取ったほうは益金に入れない、つまり片方の法人の利益に対して、利益を分配するのにそれを課税をしないで、二重課税を排除しておるわけでありまして、必ずしも得とは言えないと思えます。

○広沢(賢)委員 私は法人利潤税のことを引き出すために聞こうとしておるのです。法人擬制説とか実在説という問題でとらわれて言っているのじゃないのです。ただ金額が見つけたいためなんです。そういうものがあればこの次までに用意していただきたいと思えます。

その次に入ります。そうすると、まず第一番に泉国税庁長官にお尋ねしますが、泉国税庁長官は、金融財政事情という本の中に、「税制についていえば、所得税の累進負担が低所得者にとって急激となっており、所得が増加するところと税負担が急激に増加することになっているので、諸控除を引き上げ、累進税率を緩和する必要がある。」というお言葉ですが、やはりいまでも変わっていませんか。

○泉政府委員 税制としてはいまでもそういう考えを持っております。ただ、税制をそういうふうな持つていくことができるかどうかということについては、財政事情全般の状況によってきまるわけであ

ります。私は、税制としてはそういう方向が望ましいと思っております。

○広沢(賢)委員 私は、税金の方からいえば、法人利潤税にすればうんと取れると思うのです。もう一つは、「担税力に即応した税負担が実現するのには、利子、配当の特別措置等がなくてはならない」という点も是正する必要があるが、総合課税に程遠いといった点も是正する必要がある。これも非常にいい意見だと思うのです。やはりりっぱだと思えます。

その次は、「法人税についても、大法人と中小法人との負担の権衡について論議の多い点も是正する必要がある」というのは、やはり大法人が有利であるとお考えのためにこのことばが出たんだと思えますがどうでしょう。

○泉政府委員 必ずしも大法人が有利だからという意味ではないのでありますが、ただ御承知のとおりドイツあたりですと、法人になるには資本金が一定額以上でないと法人にならないようになっていますが、わが国の場合には株主が七名以上あればどんなに資本金が小さくても法人になれるという点になっておるわけでありまして、そういう点から百億円をこえるわけは一千億円をこえるような法人と、資本金がわずかに二十万円、三十万円という法人とを同じ税法で律するところになかなかむずかしい点があるのではないかとといううなことで、これはまあそれじゃ具体的にどういうふうにするかということについてはいろいろ意見があるわけでありまして、中小法人の場合には、むしろ個人と同じような課税をするのが望ましいのではないかと、大法人というものをこほんとどうに法人税としての適用を受けてしかるべきものではないか。こういう点からいって、わが国のいまの法人擬制説的な考え方に基づく全部をひっくりかえめた法人課税という点に問題がありはしないか、こういう考えを持っておるわけでございます。

○広沢(賢)委員 わかりました。これもいい御答弁ですからあとでいろいろ検討することにしまして、泉さんが「税務職員についても、納税者に親

切に應對し、納税者に有利になることは進んで教えるように」、「税務の知識だけでなく」、「立派な社会人となるようにする必要がある。」ということを書べておられます。

それから税務運営方針でこういうことが出ております。「査察の対象としては真に社会的非難に値する悪質なものを選定する。査察官は、厳正な規律を保持し、「云々で「仕事の遂行にあたっては、行過ぎにならないように配慮し、常に国民感情の支持を受けるように努める。」というのです。つまり、社会的非難に値する悪質なものの問題について、同和信用組合のことをこの間御質問いたしました。それで私が納得のいかない点をもう少しお聞きしたいと思えます。

そこで、これはお互いに調査をして、それから正確なことを判断しようということのお約束でした。この同和信用組合というのは脱税しているわけではないのです。これは普通の信用組合なんです。そうして取引先五件の問題を問題にしました。国税庁長官にお伺いしますが、この間のは、上野の支店の状況についてばかり話がありました。ところが、本店も武装警官と査察官が数百名来たのです。三和企業と本店には取引関係があるかどうか、御承知ですか。

○泉政府委員 お話のとおり、同和信用組合は、その信用組合自身の脱税の容疑で査察調査をしたのではないのであります。その取引先の脱税容疑に関連したしまして、金融機関として取引があるということで、令状を持って捜索、臨検したわけでございます。いまお話しした三和企業につきましては、当初本店の取引先にあるということで、令状を請求したのでありますが、調査の結果、同じ三和企業でありましたが、名前は同じでも、実体が違うということが判明いたしました。三和企業は本店との取引がないということが判明いたしました。ただ、上野支店とは取引があるということでございます。

○広沢(賢)委員 その本店と取引関係がないところですよ。それなのに、その本店をそういうふう

に武装警官や何かで襲つていくという事は、これはさつきも言われた税務方針と違ふのです。それから、審議を早くするためにずっと例をあげます。全部ここにありますが、これは一々筆記されないでもよいです、お渡ししますから。全部調べて後々調査していただきたいと思ひます。申し上げます。

新宿企業、これも任意調査段階ですべて調査済み、国税局でもこの件に關して、よく協力したという答弁があつた。それから、金年珍さん、本店に取引關係はない。松本裕商事、本店に取引關係はなく、上野支店の取引、それも四十二年九月、東京国税局の査察官要求どおりにいろいろの資料を提出。それから李五達さん、本店に取引關係なし。そのほか、東京国税局は、一月二十三日、方元俊關係でリコピーした数十人の元帳写しを持つてきて、營業部長の捺印を要求している。その内容はすでに任意調査の段階で積極的協力し、明らかにしたものだから、本人に対してはすでに更正が決定されている問題である。これについてもそういうことがいわれている。

そのほか、読み上げます。
同和信用組合が税務調査に協力している事例。四十二年九月松本裕商事、東京国税局要求どおりに提出。四十二年十月、谷口哲義の件については仙台国税局査察官岡村、竹村氏に要求書どおりに提出。四十二年十一月、金沢縫製株式会社、松戸税務署調査官加藤、石丸氏に要求書どおりに提出。四十二年十一月、南吉次郎の件、葛飾税務署調査官と話し合ひ、後連絡なし。四十二年十一月、鄭根業の件、渋谷税務署書類どおり、リコピーにて提出。それから四十二年十一月、村井産業の件、神田税務署元帳等確認。四十二年十一月、加来の件、麻布税務署要求書どおり提出という事です。

以上の点から、いままでずっと任意調査に協力しており、しかもこの本店とは關係ない、そういうところまで入つてきてこういうことをした、これは越権行為であらうと思ひます。いかが思ひますか。

○泉政府委員 いまお話のいろいろな点につきましては、調査いたした上で答えたいと思ひます。私のほうも、金年珍さんとか、あるいは松本裕商事が、本店と取引がないことは承知いたしております。したがって、この両者については本店に令状を請求いたしておりません。

それから、方元俊につきましては、当座取引はないのでありますが、普通預金口座に入金があるというありますので、本店に令状を請求いたしまして調査いたしております。このほうは、従来の調査がございましたので、すでに本年一月に告発済みであります。

そのほか、いまいろいろお話がございました各納税者につきましては、従来同和信用組合がそういう協力をされたという事でありますが、まあ、協力していただいた場合もあらうかと思ひますが、私どもが令状を請求いたしましたこの五名の方につきましては、なかなか協力が得られなかったのは事実でございます。

それから事実を御訂正願ひたいと思ひますが、昭和四十二年の十月に仙台の査察官、こういうお話でございましたが、これは査察官ではございませんで、実査官でございます。その点を直していただきたいと思います。

そのほかの分につきましては、いろいろあるようでございますから、調査いたしました上でお答えいたします。

○広沢(賢)委員 大体、本店にあまり關係がない事件が、本店までそういうふうなたいへんな取り扱いを受けたというところについて、たとえこういう行いということが必要じゃないですか。強制査察をなう以前に理事長に、税務調査に対する非協力に対して警告を行なうとか、それでも協力しない場合には金融機関の公共性を重じて、たとえ信用組合ですから、東京都の管轄ですから、東京都に連絡をとつて、何らかの警告をやつたというようなことはしないでしょう。そういうことをしていいのですか。

いのですね。そういう点についてはどうですか。東京都の金融課を通じてやつたことがありますか。

○泉政府委員 お話のように、金融機関に対する調査につきましては、その公共性ということも十分考慮して行なわなければならないと思ひます。しかし同時に、われわれが脱税の容疑で査察立件いたしておりますものの所得の内容を解明する必要があるわけでありまして、したがって、ぐずぐずしておりましたその資料をなくしてしまわれるという事になりましてまた困ります。

そういう点からいたしまして、捜索いたしました当日、午前中に任意に提出していただくようにお願いしたのでありますが、任意提出がありませんでしたので、午後強制捜査に踏み切らざるを得なかったものであります。その場合に、金融機関であるから監督官庁である東京都を介してというような御意見もおありになるかと思ひます。しかし、信用組合に対する都の監督というのは、御承知だと思ひますけれども、あまりたいした監督が行なわれているわけではございません。したがって、われわれとしては犯罪調査のほうに重点を置かざるを得なかったという事でございまして。

○広沢(賢)委員 それでは、三菱銀行とか三井銀行にそのような処置をとつたという答弁をしますか。これはできないと思ひます。だから、やはり一庶民の零細な信用組合であつたり、もしくは朝鮮の人たちが寄り集まつて生活を助け合う、そういう信用組合だからこそそういうことが言えると思ひます。三井銀行、三菱銀行に対しては、いまの答弁をそのまま言えますか、国税庁長官。

○泉政府委員 従来、査察調査に關連いたしまして、金融機関に令状を提示して協力していただいた事例は相当ございます。したがって、三菱銀行の支店等におきましても令状を執行した場合がございしますが、ただ、その場合には、令状をお見せすると任意に協力していただくのが普通でございします。したがって、令状をお見せするだけでも任意に協力していただけますから、強制捜査に踏み

切る必要はなかったものであります。実は、金融機関におきまして、実力をもって抵抗されて、強制捜査をせざるを得なかったのは同和信用組合が初めてでございます。それまでも令状執行をいたしました金融機関の数は相当多うございしますけれども、その場合には令状をお見せすると全部任意に協力していただいております。

○広沢(賢)委員 審議促進を催促されましたから、二点だけ伺ひます。

一つは、たとえばこの前、本店のことはあまり対象にしないで長官は言われておりましたが、その本店は、もうほとんど強制捜査をして、書類などを押収した。まず警官隊がばあつと金庫へ入つていて、目録を作成するようなそんな人間じゃないのです。そこにいた職員というのは、女子職員を含めて四、五十人程度、女の人のほうが多いのです。これは確認しました。それを急にやつて、その中から一つ不祥事が出たのです。それは、預金係の女の子の机の中から組合員李さんの当日の当座預金から引き出した現金一万七千四百円入りの現金袋が紛失したままになっているのです。詳しく言つと、机の中の書類一切を警官隊が段ボール箱の中に全部入れてしまった。その中に現金があるといつて女子職員が注意したけれども、警官はあとで目録をつくるからといつてそのまま押収して持つていってしまった。そのまま現金が出てこないのです。ここにその振替伝票の写しがあるのです。だから、そういう点についてもっと十分配慮しなければいかぬと思ひます。行き過ぎであるかどうか。こういうことは今後しないほうがいいという事ははっきり言つていただきたいことが一つ。法務委員会でも、長官の答弁は行き過ぎがあるという事を認めているのです。

今後のあり方として、今度は銀行局長に聞きますが、きょうはいないですね。もう一つの問題です。大蔵省銀行局長より全国銀行協会連合会長に対する通知というのがある。昭和二十六年十月十六日「預貯金等の税務調査に対する協力につい

て「最近における貯蓄増強の重要性にかんがみ……爾今預貯金等に対する税務調査は真に已むを得ない必要最小の範囲に限定する。もう一つ、昭和二十六年十月十六日の、これは国税庁長官より各国税局長あてに通達したのに入っているのですが「直接金融機関について調査を行はなければならぬ場合は、……普遍的に個人別の預貯金の調査を行うようなことは、これを避けるよう管下各税務署に徹底されたい」これは当然だと思ふわけだ。そうすると、普遍的に個人別の預貯金の調査といふのは、もういふ返つたといふいながら、ほとんどの帳簿とかそれからいふなんものをずつとあけていく件数はたいへんな件数です。全部ありまうけれども、そういうものを持つていってしまつて、リコーピーを全部やつてしまつたといふことで、非常な不安を起しているのです。そうすると、この通達と抵触するやうなことが行なわれたらそれを断固として取り締まること。国税庁長官は絶対にそういうことをしなさいといふことについてはつきり答弁していただきたいと思ふます。

○泉政府委員 おことばではございますが、同和信用組合の本店及び上野支店につきまして強制調査をいたしました際には、まず査察官が入りまして、来意を告げて、その令状の対象になつております五つの個人及び法人についての預貯金の状況についての資料を得るやうにいたしましたのであります。ところが、相手方が実力をもって抵抗し、また査察官が押収しようとする書類を取り返そうとする動きが出ましたために、やむを得ず警察官を導入したのであります。初めから警察官が行つてそれを押えたといふのはございませぬ。事実についてひとつ御認識をいただきたいと思ふのでございます。もちろん、私もいたしましては、先ほど申し上げましたように、金融機関は金融機関としての公共性がございまして、令状を執行して強制調査をするといふことでなしに、できるだけ任意に協力いただくというのが望ましいことだと思つております。今後ともそういう方

うな方向で金融機関の協力を得たいと思つております。ただ遺憾ながら、実力をもって抵抗されますと、私のほうもやむを得ず強制調査に移らざるを得ないのであります。したがつて、これは金融機関のほうにおいても十分それに協力していただくやうにお願いするほかにないと思ふのであります。

第二点の銀行調査につきましては、お話しのように国税庁長官通達を出しまして、預貯金をしておる人にとつたら不安を起させざることをのまないやうに、したがつて、預貯金についてはその預貯金の秘密性といふことを考慮し、普遍的な調査は避ける、そして個別の脱税をしておる者の名前をあげ、あるいは仮名取引の場合がございまして、それが仮名である場合におきまして、それに実在の人に關連する預貯金を調査するといふたてまをえをとつておるわけでありまして、同和信用組合の場合におきましても、先ほど申し上げましたやうに、五つの個人及び法人につきましてその取引關係を調査するつもりで査察、強制調査に入つたのであります。実力をもって抵抗されましたためにやむを得ず、できるだけ五つの個人及び法人の取引關係の書類に限らうとしたのであります。そこには必ずしも十分にそこが限られて、そこにありました書類を国税局のほうに運ばざるを得なかつたといふ事情があるものであります。その後、先ほどは全部リコーピーしたといふやうなお話がございますが、われわれのほうではあくまでも対象になつた五つの個人及び法人の取引關係をリコーピーしておるのであります。したがつてそれ以外のものについてリコーピーをしておるわけではございませぬ。したがつて、私どものほうとしては、こういう事態が好ましい事態であつたとは思つておりませぬけれども、実力をもって抵抗されたためにやむを得ざる措置としてつたものであります。今後こういうことが繰り返されることがないやうに、金融機関のほうにも協力を得たいし、またわれわれのほうとしても、今回の事件にかんがみまして、査察、調査のやり方につい

て十分考へていきたい、このやうに思つてゐるわけでございます。

○広沢(賢)委員 事實はさういふ違ひなんです。の間と同じなんです。誤認しているのです。私は直接本店に行きまして、石野久男そのほか五名の議員と一緒に、全部綿密に調査したのであります。だから、あなたのおっしゃるのと事實は違ひのです。女子職員を多く含んだ四十名の人がたが何れも抵抗することはないのです。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

しかも、そこにだれもかけつけてはいないので、本店はさびしいところですから。それで入り来なうに警察官が金庫を押えたのです。そういう点の——いま首振りしましたが、それでは今度参考人としていろいろやりましよう。それじゃ、本店にいた警官とか査察官でもつてかすり傷を負つたり何かした人がいるかどうか、調査をしましよう。それじゃ、首振つたあなたは實際にその現場にいたのですか。だから、そういうことは長官はよく調べまして——これはまだ重大な疑いがあるのですが、あまり詳しくやると、審議促進の上で渡辺さんももうと言つてゐるから、事實の問題については税制の小委員会でも一回やりましよう。

ただし二点あります。それはどういふことかと、いま泉長官が言われました——たとえばうちの横山委員に法務委員会でもつて答えていますが、これはやはり行き過ぎであつたと認めていませぬ。そういう答弁をしていませぬ。それからそのほかの、たとえば泉政府委員のあれでは、「非常に遺憾に思つておるやうな次第であります。堀内さん、これは人権擁護局長、それから進藤政府委員、法務政務次官、これもやっぱ「不当なことが今後ないやうにさせたいと思ふ次第でございます。」と答えておられます。したがつて、この場合は率直に、やっぱ泉長官としては自分が出した通達のとおり、やはり金融機関に対しては今後そういうことをしなさいといふことと、それからこの事實の誤認については、これは小委員会ですとして、もっと詳しく調べていただきたい。た

とえば、いまのお金の問題ですね。女の子が現金袋があると言つたが持つていってしまつたといふお金の問題だつて、一つも解決してないのです。これはわざかの、一万円がわざかかどうかわかりませぬが、これが問題だと言ふのじやないんです。こういうやうな査察、それから現金から小切手まで持つていくやうな、そういうやうなやり方が許されていへば、幾ら税務運営方針でそういうことが書いてあつても、これは全く砂上の樓閣です。たとえばここにも大阪地裁で税務署員が、これは秘密漏洩罪だといわれていたのが無罪になつた。地裁があげておる。それからもう一つは、最近の中野の民主商工会に対する問題、これも民主商工会が勝訴しておる、訴訟に勝つたといふ点を考えますと、税務がきつと長いこと話をされましたが、やっぱ、相当の問題をはらんでおるのです。泉さんのやうにまづ正直にいろいろ答えていっても、下のほう朝鮮人に対する偏見を持つてゐる。この間もさういふ前にも私は質問しましたが、偏見を持つた言動をする。それでそういうやうにがむしやにやる。朝鮮人だと思つたらけ飛ばしたつて何しても世の中の指弾を浴びないと思ふ、そういう態度が下の税務職員にあつたら、問題だと思ふのです。これは事実立証してゐるんだから。その問題については、民主商工会だとか朝鮮商工会だつたらこれは何でも飛ばせ、け散らせといふやうな大号令をかけるんではなくて、非常に親切に、やはり税金を納めてゐるのですから、そういう措置をとるべきであつたと思ふのです。この点についてはあと小委員会ですりますが、一言長官のまづ正直な御答弁をお願いしたいと思ひます。

○泉政府委員 先ほど現金一万七千四百円がなくなつたといふお話でございますが、この前はたしか十七万四千円がなくなつたといふお話で、これについて私もいろいろ調べたのでございまして、差し押えた事實はないから信用組合のほうでもう少し調査してくれといふことを言つたら、信用組合のほうはその後何とも言つてまいらない

というのが実情でございます。

それから、法務委員会で私が遺憾の意を表明したというのは、金融機関の強制捜査をしたということについて遺憾の意を表明したのではなくて、当日ああいう混乱になりましたために、本来ならば差し押え調査はその現場で作成して相手方に交付すべきものでありますが、それを現場で作成することができなくて、国税局へ物件を引揚げた後に差し押え調書を作成して交付したのは、事情やむを得ざる措置であつたにしても、差し押えのやり方からいって適正を欠いておつた、その意味で遺憾であるということを申し上げたのであります。金融機関を強制捜査したことが遺憾だということをお願いしたわけではございません。しかし、先ほども申し上げましたように、金融機関につきましてもその公共性にかんがみまして、私どももいたしましてもできるだけ、そういう金融機関を強制捜査することによって預金者に無用な不安を与えるというようなことが起きないようにいたしたいと思ひます。また、金融機関としても税務について協力していただきまして、事柄が円滑に処理されるようにしていただきたいものだ、このように思う次第でございます。

○広沢(賢)委員 最後に、事実のあれがありましたから……。十七万四千円です。私の間違いです。十七万四千八百円、これは振替伝票にはつきり出ています。それでこつちのプリントが一万七千四百円になっているのは間違い。これは全部つけて長官にお渡ししますから、なお詳しく税制小委員会でもやりたいと思ひます。

以上で終わります。

○渡辺(美)委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次回は、明後二十一日木曜日、午前十時より理事会、十時三十分委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

昭和四十三年三月二十七日印刷

昭和四十三年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局